平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	３月２日	金	開会・提案理由説明	
2	３月３日	（土）	休　　会	
3	３月４日	（日）		
4	３月５日	月	休会（発言通告締切午後５時まで）	
5	３月６日	火	休　　会	
6	３月７日	水		
7	３月８日	木	質疑・一般質問	
8	３月９日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
9	３月10日	（土）	休　　会	
１０	３月11日	（日）		
１１	３月12日	月		建設経済
１２	３月13日	火		市民福祉
１３	３月14日	水		総務文教
１４	３月15日	木		
１５	３月16日	金		議会運営
１６	３月17日	（土）		
１７	３月18日	（日）		
１８	３月19日	月	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　　次

第１号（３月２日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 5
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　市長の説明 …… 7
９．日程第４　議案第１号～議案第54号 …… 12
10．提案理由の説明 …… 12
（１）議案第１号（幸村総務部長） …… 12
（２）議案第２号（野田福祉部次長） …… 14
（３）議案第３号（野田福祉部次長） …… 14
（４）議案第４号（吉里建設部次長） …… 14
（５）議案第５号（野田福祉部次長） …… 15
（６）議案第６号（白田水道局長） …… 15
（７）議案第７号（白田水道局長） …… 16
（８）議案第８号（飯田市民医療センター事務部長） …… 16
（９）議案第９号（吉里建設部次長） …… 17
（10）議案第10号（幸村総務部長） …… 17
（11）議案第11号（幸村総務部長） …… 17
（12）議案第12号（幸村総務部長） …… 18
（13）議案第13号（幸村総務部長） …… 18
（14）議案第14号（幸村総務部長） …… 18
（15）議案第15号（中山消防本部消防次長） …… 18
（16）議案第16号（戸次福祉部長） …… 19
（17）議案第17号（戸次福祉部長） …… 19
（18）議案第18号（戸次福祉部長） …… 19
（19）議案第19号（戸次福祉部長） …… 20

(20) 議案第20号（戸次福祉部長） …… 20
(21) 議案第21号（早田経済部長） …… 21
(22) 議案第22号（早田経済部長） …… 21
(23) 議案第23号（早田経済部長） …… 22
(24) 議案第24号（早田経済部長） …… 22
(25) 議案第25号（中原建設部長） …… 23
(26) 議案第26号（中原建設部長） …… 23
(27) 議案第27号（大森教育部長） …… 23
(28) 議案第28号（大森教育部長） …… 24
(29) 議案第29号（大森教育部長） …… 24
(30) 議案第30号（幸村総務部長） …… 24
(31) 議案第31号（戸次福祉部長） …… 27
(32) 議案第32号（戸次福祉部長） …… 28
(33) 議案第33号（吉里建設部次長） …… 28
(34) 議案第34号（戸次福祉部長） …… 29
(35) 議案第35号（白田水道局長） …… 30
(36) 議案第36号（才田経済部次長） …… 31
(37) 議案第37号（才田経済部次長） …… 31
(38) 議案第38号（才田経済部次長） …… 31
(39) 議案第39号（白田水道局長） …… 31
(40) 議案第40号（飯田市民医療センター事務部長） …… 32
(41) 議案第41号（吉里建設部次長） …… 33
(42) 議案第42号（早田経済部長） …… 34
(43) 議案第43号（早田経済部長） …… 34
(44) 議案第44号（早田経済部長） …… 34
(45) 議案第45号（早田経済部長） …… 35
(46) 議案第46号（中原建設部長） …… 35
(47) 議案第47号（池田副市長） …… 36
(48) 議案第48号（池田副市長） …… 36
(49) 議案第49号（池田副市長） …… 36
(50) 議案第50号（池田副市長） …… 36
(51) 議案第51号（池田副市長） …… 36
(52) 議案第52号（池田副市長） …… 36
(53) 議案第53号（池田副市長） …… 36

（54）議案第54号（池田副市長）　…… 36
11．散　会　…… 36

第２号（３月８日）

１．議事日程　…… 41
２．本日の会議に付した事件　…… 42
３．出席議員　…… 42
４．欠席議員　…… 42
５．説明のため出席した者　…… 42
６．事務局職員出席者　…… 43
７．日程第１　質疑・一般質問　…… 44
（１）服部　香代君一般質問　…… 44
○幸村総務部長答弁　…… 44
（２）服部　香代君一般質問　…… 45
○幸村総務部長答弁　…… 45
（３）服部　香代君一般質問　…… 46
○幸村総務部長答弁　…… 47
（４）服部　香代君一般質問　…… 48
○大森教育部長答弁　…… 49
（５）服部　香代君一般質問　…… 49
○大森教育部長答弁　…… 51
（６）服部　香代君一般質問　…… 51
○大森教育部長答弁　…… 52
（７）服部　香代君一般質問　…… 53
○大森教育部長答弁　…… 54
（８）服部　香代君一般質問　…… 55
○幸村総務部長答弁　…… 56
（９）服部　香代君一般質問　…… 56
○幸村総務部長答弁　…… 58
（10）服部　香代君一般質問　…… 58
（11）冨田　弘海君質疑　…… 59
○阿蘇品市民部長答弁　…… 60
（12）冨田　弘海君一般質問　…… 61
○中嶋市長答弁　…… 62

(13) 冨田　弘海君一般質問 …… 63
(14) 平井　邦廣君一般質問 …… 64
○早田経済部長答弁 …… 65
(15) 平井　邦廣君一般質問 …… 66
○早田経済部長答弁 …… 66
(16) 平井　邦廣君一般質問 …… 67
○中嶋市長答弁 …… 67
(17) 平井　邦廣君一般質問 …… 68
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 69
○堀田教育長答弁 …… 70
(18) 平井　邦廣君一般質問 …… 71
(19) 勢田　昭一君一般質問 …… 72
○大森教育部長答弁 …… 72
(20) 勢田　昭一君一般質問 …… 73
○大森教育部長答弁 …… 74
(21) 勢田　昭一君一般質問 …… 75
○大森教育部長答弁 …… 75
(22) 勢田　昭一君一般質問 …… 76
○中山消防本部消防次長答弁 …… 77
(23) 勢田　昭一君一般質問 …… 77
○中山消防本部消防次長答弁 …… 78
(24) 勢田　昭一君一般質問 …… 78
○中原建設部長答弁 …… 79
(25) 勢田　昭一君一般質問 …… 80
○早田経済部長答弁 …… 80
(26) 勢田　昭一君一般質問 …… 81
○大森教育部長答弁 …… 82
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 84
○大森教育部長答弁 …… 84
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 85
８．散　会 …… 85

第３号（３月９日）

１．議事日程 …… 89

２．本日の会議に付した事件 …… 90
３．出席議員 …… 90
４．欠席議員 …… 91
５．説明のため出席した者 …… 91
６．事務局職員出席者 …… 91
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 93
（１）北原　昭三君一般質問 …… 93
○幸村総務部長答弁 …… 94
（２）北原　昭三君一般質問 …… 94
○阿蘇品市民部長答弁 …… 95
（３）北原　昭三君一般質問 …… 95
○中嶋市長答弁 …… 96
（４）北原　昭三君一般質問 …… 97
○中嶋市長答弁 …… 97
（５）北原　昭三君一般質問 …… 98
○戸次福祉部長答弁 …… 99
（６）北原　昭三君一般質問 …… 100
○戸次福祉部長答弁 …… 100
（７）北原　昭三君一般質問 …… 101
○戸次福祉部長答弁 …… 102
（８）北原　昭三君一般質問 …… 103
○中山消防本部消防次長答弁 …… 103
（９）北原　昭三君一般質問 …… 104
（10）立山　大二朗君一般質問 …… 105
○幸村総務部長答弁 …… 106
（11）立山　大二朗君一般質問 …… 106
○幸村総務部長答弁 …… 107
（12）立山　大二朗君一般質問 …… 108
○幸村総務部長答弁 …… 109
（13）立山　大二朗君一般質問 …… 110
○幸村総務部長答弁 …… 112
（14）立山　大二朗君一般質問 …… 113
○中山消防本部消防次長答弁 …… 115
（15）立山　大二朗君一般質問 …… 116

○中山消防本部消防次長答弁 …… 117
(16) 立山　大二朗君一般質問 …… 118
(17) 有働　辰喜君一般質問 …… 120
○大森教育部長答弁 …… 123
(18) 有働　辰喜君一般質問 …… 124
○大森教育部長答弁 …… 125
(19) 有働　辰喜君一般質問 …… 126
○大森教育部長答弁 …… 126
(20) 有働　辰喜君一般質問 …… 126
○大森教育部長答弁 …… 127
(21) 有働　辰喜君一般質問 …… 128
○大森教育部長答弁 …… 131
(22) 有働　辰喜君一般質問 …… 132
(23) 芋生　よしや君一般質問 …… 134
○大森教育部長答弁 …… 134
○中原建設部長答弁 …… 135
(24) 芋生　よしや君一般質問 …… 136
○大森教育部長答弁 …… 138
(25) 芋生　よしや君一般質問 …… 139
○幸村総務部長答弁 …… 141
(26) 芋生　よしや君一般質問 …… 142
○幸村総務部長答弁 …… 142
(27) 芋生　よしや君一般質問 …… 143
○幸村総務部長答弁 …… 143
(28) 芋生　よしや君一般質問 …… 144
○中嶋市長答弁 …… 145
(29) 芋生　よしや君一般質問 …… 145
○中嶋市長答弁 …… 146
(30) 芋生　よしや君一般質問 …… 146
○中原建設部長答弁 …… 147
(31) 芋生　よしや君一般質問 …… 148
○中原建設部長答弁 …… 148
(32) 芋生　よしや君一般質問 …… 149
○中嶋市長答弁 …… 150

（33）芋生　よしや君一般質問 …… 150
８．日程第２　委員会付託 …… 151
９．散　会 …… 151

第４号（３月19日）

１．議事日程 …… 155
２．本日の会議に付した事件 …… 157
３．出席議員 …… 159
４．説明のため出席した者 …… 159
５．事務局職員出席者 …… 160
６．日程第１　議案第１号～議案第54号
請願第３号～請願第４号 …… 161
７．各常任委員長の報告 …… 161
（１）建設経済常任委員長報告 …… 161
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 163
（３）総務文教常任委員長報告 …… 164
８．質　疑 …… 165
９．討　論 …… 165
（１）芋生　よしや君討論 …… 166
10．採　決 …… 167
11．日程第２　所管事務調査の委員会付託 …… 170
12．日程追加　日程第３　議案第55号 …… 170
13．提案理由の説明 …… 170
（１）議案第55号（大森教育部長） …… 170
14．質　疑 …… 171
15．討　論 …… 172
16．採　決 …… 172
17．閉　会 …… 172

３月２日（金曜日）

平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成30年３月２日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

議案第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）

議案第９号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第10号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号　山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例及び山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市蒲生コミュニティーセンター条例を廃止する条例

議案第22号　山鹿市山村・都市交流施設条例を廃止する条例

議案第23号　山鹿市鹿北竹加工学習施設条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市娯楽・レクリエーション地区内建築制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例
議案第29号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算
議案第31号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第34号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第35号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第36号　平成30年度六郷財産区特別会計予算
議案第37号　平成30年度城北財産区特別会計予算
議案第38号　平成30年度稲田財産区特別会計予算
議案第39号　平成30年度山鹿市水道事業会計予算
議案第40号　平成30年度山鹿市病院事業会計予算
議案第41号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の貸付けについて
議案第44号　財産の貸付けについて
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市６次産業化・観光連携推進施設）
議案第46号　市道路線の認定について
議案第47号　教育委員会委員の任命について
議案第48号　城北財産区管理委員の選任について
議案第49号　城北財産区管理委員の選任について
議案第50号　城北財産区管理委員の選任について
議案第51号　城北財産区管理委員の選任について
議案第52号　城北財産区管理委員の選任について
議案第53号　城北財産区管理委員の選任について

議案第54号　城北財産区管理委員の選任について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	幸　村　英　星　君
市民部長	阿蘇品　貴　司　君
福祉部長	戸　次　由　夫　君

経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
消防本部消防次長	中山恒弘君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
総務課長	池田淳志君
財務課長	中尾雄二君
地域生活課長	近藤　敏君
長寿支援課長	徳永謙吾君
教育総務課長	瀬口慎哉君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、平井　邦廣君、芹川　正美君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月19日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　市長の説明

○議長（永田　健君）

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年３月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成30年度の市政運営に関する私の所信を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本経済は、政府が１月に発表した月例経済報告において、景気は緩やかに回復

しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとの見方が示されております。

また、地域経済に目を向けますと、昨年12月の有効求人倍率が、全国平均を上回る1.68倍となるなど、県内の雇用環境も着実に改善してきているところであります。

こうした中、国においては経済財政運営と改革の基本方針2017に基づき、成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題として、働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現、成長戦略の加速等、消費の活性化、地方創生、中小企業等の支援、安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保に取り組むこととしております。

それでは、平成30年度における市政運営の基本的な方針についてご説明いたします。

これまで第２次山鹿市総合計画前期基本計画及び山鹿市総合戦略に基づき各施策を着実に推進してまいりました。

平成の時代を10年の区切りで考えれば、節目の年となる平成30年度は、山鹿市にとっても将来の展望を切り開くための正念場の年となります。人口減少の抑制を最大の目標として策定した山鹿市総合戦略も終盤の４年目を迎え、菊鹿ワイナリー構想を初めとする地方創生の実現に向けた取り組みが、一段と目に見えた形になってまいります。これらの取り組みを着実に進めながら、新たな雇用を創出し、有為な人材の確保・定着・育成を図ることで、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、引き続き、第２次山鹿市総合計画に掲げたまちづくりの基本姿勢である「人を創る」、「経済を創る」、「住み続けたいまちを創る」の３本の柱を重点施策とし、市民が誇れる魅力ある山鹿の実現を目指してまいります。

続きまして、平成30年度の予算編成方針について申し上げます。

本市では、普通交付税の合併算定特例制度に伴う減少や高齢化の進行等による社会保障費の増加など厳しい財政状況にあります。

しかし、行政には地域に活力を与え、住民の生活の豊かさや満足度を最大化する責務があります。人口減少や過疎化といった本市が抱える構造的な課題に対しても真正面から向き合い、限られた経営資源を効率的、効果的に生かし、その克服を目指してまいります。

このことを念頭に、平成30年度は、第２次山鹿市総合計画の３本の柱の深化と、山鹿市総合戦略に掲げる地方創生に向けた施策に重点的に取り組むことといたします。

このような考えのもとに編成しました、平成30年度の一般会計の予算総額は、313億9400万円であります。

これに８特別会計と３企業会計を合わせますと、純計では498億2794万2000円となります。

それでは、ただいま申し上げました予算編成方針に基づき、３本の柱ごとに重点的に取り組む施策の概要について、ご説明いたします。

まず、第１の柱、「人を創る」についてであります。

次代を担う子供たちが、これからの社会において必要となる生きる力を身につけるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てられるよう教育・保育環境を整備してまいります。

ＩＣＴ機器を効率的に活用し、教職員が手作業で行ってきた事務作業の省力・時間短縮化を図るなど校務改革を推進してまいります。これにより教職員の本務である子供たちと向き合う時間を十分確保することで、不登校対策などの取り組みの充実を図ってまいります。

保護者の就労形態にかかわらず、全ての就学前児童に一貫した教育・保育の機会を提供する幼保一元化施設のニーズが高まっております。

そのため、隣接する幼慈園、鹿本幼稚園を統合し認定こども園として再編・整備いたします。これにより、施設の効率的・安定的な運営を図るとともに、年齢や生活環境が異なる一定規模の児童がともに生活できる良好な発達環境を確保してまいります。

次に、第２の柱「経済を創る」についてであります。

菊鹿ワイナリーや新シルク蚕業、山鹿灯籠など地域資源を生かした３つの構想が具現化する時期を迎えることから、戦略創造プロジェクトとして引き続き強力に推進するとともに、日本遺産認定を活用して農林業及び商工・観光業の連携強化を図り、本市の知名度アップ、交流人口の拡大、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

基幹産業である農林業につきましては収益性の高い農林業の実現を目指し、将来にわたり地域農業を支える担い手の育成、農地中間管理機構の活用による農地集積・集約化の推進、基盤整備の推進などの施策を積極的に進めます。また、日本型直接支払制度等を有効に活用し、農林業の活性化と農業・農村の多面的機能の維持・強化につなげてまいります。

菊鹿ワイナリー構想につきましては、菊鹿ワイナリーの本年秋の開業に向け、次の３点を重点事業として進めてまいります。

まず、１点目として、落成式や内覧会等の開業イベントによる効果的な情報発信を図ってまいります。

次に、２点目として、ワイナリー内に市が建設中の６次産業化・観光連携推進施

設において、上質な商品と魅力あふれる店舗づくり及び運営を行ってまいります。

３点目として、町なかとの回遊及び交流人口の拡大に向けた市内の観光事業者との連携を図ってまいります。

地方創生を実現するために、官民協働による農業と観光が連携した新たな観光拠点として、菊鹿ワイナリーを整備することにより、農林事業者、観光事業者の所得の向上を図ってまいります。

新シルク蚕業構想につきましては、新たな形でのシルク蚕業の復活・集積による地域産業の活性化と雇用創出、さらには世界的な市場開拓によるジャパン・ブランド・シルクの確立を目指します。平成30年度もブランディング戦略による情報発信・ＰＲ活動、また先端技術導入による高機能シルク開発支援などを継続してまいります。

山鹿灯籠ジャパンブランド構想につきましては、国の伝統的工芸品である山鹿灯籠を、本市が世界に誇るオンリーワンブランドとして、国内外にその魅力を発信することで、観光地山鹿の知名度の浸透を図ってまいります。

山鹿灯籠まつりにつきましては、演出・プログラムの磨き上げとともに、次世代に継承するためにも、祭りを支えていく人材の育成及び活用並びに団体間の連携強化を後押ししてまいります。

菊池川流域日本遺産については、引き続き菊池川流域３市１町の関係機関から成る菊池川流域日本遺産協議会が主体となって事業を進めてまいります。

平成29年度に国内外で実施した基礎調査の結果を踏まえて、外国人をターゲットとしたＳＮＳやホームページの作成、市民を対象とした出前講座などの周知活動に取り組みます。また、多様な構成文化財を活用して、観光・農業事業者とも連携しながら、積極的に情報発信を図り、交流人口の増加につなげてまいります。

商業振興対策では、これまで実施してきた空き店舗補助制度を社会情勢の変化に即応すべく充実させ、商工会議所・商工会及び山鹿市の三者が一体となって、市内全域において創業・開業を促すことで、商業者支援、にぎわいづくりの取り組みを強力に推進してまいります。

また、企業誘致対策につきましては、これまでの取り組みが実を結び、一昨年、昨年と新規企業の立地や工場の拡張が相次いでおります。平成30年度も、さらなる企業誘致の実現に向け、着実に取り組んでまいります。

豊前街道沿いの空き家・空き店舗がふえ、歴史的町並みが失われつつあることから、豊前街道かいわいに点在する空き家及び空き店舗等をリノベーションし、利活用することで、歴史的町並みの再生及び新たなにぎわいの創出を図り、交流人口の増加や雇用の場の提供等、中心市街地の活性化を目指してまいります。

最後に、第３の柱「住み続けたいまちを創る」についてであります。

市外からの移住定住を進め、新しい人の流れや地域住民との交流を促すことで、若い世代の定着を目指してまいります。また、地域コミュニティー維持のため、住民みずからが主体的に行う地域づくり活動の支援と、市民が生きがいを感じ、生き生きと暮らし続けることのできるまちづくりに取り組んでまいります。

移住・定住の地として、本市を選択してもらえるように、引き続き魅力ある情報の発信と環境づくりに取り組んでまいります。

新たに整備するお試し暮らし体験住宅を移住希望者に一定期間貸し付け、本市の地域特性、日々の暮らし及び地域活動等を実際に体験してもらうことで、さらなる移住者の増加を目指してまいります。

健康づくりでは、市民歩こう運動を初め、運動や生活習慣の動機づけ・定着化に向けた取り組みを進めてまいりましたが、新たに健康ポイント事業を実施いたします。

これにより、市民一人一人が自分の健康は自分で守る、つくるという意識の高揚を促し、ひいては、健康寿命の延伸、医療費の抑制につなげてまいります。

以上、３つの重点施策のほかに、以下の重要事業にも取り組んでまいります。

平成31年４月１日から稼働予定の新たな一般廃棄物処理施設につきましては、順調に整備が進み、当初のスケジュールどおり完成を見込んでおります。あわせまして、施設稼働後の管理運営体制について検討を進めてまいります。

観光地づくりの受け皿として、山鹿版ＤＭＯの形成を目的に人材の発掘・育成を図るとともに、地元素材を生かした着地型観光商品「山鹿あそび」に磨きをかけ、あわせて戦略的な情報発信に取り組んでまいります。

インバウンド観光の推進につきましては、熊本県及び県北地域４市町との連携により、東アジアを中心としてプロモーション活動を継続的に展開し、特に個人旅行者の受け入れ対策として阿蘇くまもと空港からの２次交通アクセスの強化に努めます。

市南部地域の将来的発展と活性化を図るため、当地域の道路交通体系の現状と課題を整理し、国道・県道の既存路線とのネットワークなど、道路交通機能の強化により、生活の利便性の向上を図ってまいります。

2019年に熊本県内で開催される女子ハンドボール世界選手権大会に向け、平成30年度は、本市の事業推進母体となる実行委員会を組織し、2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会と連携して、広報活動、大会運営に携わるボランティアの確保・育成などに官民一体となって取り組み、機運の醸成を図ってまいります。

以上、平成30年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施

策の概要について申し上げました。

少子高齢化、人口減少が進む厳しい現実に対処するため、地方創生の実現に向け、重点施策を初め、将来の山鹿市を見据えた不断の取り組みを着実に実施してまいります。

行政のみならず、市民の皆様を初め、企業、各種団体等が一体となって、山鹿に住みたい、住み続けたいと言っていただけるような魅力ある山鹿の実現に挑戦していく決意でございます。

本日から18日間にわたりご審議いただきます議案は、条例20件、予算21件、財産の譲渡及び貸付け３件、指定管理者の指定１件、市道路線の認定１件、人事案件８件の計54件でございます。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、ご審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第４　議案第１号～議案第54号

○議長（永田　健君）

日程第４、議案第１号から議案第54号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う調整、財源の組み替え、基金積み立てのほか、去る２月１日に成立しました国の平成29年度第１次補正予算に係る取り組みでございます。なお、議案第12号及び第13号に基づく給与改定につきましても、あわせて計上いたしております。

それでは、１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に２億9605万円を追加し、総額を284億6128万1000円とするものであります。

６ページをお願いいたします。

第２表は、越明許費であります。（款）総務費の戸籍住民基本台帳費ほか９つの事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次の７ページから８ページにかけましては、第３表、地方債補正であります。事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴う起債限度額の変更を行うものです。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）地域振興費の補正額381万7000円は、平成28年４月の熊本地震の影響等により、輸送人員が減少している路線バスの赤字補塡に係る補助金を増額するものです。

24ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中の国民健康保険事業特別会計繰出金603万5000円は、職員の給与改定に係るもののほか、国民健康保険の保険基盤安定繰出金の確定に伴い増額するものです。

次の（目）高齢者福祉総務費の中の介護保険事業特別会計繰出金287万5000円は、職員の給与改定に係るもののほか、介護保険の制度改正に伴いシステム改修を行うものです。

25ページをお願いいたします。

（目）児童措置費の補正額１億7504万2000円は、保育士の処遇改善加算及び人事院勧告に準じた保育給付単価の改定に係るもののほか、私立保育所年間利用児童数の増加に伴い、私立保育所運営費を増額するものです。

28ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額2584万9000円は、国の第１次補正予算に係る担い手確保・経営強化支援事業を活用し、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械の導入を支援するものです。

29ページをお願いいたします。

（目）林業振興費の補正額727万5000円は、国、本市及び菊鹿町３区との分収造林契約に基づき、国有林の売却に伴う分収金の一部を菊鹿町３区に交付するものです。

33ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の中の学校運営費34万7000円及び（目）中学校の学校管理費の中の学校運営費83万2000円は、いずれも市内小中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

34ページをお願いいたします。

（目）幼稚園費の中の私立幼稚園・認定こども園費277万2000円は、人事院勧告に準じた認定こども園運営費単価の改定に伴い、認定こども園運営費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

議案第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1769万1000円を追加し、総額を91億8372万5000円とするものであります。

補正予算の主なものについて、歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

２段目、（款）保険給付費、（目）一般被保険者高額療養費は、歳入予算の確定に伴い、財源の組み替えを行うものです。

次の（款）基金積立金、（目）財政調整基金積立金の補正額４万1000円は、預金利子の決算見込みによるものであります。

下段の（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰出金の補正額1644万6000円は、市民医療センターに対する国庫補助金の増額に伴う病院事業会計への繰出金でございます。

続きまして、議案第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ777万1000円を追加し、総額を７億2058万2000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）後期高齢者医療広域連合納付金、（目）後期高齢者医療広域連合納付金の補正額777万1000円は、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定に伴い、補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、給与条例の改正に基づき、給与等の改定を行うもの

でございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に48万8000円を追加し、総額を９億5371万9000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

議案第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3682万4000円を減額し、総額を64億９万円とするものであります。

給与改定を除く主なものについて、歳出によりご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

（款）総務費の２段目、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費は、小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防拠点施設の整備に対する補助金でございますが、補助の要件を満たす事業所がありませんでしたので、4290万円の減額補正とするものであります。

次に、下段の（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額272万7000円は、平成28年度決算剰余金及び基金利子の確定に伴うもので、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

議案第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づき、職員の給与等の改定を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に20万1000円を追加し、総額を１億7561万円とするものです。

続きまして、議案第７号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）につきましても、同様でございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）水道事業費の既決予定額に74万円を追加し、４億1782万1000円とするものです。また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用できない経費に74万円を追加し、5550万4000円といたします。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第８号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、外来収益の増加に伴う材料費の補正及び給与改定に伴う補正でございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、収益的収入及び支出でございます。収入の（第１款）病院事業収益の既決予定額に5333万6000円を追加し、総額を38億2214万5000円とするものでございます。

次に、支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に１億793万4000円を追加し、総額を37億7452万5000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に2792万3000円を追加し、総額を21億3351万7000円とし、第４条は、材料費の増加に伴う棚卸資産購入限度額について改めるものでございます。

補正の内容につきましては、実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

収入の（款）病院事業収益、（項）医業収益、（目）外来収益の補正予定額5330万2000円は、診療単価増に伴う収益でございます。

同じく、（項）医業収益、（目）他会計負担金の補正予定額３万4000円は、一般会計からの在職期間案分による退職手当負担金でございます。

次に、支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）給与費の補正予定額2792万3000円は、給与改定に伴う給料、諸手当等の増加分でございます。

同じく、（目）材料費の補正予定額7079万円は、外来収益の増加に伴う、薬品、

診療材料費用の補正でございます。

同じく、（目）他会計負担金の補正予定額922万1000円は、一般会計での早期退職者に伴う在職期間案分による負担金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第９号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づき、給与等の改定を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）下水道事業費用に32万円を追加し、12億1812万1000円とするものです。

第３条、（第１款）資本的収入、（第１項）企業債に190万円を追加し9530万円とし、（第２項）補助金を190万円減額し7810万円とするものです。

次に、（第１款）資本的支出に19万6000円を追加し、５億6725万6000円とするものです。

２ページをお願いいたします。

第４条、企業債は190万円を追加し、限度額を9530万円とするものです。

第５条、議会の議決を経なければ流用することができない経費に51万6000円を追加し、3410万4000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第10号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、本市が隣接する和水町と定住自立圏形成協定を締結するため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第11号　山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に鑑み、本市の関係条例について、個人情報の定義の明確化など、所要の規定を設けるとともに、あわせて条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第12号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職及び県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を0.15月引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び熊本県職員の給与改定に準じて、職員の給与を改定する等のため、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例及び山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、雇用保険法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

議案第15号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物貯蔵所等の設置許可に係る手数料を改めるため、山鹿市手数料条例について、所要の規定を整備する必要があり、提案するものです。

附則として、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、第７期山鹿市介護保険事業計画の計画期間における保険料率を定めるほか、介護保険法の改正に伴い条例を改正する必要があり提案するものであります。

第３条が保険料率の改定であります。第１項及び第２項の対象期間を、平成30年度から平成32年度に改め、第１項第１号から第９号及び第２項において、所得区分ごとの保険料年額を記載のとおり改めるものであります。そのうち、第５号が基準となる第５段階の保険料であります。現行の年額６万7320円を６万6720円に改め、年額600円の引き下げといたしております。

次に、第17条は、介護保険法の改正に伴い、過料に処する対象者の範囲を第２号被保険者の配偶者や世帯主などまで拡大するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴いまして、平成30年４月から居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲されることにより、所要の規定の整備を行うものであります。

新たに第４章を指定居宅介護支援の事業とし、第20条から第23条を追加することにより、従前の第４章と第５章を１章ずつ繰り下げ、従前の第20条から第24条までを４条ずつ繰り下げるものであります。

追加する第20条から第23条にかけましては、申請者の要件、暴力団の排除、記録の整備及び保存、その他の基準を定めるものであります。

附則としまして、この条例は平成30年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第18号　山鹿市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、専門医に係る修学資金の返還債務の免除要件を緩和し、被貸与者が専門医の認定を受けやすい環境を整えるため、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

まず、専門医については、これまで学会ごとに認定していたものを、平成30年４月から一般社団法人日本専門医機構が認定を統一的に行うことになりました。研修期間は、３年から５年となっております。

第７条第１項第１号につきまして、記載のとおり、所要の規定の整備を行うものであります。

具体的に申し上げますと、通常、貸与期間が６年の場合、臨床研修修了後６年の２倍の12年のうちに市民医療センターに６年従事で返還が免除となりますが、専門医にあっては研修期間の５年を限度に加算した期間、最高で17年のうち６年の従事で返還が免除となるものであります。

附則としまして、この条例は平成30年４月１日から施行し、経過措置として、改正後の規定は、施行日前に修学資金の貸与を受ける契約を締結した者に係る返還債務についても適用するものでございます。

続きまして、議案第19号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の算定方法の見直しに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

まず、国の国保制度改革につきまして、ご説明申し上げます。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は県全体の医療費を賄うことになります。その原資として、市町村の医療費水準や所得水準などに応じ、国保事業費納付金を徴収いたします。市町村は、納付金を納めるのに必要な国保税総額を確保するため、県が示した標準税率を参考に国保税率を定め、賦課徴収を行うことになります。このような改革を踏まえ、今回、税率等の見直しを行うものであります。

大きくは２点ございます。１点目は、基礎課税分、後期高齢者支援金課税分、介護納付金課税分の３つの課税区分、全てにおいて所得割の税率を引き下げたことであります。

２点目は、後期高齢者支援金課税分において、世帯別均等割を新たに設けるとともに、その他の課税区分を含め、被保険者均等割及び世帯別平等割の調整を行ったことであります。現時点における試算では、１世帯当たりの国保税額は平均で１万4800円の引き下げとなる見込みでございます。

附則としまして、この条例は平成30年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものであります。

続きまして、議案第20号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、住所地特例の適用について、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

まず、住所地特例について、ご説明申し上げます。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所し、住所が変更になった被保険者については、住所地特例により、前住所地の市町村が引き続き保険者となります。ただし、現行制度では住所地特例者が75歳到達により、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した場合において、住所地特例の適用規定がなく、施設等が所在する県の後期高齢者医療広域連合が新たな保険者となる仕組みとなっております。

今回の法律の改正により、山鹿市国保で住所地特例の適用を受けていた被保険者が、後期高齢者に移行した場合においても、引き続き住所地特例の適用を受け、熊本県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

このことを受けまして、本条例の改正により、第３条に山鹿市が保険料の徴収を行う旨を新たに加えるものであります。

附則としまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第21号　山鹿市蒲生コミュニティーセンター条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市蒲生コミュニティーセンターを廃止するため、条例を廃止する必要があり提案するものです。

同施設は、平成18年度に建設し、設置から10年以上が経過しており、今回、地元自治会の受け入れ態勢が整い、設置目的を継承していくことが十分見込まれることから、地元自治会に譲渡し、引き続き地元住民の集会施設として有効活用を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第22号　山鹿市山村・都市交流施設条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市山村・都市交流施設たかとり自然共育センター「木馬館」を廃止するため、条例を廃止する必要があり提案するものです。

菊鹿町にあります同施設は、平成元年度の建設当初から地元の原・中原地区の所

有地を借りて建設し、平成18年度からは指定管理者制度により管理を行ってまいりました。

近年、施設利用率の低下が著しく、施設の補助事業上の処分制限期限を既に４年経過していることから、今回、行政財産としての木馬館を廃止し、普通財産としての施設の敷地所有者でございます原・中原地区へ貸し付け、引き続き地域活性化のための施設として有効活用を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

次に、議案第23号　山鹿市鹿北竹加工学習施設条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市鹿北竹加工学習施設を廃止するため、条例を廃止する必要があり提案するものです。

同施設は、平成３年度に建設し、近年、施設利用率の低下が著しく、施設の補助事業上の処分制限期限を２年ほど経過しており、今回、行政財産としての鹿北竹加工学習施設を廃止し、普通財産として行政内部での有効活用を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第24号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市特産工芸村の交流館を廃止するため、条例を改正する必要があり提案するものです。

菊鹿町にあります同施設は、平成６年度に特産品のＰＲや押し花、陶芸作品の展示など、地域活性化を図ることを目的に建設されております。近年、利用者が減少しておりまして、平成20年度からは菊鹿町放課後児童クラブ、あんずっ子クラブが利用されております。

今回、当初計画していたような地域活性化に資する活用がなくなったこと、本施設の補助事業上の処分制限期限を既に６年経過していること、あわせてあんずっ子クラブからの継続利用の要望があったことなどを総合的に勘案しまして、行政財産としての交流館を廃止し、普通財産として地元菊鹿町の放課後児童クラブでの有効活用を図るため、条例改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

議案第25号　山鹿市娯楽・レクリエーション地区内建築制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農業と調和した良好な住環境を保護するため都市計画法が改正され、用途地域に田園住居地域が追加されました。それに伴い、建築基準法の一部が改正され、現行条例で引用しております法律の条項等の繰り下げが行われたことに伴いまして改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第26号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、都市公園法及び都市公園法施行令の改正によりまして、これまで政令において定められていた１つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限率について条例に委任されましたので、政令の基準同様100分の50と定めるとともに、現行条例で引用しております法律の条項の繰り下げが行われたことに伴いまして改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第27号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づき、山鹿地区の鶴城中学校を山鹿中学校に編入するため、条例の一部を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容は、学校の名称及び位置を示します別表中より、鶴城中学校を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第28号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例について、ご説明申し上げます。

本案は、旧川辺小学校跡地に川辺地域の活動拠点として建設中の川辺地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する事項について、条例で定める必要があり提案するものです。

主な内容は、第２条でセンターの位置を、第４条から第５条で施設の休館日及び開館時間を、第６条から第14条にかけては利用に関する事項を定め、第15条から17条については将来の指定管理移行に係る事項を規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行日は規則で定めることとし、あわせて関係条例の改正を行うものです。

続きまして、議案第29号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容は、法改正により本条例が引用しております条項にずれが生じたため改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

初めに、予算編成の方針、基本的な考え方について申し上げます。

平成30年度の財政運営に当たっては、人口減少や交付税の算定特例の終了を見据え、将来世代へ負担を先送りすることなく、第３次財政構造改革大綱に基づく改革を確実に実行し、限られた経営資源を効率的・効果的に活用し、最大限の効果を生む施策を展開してまいります。

特に、平成30年度は主要プロジェクトについて、一定の成果を示す節目の年度であるとともに、これらの施策の一層の推進を図るため、さらなる計画的・戦略的な取り組みを展開する重要な時期であります。

平成30年度予算においては、第２次山鹿市総合計画に掲げる、「人を創る」、「経済を創る」、「住み続けたいまちを創る」の３本の柱の深化と、山鹿市総合戦略に掲

げる「やまがの経済の飛躍」、「人が創る地域と未来」を基本とした地方創生に向けた各種施策に重点的に取り組みつつ、地域に活力を与え、住民の豊かさ、満足度を最大化する使命のもと、社会情勢、社会構造の変化により生じる新たな行政課題等を的確に把握し、住民ニーズに柔軟に対応する予算編成といたしております。

それでは、１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を313億9400万円と定めるものです。

第２条から第５条は、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

10ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為であります。１の固定資産課税土地評価業務ほか18の事項につきまして、債務の期間、限度額を記載のとおり定めております。

13ページをお願いいたします。

第３表、地方債であります。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか23の事業に係るものについて定めており、総額56億6800万円であります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

市税につきましては、市民税において緩やかな景気回復基調を背景に、個人所得及び企業業績の伸びを見込み9130万円の増収を見込む一方で、次のページの固定資産税において、固定資産の評価がえにより4370万円の減収を見込んでおります。

32ページをお願いいたします。

地方消費税交付金につきましては、消費の伸びに伴う増加のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるための生産基準の見直しに伴い、１億100万円の増加を見込んでおります。

36ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、普通交付税の合併算定特例制度に伴う減少の一方で、特別交付税の近年の実績を勘案し、前年度と同額の106億円を見込んでおります。

67ページをお願いいたします。

市債につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業、学校規模適正化事業等の主要な建設事業の財源として地方債を活用するため、56億6800万円の発行を予定いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

73ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）地域振興費の中の地域生活交通事業は、市民生活を支える公共交通サービスの確保を図るほか、地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能

な地域公共交通体系の構築を目指すものです。

74ページをお願いいたします。

同じく、（目）地域振興費の中の移住定住促進事業では、移住定住者の確保に向け、お試し住宅の導入など、受け入れ環境の充実を図ります。

87ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）保育所費の中の認定こども園整備事業は、保育・教育環境の充実を図るため、公立保育園・幼稚園再編整備計画に基づき、幼慈園と鹿本幼稚園を統合した幼保連携認定こども園の整備を進めるものです。

93ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）ごみ処理費におきましては、一般廃棄物処理施設の平成31年度からの稼働に向けた整備に合わせ、施設の稼働を円滑に行うための準備を進めます。

95ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中のワイナリー構想推進事業は、平成30年秋のオープンを見据え、ワイナリーの情報発信等、開業に向けた準備を推進するものです。

また、96ページの菊鹿ワイナリー６次産業化・観光連携推進施設整備事業におきましては、ワイナリーの外構整備等を進め、施設全体の完成を目指します。

101ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）商工振興費の中の山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業は、山鹿灯籠のブランディング戦略の集大成として、山鹿灯籠まつりの完成形に向けた磨き上げを推進するものです。

107ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）都市計画総務費の中の豊前街道歴史的まちなみ再生事業は、豊前街道沿いの空き家等の利活用を通してにぎわいの創出を図り、魅力あるまちづくりを目指すものです。

111ページをお願いいたします。

（款）消防費、（目）災害対策費の中の防災対策費は、本年度に策定する山鹿市空家等対策計画の推進を図るため、特定空家等除却促進事業に取り組み、災害に強いまちづくりを目指すものです。

115ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校建設費の中の学校規模適正化事業（鹿本小学校）は、2020年４月の開校を目指す鹿本小学校の整備を推進するものです。

また、次の116ページの学校規模適正化事業（八幡小・平小城小・三岳小統合小

学校）は、施設整備の方針について調査を行うものです。

123ページをお願いいたします。

（目）保健体育総務費の中の女子ハンドボール世界選手権大会につきましては、2019年に熊本県で開催され、本市も会場の一つとして選定されております。大会の成功に向け、広報活動、地元開催の機運の醸成、ボランティアの育成等の準備を進めてまいります。

以上、歳出予算につきまして、概略ご説明申し上げましたが、事業ごとの内容等につきましては別冊で作成いたしております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、当初予算のあらましを作成いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第31号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を70億8436万4000円と定めるものであります。第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるものであります。

12ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

（款）国民健康保険税は、総額12億5432万1000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

２段目、（款）県支出金、（目）保険給付費等交付金51億5472万5000円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う年間の医療費相当額を県から歳入するものであります。国保制度改革に伴い、平成30年度に新たに設けた科目でございます。

14ページをお願いいたします。

２段目、（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、５億8338万6000円を計上しております。全て法定内の繰り入れであります。

20ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院、外来等に係る療養給付

に係るものであり、総額43億3067万1000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

下段から23ページにかけての（款）国民健康保険事業費納付金は、国保の新たな財政運営主体となる県に対する負担金でございます。３つの項ごとに合計18億3252万6000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

中段から25ページにかけての（款）保健事業費、（項）特定健康診査事業費は、特定健診や保健指導等に係る経費でございます。

続きまして、議案第32号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額を７億6579万7000円と定めるものでございます。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入の（款）後期高齢者医療保険料は、４億6549万4000円を計上しております。

下段、（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、法定内の繰り入れで２億5091万2000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

歳出の下段、（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、７億1835万1000円を計上しております。

次のページ上段、（款）保健事業費、（目）健康保持増進事業費は、健診やその結果に基づく保健指導、保健教育など、後期高齢者の健康増進に資する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第33号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額を８億8275万円と定めるものです。第２条から第３条は、債務負担行為、地方債について定めるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表は債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

第３表は地方債の限度額等を記載のとおり定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）の２使用料及び手数料、（目）の１農業集落排水施設使用料につきましては、１億9200万3000円を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

（款）の１農業集落排水事業費、（目）の２処理場管理費２億628万2000円は、20カ所の処理場に係る修繕料及び処理場管理委託料、三玉・八幡汚水受け入れ負担金等を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第34号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を62億233万8000円と定めるものであります。第２条から第３条は、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用について定めるものであります。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入の（款）保険料、（目）第１号被保険者保険料については、65歳以上の高齢者にご負担いただく保険料として11億2567万8000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、法定内の繰り入れで９億1991万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

歳出の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費は、要介護１から５までの認定を受けた方に対する介護サービス給付費に係るもので、51億1215万3000円を計上しております。

次の（目）介護予防サービス給付費は、要支援１及び２の認定を受けた方に対するサービス給付費であります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援の認定を受けた方や、介護予防や生活支援が必要と認められる方への介護予防対策に係るものであります。

18ページをお願いいたします。

（目）包括的支援事業費は、地域包括支援センターを拠点として行う高齢者の総合的な相談や支援に係る経費でございます。

次の（目）任意事業費は、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援や認知症対策等に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

議案第35号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１億7945万1000円と定めるものです。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

９ページにかけまして、歳入予算を計上いたしております。（款）使用料及び手数料の簡易水道使用料につきましては、5118万5000円を見込んでおります。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（目）施設管理費3766万3000円は、簡易水道施設の維持管理経費でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

議案第36号から議案第38号までの財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第36号　平成30年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を47万1000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費33万6000円。主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

次に、議案第37号　平成30年度城北財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を720万円と定めるものです。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費612万7000円。主なものは下草刈り及び作業道の維持管理に係る経費でございます。

最後に、議案第38号　平成30年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を46万円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費36万8000円。主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

議案第39号　平成30年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は総則です。

第２条は業務の予定量であります。給水戸数１万2078戸、年間総給水量274万7000立方メートル、１日平均給水量7526立方メートルと見込んでおります。主な建

設改良事業は、配水管整備事業等に２億586万5000円を予定しております。

第３条は収益的収入及び支出の予定額であります。（第１款）水道事業収益を４億3001万7000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料の営業収益４億1664万2000円であります。

次に支出ですが、（第１款）水道事業費用は４億1972万円を予定しております。内訳は、営業費用３億6834万8000円、企業債利息等の営業外費用4837万1000円であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は資本的収入及び支出の予定額であります。（第１款）資本的収入を１億3136万1000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債及び工事負担金等であります。

次に支出ですが、資本的支出は３億778万5000円を予定しております。内訳は、配水管整備及び南島水源地整備等に係る建設改良費２億1348万9000円であります。

第５条から第９条につきましては、債務負担行為、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び棚卸資産の購入限度額について、それぞれ定めるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第40号　平成30年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は総則でございます。

第２条は業務の予定量でございます。病床数は、一般病床197床、感染症病床４床、計201床でございます。年間延患者数は、入院５万5480人、外来６万1244人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院152人、外来251人を見込んでおります。主な建設改良事業は、医療機器整備事業に１億2925万5000円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第３条は収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）病院事業収益は38億4331万9000円を見込んでおります。内訳は、入院・外来収益などの医業収益33億7521万6000円、補助金負担金などの医業外収益４億6610万3000円、特別利益200万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）病院事業費用は37億7037万6000円を予定し

ております。内訳は、給与費、薬品等材料費などの医業費用36億9257万6000円、償還利息などの医業外費用7580万円、特別損失200万円でございます。

３ページをお願いいたします。

第４条は資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）資本的収入は１億2922万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債１億2490万円、他会計繰入金432万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出は５億9888万1000円を見込んでおります。内訳は、建設改良費１億2925万5000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金４億6962万6000円でございます。

４ページをお願いいたします。

第５条から、５ページ、第９条につきましては、企業債、一時借入金、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そして棚卸資産購入限度額について、それぞれを定めるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第41号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は総則です。

第２条は業務の予定量です。排水件数を１万918件、年間総排水量を729万8148立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、管渠及び下水処理場整備事業に２億3010万円を予定しております。

第３条は収益的収入及び支出の予定額です。

収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益は、13億816万8000円を見込んでおります。内訳は、営業収益６億9068万4000円、営業外収益６億1748万2000円などであります。

次に支出ですが、（第１款）下水道事業費用は12億3181万6000円を予定しております。内訳は、営業費用10億8780万6000円、営業外費用１億3601万円などであります。

２ページをお願いいたします。

第４条は資本的収入及び支出の予定額です。

収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入は、２億7104万1000円を見込んでおります。内訳は、企業債１億4010万円、補助金１億2794万1000円などであります。

次に支出ですが、（第１款）資本的支出は、６億873万4000円を予定しております。内訳は、山鹿及び鹿本処理区の管渠及び下水処理場整備に係る建設改良費２億3010万円、企業債償還金３億3863万4000円などであります。

第５条は債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給及び山鹿浄水センター改築更新工事業務について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いいたします。

第６条から第９条は、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第42号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第21号でご説明申し上げましたとおり、山鹿市蒲生コミュニティーセンターを地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市蒲生字宮ノ下1657番地１、構造は木造平屋建て、床面積は164.79平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市蒲生1657番地１、蒲生自治会会長、松山　茂行氏であります。

続きまして、議案第43号　財産の貸付けについて、ご説明申し上げます。

本案は、議案第22号でご説明申し上げましたとおり、山鹿市山村・都市交流施設の敷地所有者であります原・中原地区へ貸し付け、地域活性化のための施設として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

貸し付けする財産の種類は建物、所在は山鹿市菊鹿町上内田字九郎惣5314番地、構造は木造２階建て、床面積は359.62平方メートルであります。貸付価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市菊鹿町上内田4750番地、原・中原共有地代表、坂本　幸助氏であります。貸し付けの期間は平成30年４月１日から平成31年３月31日までの１年間とするものです。

次に、議案第44号　財産の貸付けについて、ご説明申し上げます。

本案は、菊鹿町上内田にあります旧内田保育園園舎を農産物加工品開発をされている地元の団体へ貸し付け、６次産業化推進のための施設として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

貸し付ける財産の種類は建物、所在は山鹿市菊鹿町上内田字小田560番地１、構造は鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積は全体面積360平方メートルのうち113.75平方メートルであります。貸付価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市菊鹿町上内田474番地、菊鹿町干し柿研究会会長、松本　英亮氏でございます。貸し付けの期間は平成30年４月１日から平成31年３月31日までの１年間とするものです。

次に、議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市６次産業化・観光連携推進施設でございます。指定管理者は熊本市北区和泉町字三ツ塚168番地17、熊本ワインファーム株式会社、指定の期間は平成30年10月１日から平成33年３月31日までとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

議案第46号　市道路線の認定について、ご説明いたします。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至った経緯につきまして、ご説明いたします。

路線番号81479号並びに81480号は、熊本県が改良工事を進めております主要地方道山鹿植木線のうち、南島地区のバイパス道路建設に伴い、旧県道を今後とも市道路網の１つとして一般交通の用に供する必要があり、認定をしようとするものです。

以下、１ページの市道路線に認定する路線調書により、ご説明いたします。

まず、路線番号81479号です。路線名、内曲赤根線、起点は山鹿市南島字内曲、終点は山鹿市南島字赤根です。

次に、路線番号81480号です。路線名、赤根高辻線、起点は山鹿市南島字赤根、終点は山鹿市南島字高辻です。

なお、２ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第47号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、竹原　英治氏が、本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに野口　法子氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号から議案第54号までの城北財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の７名の委員が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の城北財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第48号では、現委員、冨田　正信氏の任期満了に伴い、再度、同氏を城北財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第49号では、現委員、田中　公廣氏の任期満了に伴い、新たに渡辺　英治氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第50号では、現委員、金光　清倫氏の任期満了に伴い、新たに村上　実氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第51号では、現委員、田中　幸一郎氏の任期満了に伴い、新たに片山　政義氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第52号では、現委員、川辺　博明氏の任期満了に伴い、新たに萩尾　俊一氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第53号では、現委員、緒方　敏廣氏の任期満了に伴い、新たに津留　秋弘氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第54号では、現委員、出口　陽章氏の任期満了に伴い、新たに鈴木　直孝氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、ご報告いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後０時03分　散会

～～～

３月８日（木曜日）

平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成30年３月８日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）山鹿市の財政状況と今後の見通しについて

（２）保育園待機児童解消及び保育園入園条件について

（３）小中学校における読書推進の取り組みについて

（４）ふるさと応援寄附金について

２．冨田　弘海

質　　疑

（１）議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算について

①Ｐ74（目）地域振興費　地域振興事業　各地域の祭り

一般質問

（１）市長説明要旨　経済政策について

３．平井　邦廣

一般質問

（１）新規就農研修施設について

（２）特別支援学校誘致について

４．勢田　昭一

一般質問

（１）「経済を創る」日本遺産の認定後の取り組みについて

①３市１町の行政連携と民間団体との連携

②大人目線・子供目線での啓発・周知活動

（２）「住み続けたいまちを創る」防災・減災の取り組みについて

①ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置状況

②開発行為

（３）「人を創る」次代を担う子供たちへの取り組みについて

①地元に残るための就農、就業対策の現状

②生涯スポーツの振興とスポーツ推進計画の策定

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（18名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
18番	永　田　紘　二　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（２名）

17番	堀　　茂　幸　君
19番	横　手　啓　介　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	幸　村　英　星　君

市民部長	阿蘇品　貴司君
福祉部長	戸次　由夫君
経済部長	早田　順二君
建設部長	中原　　忍君
教育部長	大森　健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田　啓詩君
消防本部消防次長	中山　恒弘君
市民部次長	宮崎　錦也君
福祉部次長	野田　勝年君
教育部首席教育審議員	田上　明利君
秘書政策課長	野満　信男君
財務課長	中尾　雄二君
地域生活課長	近藤　　敏君
国保年金課長	佐藤　アキ君
農業振興課長	石井　耕一郎君
商工観光課審議員	黒川　賢一郎君
都市計画課長	竹下　健一君
社会教育課長	園田　正尚君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田　修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　　天君
書記	高木　善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

本日は３月８日、国際女性デーです。1904年、今から114年前、アメリカのニューヨークで女性労働者が参政権を求めてデモを行った日です。後に女性の政治的自由と平等のために闘う記念の日として、国連がこの国際女性デーを定めました。日本の女性参政権獲得から73年になります。先人たちの努力のたまもので、私も今、この場に立つことができています。感謝をしながら、本日は発言通告に従いまして、一般質問４件、一問一答にて質問させていただきます。

では、まず１件目、山鹿市の財政の状況と今後の見通しについて質問させていただきます。

これまで、山鹿市では平成24年の新庁舎建設等の推進によって、地方債残高は高どまりしておりましたが、償還によって平成26年度末だったピークは過ぎたようです。しかし、平成30年度当初予算は313億9400万円となっており、当初予算としては合併後初の300億円を超える額となっております。昨年度に比較して58億円ほどの増額となっております。大型建設事業もあるようですけれども、まず313億円を超えた要因について、そしてその財源も含めて説明をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の一般質問、平成30年度一般会計当初予算の規模が過去最高となった要因及びその主要財源について、お答えをいたします。

平成30年度一般会計予算の規模につきましては、平成16年度の合併以来、当初予

算といたしましては、初めて300億円を超え、過去最大規模の予算編成となっております。その主な要因といたしましては、第２次山鹿市総合計画や第２次社会資本整備計画に掲げる事業を進める中におきまして、一般廃棄物処理施設整備事業、学校規模適正化事業、カルチャースポーツセンター整備事業など主要な社会資本整備が集中したことによるものでございます。

また、それらの主要な財源といたしましては、国庫支出金のほか、合併特例債など地方債を活用することといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今のご答弁によりますと、やはり大型建設事業が予算額を大きくした要因ということでした。また、償還に有利な合併特例債等を使って建設されているということはわかりました。しかし、有利だとはいえ、やはり借金であることに違いはありません。つきましては、平成30年度の発行見込み額をベースにした地方債の発行残高はどのくらいになるのでしょうか。また、公債費のピークは何年度になるのかをお尋ねいたします。つまり、幾らの借金があり、最も返す額が高額になるのは何年度になるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の２回目のご質問、今後の地方債残高及び公債費の推移について、お答えをいたします。

地方債の発行に当たりましては、長期的な視点に立ち、財政状況を的確に把握し、持続可能で安定的な財政運営に資するよう、地方交付税による財政措置率の高い地方債の活用に努めているところでございます。

ご質問の地方債現在高につきましては、平成30年度の地方債発行予定分を含めまして、平成30年度末に、合併以来最大の351億4600万円になるものと見込んでおります。また、公債費につきましては、今後、平成30年度から５年間は35億円を超える水準で推移し、ピーク時の平成32年度には38億1600万円に達するものと見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

大型建設事業は、地方債等で行うことはできます。つまり、建物は建てることは可能です。しかし、それには必ず維持管理費、ランニングコストが伴います。一般廃棄物処理施設、そして学校、カルチャースポーツセンターのいずれにも、当然、ランニングコストが必要です。今度の予算書から見ますと、債務負担行為で一般廃棄物処理施設管理運営業務として、平成31年度から平成33年度の３年間で７億5351万6000円が計上してあります。３年間ですので、単純に３で割ると２億5000万円ほどになります。学校以外は使用料収入等もあるかと思いますので、若干違った数字になるかとは思いますけれども、これらは一般財源からの支出になるわけで、その施設を使い続ける限り必要な経費です。今後は、まだ今回出てきていない学校再編整備も予定されており、公債費などの義務的経費がふえ、一般廃棄物処理施設等のランニングコストも高額になると思われますけれども、どのような財政運営を行っていかれるのかをお尋ねいたします。

ところで、平成30年度は財政調整基金から６億円、そして減債基金から２億円、合計８億円を取り崩して歳入に繰り入れてあります。財政調整基金は一般会計の歳入が平年と比べて落ち込むことが予期される場合に取り崩しを行うもので、平成29年度末の残高見込みは67億円となっております。ご承知のとおり、地方公共団体の予算編成は複数年度にまたがって行うことはできません。そうした中、長期的な視野に立って、各年度における歳出の最適化や平準化を実現するためには、財政調整基金の活用は不可欠であると私は思っています。山鹿市は、一般財源に占める地方交付税の割合が高く、言いかえれば財政力が低いということです。人口や財政規模が小さくて、想定外の出費を要する事態になった年度においてでも、歳出の組み替え、あるいは歳入の増加策などによる調整力は乏しいと思われます。そうした観点から、財政力が低いということからも、財政調整基金は取り崩しながらも、剰余金などは積み増していく必要があると思います。今後の公債費の推移や地方交付税の減少からすると、標準財政規模の４割弱の保有は、今現在、山鹿市がそうなんですけれども、４割弱の保有は決して多過ぎる額ではないと考えています。

一方で、減債基金は平成29年度末の見込みで44億円ほどあり、これは十分な額ではないかと思いますけれども、適正な保有額はどのくらいと思われますでしょうか。また、その活用はどのようにお考えでしょうか。減債基金のほかの自治体との比較は、財政状況、そして人口規模あるいは中心産業など条件が違いますので、余り意

味がないとは思いますけれども、そうであるならば、何をもって適正規模と見ることができるのかお示しいただけたらと思います。

以上２点、今後の財政運営についてと減債基金の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の３回目のご質問、施設の維持管理費や地方債の償還が増大する中での今後の財政運営、また減債基金の考え方について、お答えをいたします。

人口減少や過疎化の進行といった本市が抱える構造的な課題により、今後の財政見通しは、市税等の減少を初めとする歳入不足の状況が予想されます。そのような中にあっても、本市としましては、市民のニーズを的確に捉え、必要な行政サービスを持続的に、安定的に提供する責務を有しており、その実現のためには、財源の確保が不可欠であります。

本市におきましては、合併直後から行政改革や財政構造改革の大綱等を定め、定員の適正化、民間活力の推進、事務事業の全般にわたる見直しなど、歳出の適正化に取り組んでまいるとともに、平成27年度からは、普通交付税の算定特例の廃止を見据え、財政健全化アクションプランを策定し、人件費改革、補助金改革等に集中的に取り組んでまいりました。

このように、財政の健全化を進めてきた成果として、人口減少や地方交付税が減少する中におきましても、財政調整基金、減債基金への積み増しを行い、財政健全化法に定める将来負担比率等の主な財政指標につきましても、適正な水準を確保している状況でございます。

このような地道な積み重ねにより、新市建設計画に定める事業を初め、合併当初において想定できなかった消防事務の単独化や一般廃棄物処理の広域化の解消に向けた整備等に対しましても、滞りなく事業を推進してきたところでございます。

今後も引き続き、財政健全化の手綱を緩めることなく、人件費改革、補助金改革、民間活力の推進などの歳出改革を進めるとともに、徴収対策の強化、使用料等の負担水準の適正化など、歳入改革に取り組み、将来世代に負担を先送りにすることなく、規律ある財政運営に努め、必要な財源を確保してまいります。

続きまして、減債基金の考え方につきまして申し上げます。

財源の急激な減少に対する緩和策としまして、また、社会資本整備の推進により公債費が増加することを見据えまして、これまで財政健全化の取り組みにより、余

剰財源を財政調整基金や減債基金として確保してまいったところでございます。このうち、減債基金につきましては、その設置が市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的といたしております。このため、財政力、地方債現在高、基金残高等の状況が異なる他の自治体との単なる比較ではなく、本市の実情とこれまでの公債費の推移等を勘案し、おおむね28億円を標準的な公債費の水準として定め、今後の各年度において、それを超える部分に相当する額の合計額を確保する方針といたしております。また、その活用につきましては、公債費の状況、財源不足の状況等を鑑みながら、支障なく財政運営を行うために必要な範囲で、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

今のご答弁にもありましたように、今後は歳入不足の状況は十分に予想されるものでございます。１回目のご答弁で、平成32年度がピークで38億1600万円に達するという公債費でございましたので、その標準的な公債費の水準というのを28億円とするのは、まさに今の減債基金がこれだけ必要だということをお示しいただいたものだと思います。

そんな中で、施設の維持管理費や地方債の償還が増大していって、今後の一般事業やソフト事業にしわ寄せが来ないのか、今後の予算編成に影響はないのかということが危惧されましたので、質問をさせていただいたところです。

財政運営としては、将来世代に負担を先送りしないということで、さまざまな努力をされているのはよくわかりました。財政健全化の手綱を緩めることなくということをおっしゃいましたので、大変何か構えてしまいそうな感じなんですけれども、しかしその限られた予算の中でも、市民の満足度の高いもの、将来への投資となるもの、そういったものにはめり張りをつけて予算編成をしていってほしいと思います。

では、続きまして、２件目の質問をさせていただきます。保育園待機児童の解消と保育園入園条件の緩和等についてです。

全国では、現在、慢性的な保育園不足が叫ばれております。保育士不足だとも言われております。保育園に子供を預けたい親はふえる一方で、保育園、保育士が足りていないというのが現状です。全国的に待機児童はいるわけで、その解消のため

に政府もやっと取り組みを始めました。都市圏の大都市でも待機児童ゼロになったと声を大にして政策をアピールしている自治体もあります。政府は、認可保育園の保育料の無料化も打ち出してきましたが、これはまだこの課題解決が先じゃないかなと個人的には思ったりもしています。

山鹿市では、待機児童はいないと言われてきましたが、近年は増加しているということも聞こえてきます。ここ数年の山鹿市における年度当初の保育園待機児童の数と、その後、入園できたかについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、山鹿市における待機児童の現状について、お答えいたします。

これまで、山鹿市におきましては、年度当初の待機児童の発生はありませんでした。しかしながら、入園時期の早期化、低年齢化により、年度当初から３歳未満児クラスがいっぱいになり、年度途中のゼロ歳、１歳児の入園につきましては、受け入れが難しい状況にございます。入園調整は毎月継続をして行っておりますが、希望の保育園に入園できないケースも発生しております。

平成30年度の入園につきましては、現在の保育士の配置状況では３歳未満児の入園希望を全て受け入れることができず、一方で保育士不足から定員割れの保育園が出ている状況もあり、３月１日現在、20名ほどの児童の入園先の調整を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

３月１日現在、20名ほどの待機児童がいる状況ということでした。これから４月の、あと１月ですけど、入園までにいろいろと調整していかれると思いますので、第１希望の園に入れなくても、どこかに受け入れてもらえれば、その数は若干は減少するものと思われます。将来の人口構成を予測したときに、新たな保育園の設置は現実的ではありませんし、子供たちがふえているから待機児童がいるということでもないようです。

山鹿市における待機児童がふえる原因の一つには、保育士不足が影響しています。

保育士がいれば開設できるクラスも、保育士の人員確保ができないために開設できないということです。山鹿市における待機児童解消の手立ては保育士の確保だということになります。保育園は公立と私立がありますが、どちらも保育士不足が常態化しています。なぜ保育士が不足しているのか、さまざまな理由があるようです。保育士養成の大学や専門機関を卒業した新卒者も、最初にリクルートするのは一般企業だそうです。そして、その次に公立の正規職員、そして私立の保育士という、なかなかストレートに人材確保をすることは困難な状況だそうです。

それから、保育士資格は持っているけれども働いていないという、いわゆる潜在保育士が多くおられるのではと思っています。これはもう全国的な傾向でもございます。では、なぜ保育士資格を持っているのに、そういう保育士という職業につかないのか、その理由として、比較的賃金が安い、時間外労働が多い、保育士不足による労働負担が大きい、こういった具体的な理由を挙げられておるようです。また、独身時代には保育士として働いていたものの、結婚してから、もしくは自分の子供ができてから保育士に復帰しようという人が少ないのも保育士不足の原因として挙げられています。独身時代に保育士として勤務していたときの経験から、保育士としてやっていく自信がない、時代が変わっているから自分のやっていた方法が通用しないのではないかという不安がある、そういった理由から保育士として働けない人がふえていることも挙げられているようです。

そこで、広報やまが３月号にも掲載されておりましたけれども、熊本県社会福祉協議会では、保育士就職支援事業として、保育士自身のお子さんの保育料の半額相当分の貸し付けや、就職準備金として引っ越し費用などの上限40万円までの貸し付けを行っています。いずれも２年間継続勤務された場合には全額返還免除となります。

また、保育士修学資金貸付事業もありまして、保育士養成施設などに在学する学生へ、２年間、毎月５万円の貸与があり、５年間継続勤務すると全額返還免除になります。こういった支援策に加えて、政府は保育士の処遇改善として、副主任等の中堅保育士に月額４万円の報酬加算及び若手リーダー保育士には月額5000円の報酬加算の措置を講じました。また、保育士の労働負担軽減として、保育補助者雇い上げのための費用貸し付けも行われています。

先ほどの県社協の事業は、当然、県内どこの保育園に勤務してもいいわけで、山鹿市の保育士不足解消に直結するかというと、それは疑問符がつきます。せんだっての新聞報道によりますと、荒尾市では新規保育士の家賃補助も打ち出し、そしてさらに保育補助者も国の補助事業を活用して雇用するという待機児童対策を本格化されているようです。

山鹿市における待機児童解消のための保育士不足対策はどのようにお考えで、どのような策を講じられているのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の２回目、山鹿市における待機児童解消のための対策について、お答えいたします。

服部議員のご指摘のとおり、山鹿市における待機児童発生の大きな要因は、保育士不足だと考えております。保育士不足によって、現在雇用されている保育士１人当たり仕事量は大きくなり、長時間労働や休みがとりにくいといった労働環境となっており、これが保育士の離職につながる悪循環が発生しているものと考えます。

山鹿市といたしましても、保育士の補助を行う保育補助者の雇用を支援する事業に、平成30年から取り組むこととしており、保育園の労働環境の改善、保育士の負担の軽減を図り、保育士不足の解消につなげていくこととしております。

また、待機児童の多くはゼロ歳、１歳児の途中入園に係るものが大きいことから、保育士不足の解消と同時に、通常の保育園より保育士配置の要件が緩やかな小規模保育事業、また家庭的保育事業についても認可を始めるよう検討しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

潜在保育士の方が復帰をためらう理由の一つに、保育技術の不安があることは先ほども言いましたが、復帰セミナーを開催している自治体もあります。内容は、折り紙、そして壁面作成、歌、ピアノなど、保育士としてすぐに実践できるものばかりです。そういった検討も必要に応じてやっていただけたらと思います。

次に、保育園への入園条件についてお尋ねしていきます。

昨年、熊本市議会に赤ちゃんを議場に連れてこられた議員がおられ、子育て中の議員の権利を主張されるということがあったことは、皆様の記憶にも新しいことと思います。賛否両論あることはわかっておりますが、私は議長の許可なく本会議に同伴したという、そのことに関しては議員としても、男女共同参画を推進してきた者としても、全く賛同するものではありません。議会は合議体であり、今あるそれ

ぞれの議会のルールにのっとって行動すべきであると思っています。男女共同参画では、お母さんだけが子育てをするのではなく、家族が協力し合ったり、社会的保育を利用して子育てしていこうとするものです。その熊本市議は議場への赤ちゃん同伴と、公務の際のベビーシッターに係る経費の公費負担を求めておられます。よその議会のことなので、それぞれに決めればいいことなのですが、山鹿市議会では全議員賛同のもと、赤ちゃんの控室及び庁舎内の授乳室等への同伴を認め、しかるべきところに明文化することになりました。これも大きな進歩だったのではないかなと思っています。

ただ、実際に子育て中の人が議員になられたとき、議員の労働時間は年４回の定例会のときだけしかカウントされません。定例会以外の月は、労働時間がゼロになることもあるんです。しかし、私たち議員はなかなか市民の皆様にはわかりづらいかもしれませんけれども、ほとんど土曜日・日曜日もなく、連日、政務活動を行っております。保育園の入園申し込みの条件は、月に64時間以上の勤務の実績が必要ということであり、このままでは子育て中の人が議員になっても、子供を保育園への入園申し込みをすることさえできない状況であります。一時保育やベビーシッターにお願いするということも考えられますが、一時保育も毎日、月曜日から金曜日まで預けられるものではなく、今、空きがないということで、２日とか３日とか、そういうことがせいぜいなようですけれども、それにしても１年間毎日それをしなければなりません。費用負担も相当な額になってしまいます。

社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、今の中学生が大人になったときには、今現在では考えつかなかったような職業も多く存在すると言われています。まだ今は少ないかもしれませんが、テレワークや在宅ワークをする人もふえていくでしょう。テレワークとは、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。現に、厚生労働省はテレワーク宣言応援事業に取り組むなど、働き方改革を積極的に展開しています。このように近い将来、議員ばかりではなく、多様な働き方に対しての要望が上がってくることは十分に予想されます。保育園の入園条件の緩和等、市の方針としてはどうお考えでしょうか。このことについて、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の３回目、保育園の入園条件に対する市の方針について、お答えいたします。

保育園の入園条件については、子ども・子育て支援法施行規則において、就労を理由とする入園は１月において48時間から64時間までの範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることと規定されており、山鹿市では月64時間以上の労働を入園の要件である保護者の就労と規定しております。

議員のご指摘のとおり、働き方は年々多様化しており、従来の就労証明書だけでは判断できないような事例も起こってきております。保育園の入園申し込みに際しましては、面談、電話等により、詳しく状況を確認し、実態に即した就労の状況の把握に努め、多様な働き方への、よりきめ細やかな対応を行い、保護者の仕事と子育ての両立の支援に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

最初に質問させていただきました待機児童解消に直結する保育士確保の取り組みも、今の保育園入園条件の緩和も、どちらも働くお父さん、お母さんが不安なく仕事ができる、仕事と子育てを両立する、そういった環境を整備することになるんです。しかし、保育士の雇用条件や職場環境を市が改善するというのは、非常に難しいとも感じています。保育士の配置人数など、さまざまな規定は国が定めるもので決められているからです。市が支援できる手段は、今の私の知識の中では極めて限られたものであると感じています。しかし、保育士の確保問題については、市としてもできる限りの対策を打ち出して、本日質問しました２つのことにつきましては、どちらも早期の取り組みをお願いしておきたいと思います。

それでは、質問の３件目、小学校・中学校の読書推進の取り組みについてお尋ねしていきます。

私は、小学校・中学校の読書活動推進員について、過去に２回、一般質問をしており、前回も芋生議員が質問されておりますが、平成29年３月議会におきまして、ご答弁いただいたことに関しまして、ちょうど１年が経過しますので、質問させていただきます。

読書活動推進員の役割と重要性は、もう何回もお話して、増員を求めたところでしたが、残念ながら平成29年度は１名の減ということになってしまいました。教育長からは、図書館やＰＴＡ、地域との連携をさらに進めることで、読書活動推進員の取り組みのみに頼ることなく、幅広い児童生徒の読書活動の推進に努めてまいります。教育委員会として、各学校に子供たちがこれまで以上に読書活動に取り組む

対策を練るように指導してまいりますと、ご答弁をいただいております。読書活動推進員の活動水準の維持を念頭にとも言われております。しかし、この活動水準の維持とはどういうことで、また実際にはどことどんな連携をして、そしてまたどういう取り組みを展開されてきたかについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、小中学校における読書推進の取り組みについて、お答えいたします。

まず、読書活動推進員の活動水準についてのご質問でございますが、児童生徒の読書意欲の向上を目指した学校図書館の環境整備や読書に親しむ機会の提供といった基本となる業務については、本推進員制度導入時と同じく、週１回程度のペースで各小中学校を巡回し実施しているところでございます。また、こうした学校図書館の巡回に加えて、公立図書館との連絡会議の開催などで、さらなる読書推進を図っているところでございます。さらに平成30年度からは、読書活動推進員が本来の活動業務に専念できるよう、学校図書館の整理業務を主として行う人員の確保を予定しており、学校での読書活動の推進について、さらなる支援を図ってまいります。

次に、どのような連携の取り組みを展開してきたのかというご質問について、お答えをします。

平成29年３月定例会において、移動図書館を利用した図書の充実及び地域ボランティアによる読み聞かせを実施していることをご答弁いたしておりましたが、本年度から新たに、ＰＴＡや地域ボランティアの方々が自主的に図書室及び廊下等に設置された図書紹介コーナーの飾りつけや美化作業を実施したり、傷んだ図書を修理するなどの取り組みを始められております。また、これまでも学校では、スタンプラリーや読書ビンゴといった貸し出し冊数の増加を図る取り組みを行ってこられましたが、新たに推薦本を校内で読書リレーしていく取り組みや、読書のしおりというパンフレットの作成などを始められた学校もございます。

一方で、本年度12月から社会教育課と連携し、ブックボックスと称して、小学校１年生の各クラスに40冊程度の公立図書館図書を毎月入れかえて貸し出すサービスを実施しており、子供たちが早いうちから、さまざまな種類やテーマの本と身近に接する機会を提供いたしております。

今後の計画といたしましては、児童生徒自身が推薦する本を紹介し、校内で読みたい本への投票を行うビブリオバトルの実施や各家庭で図書を回し読みするＰＴＡ

読書リレーの実施拡大について具体化をしたいと考えております。

このように、小中学校における読書活動推進の取り組みについては、読書活動推進員だけに頼るのではなく、公立図書館やＰＴＡ、地域と連携して、より幅広く重層的な取り組みをふやしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

学校での読書推進の取り組みは広がりを見せているようで、いろいろなところとの連携もできている、そういった点は大変よかったと思います。ただ、公立図書館との連絡会議は開催されていますが、本当に連絡や行事の案内等のみで、連携はいま一つといった印象を持っています。これはもう少し活動に即したものだといいのではないかなと思っております。

一方、読書活動推進員がされていた図書の修理やディスプレーなどを、ＰＴＡなどのご協力をいただいているということを今ご答弁いただきましたけれども、これによって、本来の読書活動推進員の仕事ができるようになってきたなと期待するところでございます。

読書推進というと、本の貸し出し数ばかりが注目されて、多ければよく読んでいると短絡的に分析していると大きな間違いだったりします。年齢に応じた本を読んでいるのか、読めているか、自分で適切な本を選ぶことができているか、そういった指導や支援は、やはりこれは推進員の出番です。やはり推進員の増員は必要ではないかなとは思っております。

また、図書館の本をブックボックスという形で貸し出すのは画期的です。しかし、そこで終わらずに、それから学校の図書室へ行こう、そして図書館へ行こうというところまでつなげることができれば、読書のまち山鹿ということにつながってくるでしょう。

小学校は、今、水曜日は先生たちの校内研修などで部活動はお休みなんですけれども、こもれび図書館の休館日は水曜日なんです。早く学校から帰ってきても、図書館はお休みです。こういったところこそ、連携してうまく調整できないかと思うんです。今後、さらに読書推進の取り組みが充実したものになりますよう期待しています。

それでは、４件目の質問に入らせていただきます。ふるさと応援寄附金について質問させていただきます。

この件につきましても、平成28年９月議会において質問させていただいております。このときはまだ現在のシステムを導入する前でしたので、コンセプトや具体的な導入の件についてお伺いしたところです。そのシステムを活用した応援寄附金の取り組みは、平成28年11月に開設され、１年３カ月が過ぎました。

導入に当たっては、ポータルサイトや発注管理業者の選定は、寄附金に大きく影響するので、慎重にお願いしたところです。しかし、その時点ではもう既に代行業者との契約は完了しておりました。

まず、それまでのふるさと納税と返礼品をつけてからのふるさと応援寄附金の寄附の状況をお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の一般質問、ふるさと応援寄附金の寄附の状況について、お答えをいたします。

本市におきましては、税制改正によりふるさと納税制度が導入された平成20年度から山鹿市ふるさと応援寄附金として取り組んでまいりました。これまでの寄附の状況でございますが、初年度であります平成20年度は寄附件数83件で、寄附額589万9000円を受け入れております。その後、現在の返礼品をつけたふるさと納税システムを導入する前の平成27年度までは、年間の寄附件数が約40件から70件、寄附額においては、100万円から300万円台を推移していたところであります。

システム導入後につきましては、平成28年度が寄附件数346件、寄附額1065万4000円、平成29年度が平成30年２月末現在で寄附件数697件、寄附額1551万8001円という状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

導入する前に比べまして、返礼品をつけたときは、ないときよりは多くなっているのは当然ではございますが、これはあくまでも寄附なので予測はしにくいとは思うんですけれども、私は思ったよりも少なかったなという印象です。しかし、これは予算をつけてシステムをつくって始めている事業ですから、実績はやはりシビアに見ていかなければならないと思っています。思うような実績が上がらないのはな

ぜなのかをきちんと分析して、その手立てを考えないといけないのではないでしょうか。平成30年度の当初予算見込みは3000万円となっており、平成29年度の当初予算見込み額より2000万円減額したものになっています。ふるさと納税の導入がほかの自治体よりおくれての後発組だったことはありますが、開設してすぐは一部のカードしか決済ができないという状況でした。１カ月ほどで改善されたようですけれども、こういったサイトを通してふるさと納税されている方は、ほとんどの方がカード決済を利用されています。最初に利用したときにカード決済ができないと、この自治体ではできないのかなと思われた可能性もあります。カード決済のシステムが全て整うまで、開始を延期したほうがよかったのではないかなと、私は思っています。

新着のトップページに掲載されるのは、その自治体がふるさと納税を始めたときだけですから、山鹿市を知らない全国の方が見るのは、そのときが大きなチャンスだったので、それで残念だったなと思うわけです。最初の１カ月はとても重要だったんです。そして、その新着のトップページに掲載するといっても、さまざまなポータルサイトがあるわけで、後発組の山鹿市はできるだけシェアの大きいポータルサイトを選ぶべきだったと思うんですけれども、実際はそうではなかったようです。そうした意味で、ポータルサイトとの連携の重要性を開設前の一般質問の折にも意見を申し上げたところでした。

また、業務委託の選定については、返礼品の提案などのコンサルティングについて対応ができるということも理由に挙げてありました。昨年、日本遺産の認定がされてから１年になろうとしています。これを生かさない手はないと思います。日本遺産を生かしたお米の返礼品、お米は全国的にも、どこの自治体も人気の商品で、そして通年安定した人気を誇る返礼品であります。山鹿市も同じような状況ではないかと思います。つい先日発表されましたけれども、日本穀物検定協会が行った第47回食味ランキングでは、県北のお米が特Ａにランクされたことは大きな話題になっています。これはもう何年もなっていますけれども、今やあの魚沼産のお米より食味は上だという評価なんです。田植えや稲刈り体験、お茶摘み体験など、さまざまなアイデアを提案して、よそではできないことを売りにする、それが山鹿をＰＲすることになるのではないでしょうか。

山鹿市が考えていたふるさと応援寄附金の本来の目的は、情報発信、販路拡大、観光客の増加、そして地域活性化につなげるということだったので、そのコンセプトとも合致するものです。先ほども言いましたけれども、山鹿市はふるさと納税では後発組です。先発の自治体と同じようなことをしていても応援寄附金はふえるかどうかはわかりません。返礼品については新しい展開を考えておられるのでしょう

か。そのほかにも新しい提案などはありましたでしょうか。そしてまた、今後はどう取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の２回目のご質問、返礼品を含めた今後の取り組みについて、お答えをいたします。

本年度、寄附拡大に向けまして、業務委託先である株式会社サイネックスから、寄附の受け付け窓口として、同社ポータルサイトに加え、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイス導入の提案があり、平成29年11月22日から導入をいたしております。また、本年２月８日から３月末までの期間、寄附者の中から抽選で委託業者が用意した特産品が当たるキャンペーンを実施し、山鹿市の知名度アップと寄附の獲得に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のポータルサイト業者との連携及び企画提案につきましても、随時実施をいたしているところでございます。また、ふるさとチョイスのトップページへの新着情報の掲載につきましては、受け付け窓口の運用開始時、カード決済開始時及び新規の返礼品の提供開始時と、それぞれタイムリーにトップページの新着情報に本市ふるさと応援寄附金の情報を掲載し周知を行ったところであります。

また、返礼品につきましては、先ほど議員からもご提案がありましたように、山鹿産の米、牛肉など、現在51品目を用意いたしており、ポータルサイトによる通年での寄附の受け付けが平成30年度から可能になり、スイカ、メロンなど旬の果物等の返礼品を希望する寄附の増加も期待されるところでございます。

返礼品の数・内容と寄附件数・寄附額には、相関関係があるという事例報告もなされていることから、今後も委託業者と連携し、体験型の返礼品など魅力ある返礼品の発掘・拡充を図り、寄附の増加に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今、ご答弁いただきましたサイネックスは、どうしてもシェアが少ないので、全国のふるさと納税愛好者の方には、余り山鹿の周知にはつながりませんでした。最初からポータルサイトをシェアの大きいさとふるやふるさとチョイスにしておけば

と思いますが、これは仕方ありません。しかし、昨年11月から山鹿市でもふるさとチョイスも導入することになったということで、それはとてもよかったと思っています。最初にふるさとチョイスに参加した昨年11月は、新着でトップページにも掲載されて、そのときは件数も金額も伸びているということを聞いております。その後は山鹿市というワードを入れないと、なかなか出てきません。トップページに掲載するには、料金がまた別にかかるということですけれども、お米が先ほど言いましたけど、特Ａランクの評価をいただいた今、そしてそれが米作り二千年の歴史で認定された日本遺産の米だということを前面に出して、期限を切って集中的に広告するときではないかと思います。こういうのはタイムリーにやらないと全く効果がなくなるものです。ふるさと応援寄附金の事業を継続するのならば徹底してやると決意をもって取り組めば、まだまだ納税の実績は上がるものと思っております。

今後の展開に期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時55分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号７番、冨田　弘海です。

質問に入ります前に、あの日本中が歓喜に沸き、私たちに感動を与えてくれた平昌オリンピック閉幕から10日余りが経ち、また明日からはパラリンピックが開催されます。選手の皆さんの頑張りに大いに期待するところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

発言通告に従いまして、今回は、質疑１件、その後、一般質問を１件させていただきます。

まず初めに、質疑としまして、議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算、74ページ、（目）地域振興費の地域振興事業における各地域の祭りについてでござい

ますが、よく見てみますと、昨年まであった菊鹿の子どもフェスティバルや、鹿本のふるさとじまんまつりなどがなくなっております。また、ほかの祭りにつきましても、予算が変わっているものがありますが、これはどのような経緯で、どういった検討をされて、このような予算立てになったのでしょうか。地域の祭りは、市民の関心事でもありますので、わかりやすく丁寧な説明をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

冨田議員の質疑、各地域の祭りについてお答えいたします。

現在、各地域で開催されております祭りにつきましては、地域の特色を生かした催しを初め、住民相互の交流や市内外からの参加者との交流の機会を提供するなど、地域コミュニティーの維持や地域の活性化に大いに寄与しているものと考えております。

しかしながら、祭りの担い手の高齢化や後継者不足、警備等を含めた諸経費の増加、合併後の類似のイベントとの調整、実施主体の所在など、祭りのあり方についてさまざまな課題が生じてまいりました。

このため、それぞれの地域において違いはございますが、農業・商工・観光の関係者、区長・女性の代表者などで構成される実行委員会が開催され、その中で祭りのプログラム、諸経費、収入金、スタッフ不足、行政と地域のあり方、開催日程などの検討が行われ、これまでの３年間で開催日程の短縮や地域住民の参画の増加などの見直しが行われてきました。

このような中、子供の日に開催されております菊鹿地域のあんずの丘子どもフェスティバルにつきましては、５月の連休中は特にイベントを行わなくても駐車場が足りないほど地域内外からの子供の来場があり、子供たちの笑顔とあんずの丘のＰＲという所期の目的を達したと考えられることから、きくか夏まつりと一本化し、さらに活力ある新たなきくかまつりとして発展的に統合することが決定されました。

また、鹿本地域のかもとふるさとじまんまつりにつきましても、会員の高齢化と後継者不足を初め、招魂祭の実働団体と重複している会員が多く、かつ８月、10月と短い期間に２つの祭りを実施していることから、歴史と伝統のある招魂祭へ統合し、その中で鹿本地域の自慢を発信することに決定された次第でございます。

なお、予算額については、それぞれの祭りに応じて見直しを図るとともに、統合となった２つの祭りについては統合前の額をほぼ維持しております。

今後につきましては、それぞれの実行委員会において、祭りのあり方や担い手不

足などの諸課題が引き続いて検討されていくことになりますが、多くの地域住民が参画できる住民参加型の祭りとし、触れ合いや交流の場をつくることで、地元経済への貢献や伝統文化の継承などを図り、地域の活性化につながりますよう支援してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

これまでに実行委員会で検討され、見直された経緯等よく理解いたしました。

今の地域の実情を勘案しますと、祭りの統合自体には基本的には私も賛成でございます。統合して地域住民の満足度が実感できるような、以前のようなにぎわいが増し、楽しい祭りになることを期待いたします。

続きまして、市長説明要旨、経済政策について、一般質問を行います。

皆さんご承知のとおりではございますが、中嶋市長におかれましては、昨年、熊本県市長会の会長に就任されておられます。これは大変名誉なことであり、郷土の代表である市長が熊本県下14市長の代表としてリーダーシップをとられるということは、誰にでもできるものではありませんし、改めて敬意を表するところでございます。

さて、中嶋市長は、本定例会における市長説明要旨におきまして、まちづくりの基本姿勢としまして３本の柱を掲げておられます。この３本の柱は、振り返りますと、もう５年前になりますが、中嶋市長の３期目のスタートを切られた平成25年６月定例会におきまして掲げられた３つの柱、人をつくる・人を育てる、経済をつくる・活性化する、人口減少に歯どめをかける・定住促進を図るが深化したものと思います。この間、ワイナリー構想の着実な進展、シルク蚕業の操業開始、そして新規企業の進出及び既存立地企業の拡張を初め、確実に山鹿の経済が動き出しています。先日の新聞報道によりますと、2017年訪日客宿泊7800万人、熊本県は79万人、前年比51.7％増となっております。また、有効求人倍率も人手不足を背景に高水準で推移しております。

次に、農業分野におきましては、本市の若手農家が青年農業者会議において、地域の農業の活性化のために若手が頑張りたいと活動発表され、意見発表部門の秀賞に輝かれておられます。また、熊本県の2018年度農林水産予算を見ましても、米の生産調整や種子法の廃止対策、人材不足への対応など、待ったなしの課題に対する

予算が計上されております。急激な少子高齢化とともに、たくさんの課題を抱える本市経済におきまして、今こそ市民に元気、やる気を抱かせる取り組みが必要であると考えております。

これらのことから、次の３点についてお尋ねします。

１点目は、これまでの経済対策の取組状況について。

２点目は、平成30年度の展開としまして、本要旨では地方創生の実現に向けた取り組みが一段と目に見える形であらわれるとありますので、一定の成果があるものと考えますが、どのように見えるのか、より具体的にお願いします。

３点目に、平成30年度は節目であり、一方ではスタートのときでもあると思いますので、最終的な将来像についてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

冨田　弘海議員の一般質問、市長説明要旨第２の柱、経済をつくる取り組みの現状、平成30年度における展開、目指すべき将来像について、私の考えを申し上げます。

経済をつくる取り組みにつきましては、第２次山鹿市総合計画におけるまちづくりの基本姿勢の一つであります戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出に取り組んでいるところであります。

現状として、戦略的産業の推進では、農業と観光を有機的に連携させた菊鹿ワイナリー構想を推進する中で、山鹿産の農産物を活用した上質な商品、スイーツなどのお土産品の開発など、今年秋の開業に向け、着実に準備を進めております。

また、山鹿灯籠ジャパンブランド構想の推進におきましては、磨き上げの完成年度である、ことし夏の灯籠まつりについて、コンセプトの明確化、ストーリー性を持たせたプログラム編成などを行っております。

次に、魅力ある雇用の創出として、新シルク蚕業構想における工場の操業開始による、地元高校を中心とした新規採用や既存企業の工場拡張による大幅な雇用の増加など、魅力ある雇用の創出が実現しております。

さらに、農業分野でもさまざまなコンクールで、意欲ある農業者や団体が受賞を重ねておられるなど、さまざまな分野でよき流れが生まれています。

２点目の平成30年度の展開といたしましては、ことしは、このよき流れを加速化し、地方創生を実現するための大きな節目の年になります。

ワイナリーの開業、灯籠まつりの一つの完成形のお披露目などが控えており、このチャンスを最大限に活用しなければなりません。

そのためにも、空港からの交通アクセス対策やタイミングを逃さない効果的な情報発信、県北広域本部や菊池川流域の３市１町が一体となった戦略的な観光誘客などに力を注いでまいります。

さらに、商業政策におきましては、大胆な起業・創業支援制度の創設など、市内外から意欲ある事業者を呼び込み、まちのにぎわいを取り戻し、山鹿の魅力そのものを高める取り組みに果敢に挑戦してまいります。

また、農業政策におきましては、山鹿の農業を支える担い手が育ちつつある今こそ、担い手対策などの取り組みを加速化し、将来にわたって持続可能な農業を確立したいと考えております。

最後に、これからの取り組みを推進する中で、目指すべき将来像についてお答えいたします。

私は、経済をつくるためには、まず山鹿の知名度を高め、域外から多くのヒト、モノ、情報を呼び込み、それらが交わる中で、経済の好循環、もうかる仕組みを生み出していくことが重要と考えております。

そのためにも、商工業や観光業、農林業に係る施策を相互に連携させながら推進し、まちのにぎわいの創出、若者を中心とした新たな雇用の受け皿づくり、生産者（農林業、商工業、観光業者など）の所得の向上など、まち全体がもうかる仕組みづくり、すなわち経済をつくるを実現してまいります。

これまで取り組んできた施策を着実に積み重ねていき、その一つ一つの成果を土台として、市民の皆様とともに、10年後、さらにその先の山鹿市の姿を描き、互いに協力しながら実現するオール山鹿体制で取り組んでいきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ご答弁、ありがとうございました。

ただいま、中嶋市長から基本姿勢の３本の柱の一つであります経済をつくるに係る重点施策の取り組み状況並びに平成30年度の事業展開が簡潔に詳しくご説明いただきましたが、これらの施策には行政以外にたくさんの方々が携わられてきておられます。大変なご苦労があったものと思います。そして、いよいよ本年、大きな節目を迎えようとしております。菊鹿ワイナリーは３月には建屋の完成、その後、熊

本ワイン工場等の完成、今後、秋の開業に向けて、目に見える形として着々と整備、準備されていくものと思います。地元菊鹿地域はもとより、多くの市民の皆様が楽しみにされております。

また、山鹿灯籠ジャパンブランド構想におきましても、３年間を費やした灯籠まつりの磨き上げの成果が披露されます。このほか新規施策としまして、周辺地域まで配慮された市内全域を対象とした大胆な商業支援策の予算も今回計上されております。このことは全域の商業者に対して、元気を与える、やる気を起こさせる取り組みであると考えます。

2019女子ハンドボール世界選手権大会や2020東京オリンピック・パラリンピックを控えた今、中嶋市長の言葉どおり、よき経済の流れが山鹿市に生まれようとしております。市民の皆様の関心事、期待値も高まり、また高めていく努力を行わなければなりません。

今後、市民の皆様に対して、適切に情報を発信され、市民挙げて山鹿の経済を盛り上げ、その成果をしっかりとした形として、市民が手にすることができることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、平井　邦廣君の発言を許します。平井君。

［14番　平井　邦廣君　登壇］

○14番（平井　邦廣君）

14番、平井でございます。

時計を見ますと、時間が大分押しておりますので、前置きを抜きにしまして、早速質問に入らせていただきます。

１点目に新規就農研修施設について、２点目に特別支援学校の誘致について、一問一答方式でお願いしたいと思います。

では、１回目の質問を行います。

平成28年９月議会におきまして質問いたしました新規就農育成事業に早急に取り組んでいただきまして、まずお礼を申し上げたいと思います。平成29年度以降に整備し、体制についてはＪＡ鹿本、県と連携し、指導体制の整備の確立を図っていくとの答弁をいただいているところでございます。また、市長からも、農林業従事者の高齢化、担い手不足が急速に進んでいる中、農林業は山鹿市の基幹産業でもあるし、山鹿の基幹産業構想の経済をつくる、産業をつくる、人を育てる、人口減少に歯どめをかける意味からも、しっかりと取り組んでいくという力強い答弁をいただいたところでございます。

今回、設立していただく新規就農研修施設の目的は、すぐれた農業技術と経営感覚を持った農業者を育成し、次世代の地域農業の担い手を確保するためとあります。行政・ＪＡ・県、三者との連携のもと、しっかりした目的を持って立ち上げられたと思っております。

ＪＡ鹿本のホームページにおいては、新規就農研修実施要綱、新規就農研修生募集要領、事業規定、新旧農業研修施設管理規定、新規就農者研修事業研修生規則と、５つの要綱・要領・規定・規則が定められておりますし、しっかり条文化されております。要領・要綱では、募集定員が６名で、年齢が45歳まで、研修期間が１年など、要領・要綱に沿って研修生の募集が行われております。第１次募集が昨年の９月１日から12月22日、第２次が本年１月９日から３月９日、明日まででございますけども、募集が行われております。

１回目の質問といたしまして、研修施設に対するこれまでの取り組みについて、１点目、行政として募集までのかかわり方について、２点目、研修について、現在までの募集状況についてお伺いをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

平井議員の一般質問、新規就農者研修施設について、お答えいたします。

お尋ねの新規就農研修施設につきましては、現在、ＪＡ鹿本が鹿央町千田地区に約68アールの農地を借り受け、ミニトマトや促成ナス、スイカなどの施設園芸型農業の研修所として、３連棟ハウス３棟、単棟ハウス２棟を建設中であり、来年７月から研修が開始される予定でございます。

まず、ご質問の１点目、これまでの行政のかかわりとしましては、平成27年度に鹿本地域振興局、ＪＡ鹿本、山鹿市農業委員会及び山鹿市で構成される研修施設設置のプロジェクトチームを立ち上げ、受け入れ態勢、運営方法、研修作物、募集要項及び就農支援等の検討を行い、開設準備を進めてまいり、昨年秋から事業に着手され、現在に至っておるというような状況でございます。なお、施設の建設に際しましては、県、熊本市、山鹿市がそれぞれに建設事業費の一部助成を行っておるところでございます。

次に、ご質問の２点目、これまでの応募状況につきましては、ＪＡ鹿本のホームページや広報紙、市の広報やまが等により応募が行われ、現在、募集定員６名に対し、８名の応募があり、今月20日にプロジェクトチームによる選考委員会を開催し、

研修生６名が決定されることとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

訂正させていただきます。来年７月と申し上げました。ことし７月の開始でございます。失礼いたしました。

○議長（永田　健君）

平井君。

［14番　平井　邦廣君　登壇］

○14番（平井　邦廣君）

明日までが第２次募集の締め切りというところでございまして、またきょう申し込みがあっているかもしれませんので、選考委員会が20日ということでございますものですから、この後、この研修生が決定したら、また後日でもお知らせをいただきたいと思います。

それでは、２問目に入らせていただきます。ご指導をいただく講師の選任はＪＡ鹿本のほうで選任されるので一任したいと思いますけども、研修生として決定された方の研修期間が１年間、本当に多くの時間をかけて指導がなされておりますけども、ここで質問をさせていただきたいと思いますけども、１点目に研修カリキュラムについて、内訳と科目ごとに、どれくらいの時間がとられるのかお尋ねします。２点目に研修費用の負担がどのようなっているのかについて伺います。また、研修生の支援などについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

平井議員の２回目の質問、研修内容についてお答えいたします。

まず、ご質問の１点目、研修カリキュラムにつきましては、ミニトマト、促成ナスを中心に、週40時間、年間にして2080時間のうち、圃場実習が1880時間、土づくりや農薬・肥料等技術的な講義及び簿記、マーケティングなど、経営に必要な講義に88時間、農業機械・危険物・毒物取扱免許取得の講義、選果場研修及び機械整備などの実習・演習に112時間となっております。

次に、ご質問の２点目、研修費用の負担につきましては、研修生は原則無料とし、研修の運営費用につきましては、実習で栽培された農作物の販売により賄うこととなっております。

なお、研修生に対しましては、国の農業次世代人材投資資金を活用し、生活支援を行うこととしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

平井君。

［14番　平井　邦廣君　登壇］

○14番（平井　邦廣君）

３回目に、市長にお尋ねしたいと思います。

山鹿市議会議員有志で立ち上げました山鹿市農林業を考える議員の会は、立ち上げて２年を迎えようとしております。昨年はＪＡ鹿本の幹部の方、また地区担当理事の方々との意見交換会を行いました。立場上は違えども、目標は同じで、農林業の振興のための情報を共有していくことが確認されたことは有意義だったと思っております。また、本年２月21日、ＮＯＳＡＩ鹿本支所との意見交換会で、収入保険についての勉強をさせていただきました、ＮＯＳＡＩ鹿本支所の後に鹿本森林組合の役員の方と、鹿本森林組合の現状、管内森林の現状と今後の課題について意見交換会を行ったところでございます。話し合いの中で、農業も林業も国の助成金・補助金なしでは活路が見出せないという状況であると思います。

本年１月29日、農林業を考える議員の会、全議員の署名で熊本県選出の衆参議員の先生方に、農林業を考える議員の会６名で、山鹿の農林業の現状を訴え、要望書の提出を行い、要望活動を行ってまいりました。要望書の１項目に、新規就農者向けの施設、機械整備についてというところでございますけども、農業次世代人材育成資金等、ソフト面は非常に充実をしておりますけれども、新しく農業を志し新規就農をして経営する場合、経営に対する資金、ハウス施設、機械導入時の資金の確保・助成が、現在のところありません。以前は、経営体支援事業というのもあっていたそうでございますけども、現在のところはこういう事業があっておりません。新規就農者向けの補助事業の創設をお願いしてきました。今後、要望を受け入れていただき、進展すると願っております。

それでは、市長にお尋ねをいたします。今回、ＪＡ鹿本の研修施設の意欲ある若い就農者の研修費用の一部の負担、山鹿独自で創設はできないかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの平井議員の一般質問の３回目、研修費用の一部負担について、お答えいたします。

先ほど、経済部長より答弁しましたとおり、研修費用につきましては、施設で収穫された農産物の販売代金を経費に充て、研修生については、無料で研修を受けることとなりますので、現在における市の負担につきましては考えておりません。

今後、実際研修が始まり動き出す中で、課題等が見えてくることもあるかと思われますので、推移を見守り、今後も関係機関と連携しながら、新規就農者の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

平井君。

［14番　平井　邦廣君　登壇］

○14番（平井　邦廣君）

どうもありがとうございました。

今後も募集をどんどんやっていただいて、課題が見えたら考えるというところで受けとめておきたいと思っております。

募集要項に関しましては、ＪＡ鹿本管内では何回も何回もしても、ある程度限度があると思います。それで、この事業につきましては、しっかりした若い担い手を育てるという意味からも、今後、募集につきましては管内を越えた都市圏部に情報を発信していただくように、広報活動いただくようにお願いして、新規就農研修施設についての一般質問を終わります。

次に入らせていただきます。

特別支援学校の誘致についてでございます。

特別支援学校誘致については、保護者、関係組織からの要望・陳情が毎年あっているように伺っているところでございます。平成26年４月、菊池支援学校の分教室として、高等部が鹿本商工に開室されました。高等部が開室され、小中支援学校も順次開設されると思っておりましたけども、平成22年６月と９月の一般質問の議会の中に、永田　紘二議員が質問もいたしておりますけども、前教育長は教育委員会を挙げて、全力で取り組んでいくという答弁をされております。また、保護者、手をつなぐ育成会の会場の席上でも、誘致が決定したような発言をされた経緯もありました。本市の小学校の統廃合が進行する中、小学校跡地立地条件、交通要件等で誘致がまとまらなかったのも現実にあったところです。

支援学校を必要とする本市の子供、菊池市、大津町、荒尾市の支援学校で学んでおりますけれども、子供さんの送迎が親の大きな負担になっているところでございます。送迎の時間帯があるから、仕事もつけない現実も起きていますが、保護者、関係各位の長年の願いが現実味を帯びてきました。それは、県教育長、県教育指導

局、特別支援教育課が、重い腰をやっと上げていただいております。仮称、鹿本支援学校整備、平成30年度基本構想を策定し、平成33年度で開校を目指すとあります。本年の２月の県議会で審議はなされ、もう既に可決されておりますけども、この背景には現在、本市の子供が学んでいる菊池市、大津町、荒尾市の支援学校の状況が、過密化が進んで深刻な状況になっている点だろうと思っております。平成30年度で基本構想の策定に着手されていかれますけども、基本構想の策定には保護者、関係者の方々との情報共有をしっかりしていただいて、県教育委員会の担当課との交渉にも当たっていただきたいと思います。

開校に向けた場所については、県教育委員会も高校の再編を強力に進めております。鹿本商工、鹿本農高、ここ数年募集の定員割れが続いておりますけども、再編の可能性も十分考えておられると思います。開校の場所については、山鹿市の小学校跡地の利用を基本構想の中の最優先項目に入れていただくように強くお願いをしておきます。

これまで山鹿市教育委員会の担当の方、県との交渉にご尽力いただいた方々に厚くお礼を申し上げ、質問をさせていただきます。

これまで熊本県教育委員会と交渉された経緯について詳しく説明を求めます。

基本構想策定に子供の数が学校の規模に大きくかかわってくると思われます。本市の子供たちが、菊池市、大津町、荒尾市で何名の子供さん方が学んでおられるのか、わかれば小中学校別にお願いしたいと思います。

３点目です。仮称、鹿本支援学校平成33年度開校に向けて、堀田教育長の思い、考え方をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

平井議員の一般質問、特別支援学校誘致につきまして、３点の質問のうち、初めの２点についてお答えをいたします。

まず、１点目の特別支援学校誘致に係るこれまでの経緯についてお答えします。

平成26年４月に、県立鹿本商工高等学校内に県立菊池支援学校山鹿分教室が設置され、高等部の誘致が実現しました。その後、残された小中学部の設置につきまして、１日も早く実現するよう県教育委員会と毎年数回、情報交換会を行ってきました。この情報交換会の中では、県教育委員会へ本市の学校規模適正化基本計画第２次計画による学校統廃合の情報を提供したり、県教育委員会特別支援教育課からは、鹿本地域における特別支援学校設置計画についての進捗状況の情報を得たりしてま

いりました。その中では、昨年度から今年度にかけまして、県立特別支援学校の候補地として、既に廃校となった、また今後廃校予定となる学校を県教育委員会特別支援教育課に視察していただき、県立特別支援学校の早期誘致に向けて協力してまいりました。

また、平成28年12月に、山鹿市議会が熊本県知事並びに熊本県教育長宛てに、熊本県立特別支援学校整備計画の確実な実行を求める意見書を提出されたことを踏まえ、平成29年１月及び平成29年７月に熊本県教育長を訪ね、山鹿市における特別支援学校の早期設置について、堀田教育長が直接お願いをいたしました。そのほか、今年度は５回、県教育委員会との情報交換会を行い、県教育委員会としての設置に向けての考えなどを確認してまいりました。

次に、２点目のご質問、菊池市、大津町、荒尾市の県立特別支援学校に通う山鹿市在住の児童生徒在籍数についてお答えをいたします。

平成29年度、山鹿市近隣の県立特別支援学校３校の小学部に通う児童は12名、中学部に通う生徒は12名、計24名でございます。なお、平成30年度の在籍見込みですが、小学部に14名、中学部に８名、計22名であり、今年度とほぼ変わらない予定でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

平井議員の一般質問、特別支援学校誘致について、教育長としての思いについてお答えをいたします。

私は、平成25年４月１日に教育長に就任以来、子供のためには何でもやるを信条に、「日本一の学園都市やまが」をスローガンに掲げ取り組んでまいりました。特別支援教育につきましては、平成25年から３年間、山鹿市内全ての小中学校でインクルーシブ教育の研究を、平成26年度からは、市内の保育園・幼稚園での特別支援保育の研修事業を開始し、特別支援教育への理解を進めるとともに、指導者に対しましては、どの子も我が子と思ってかかわるよう、一人一人に応じた教育・保育の重要性を強く指導してまいりました。

ただ、先ほど平井議員から申されましたように、山鹿市居住の子供たちが管内に県立小中学校特別支援学校がないために、山鹿から離れた菊池市、大津町、荒尾市に通学しています。このことは保護者、子供のことを思うと、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

一方、県が策定しました県立特別支援学校設備計画の中で、身近な特別支援学校で学ぶための整備が課題の一つとして明記されていることから、本市から県立特別支援学校に通学している子供たちが家から近い場所で学べるよう、山鹿市における早期整備を強く願ってまいりました。

そして、先月、平成30年２月熊本県議会定例会におきまして、知事の議案説明の中で、平成30年度当初予算の主な内容として、近年急増している特別支援教育のニーズに対応するため、新たに鹿本地域で特別支援学校の整備に着手しますとありました。いよいよ長年の願いでありました特別支援学校設置に向けて具体的な動きが始まるものと期待をしております。

さて、先行して平成26年４月に設置されました県立菊池支援学校山鹿分教室には、今年度、定員10名を上回る12名の生徒が受験をいたしました。県立菊池支援学校山鹿分教室における教育のさらなる充実を願うとともに、今後とも県教育委員会としっかりと連携を図り、情報を共有しながら、一日でも早く山鹿市に県立小中学校特別支援学校が設置されますよう努力する所存でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

平井君。

［14番　平井　邦廣君　登壇］

○14番（平井　邦廣君）

どうもご答弁ありがとうございました。

今までの教育長初め、教育委員会の方々の相当なご苦労に感謝を申し上げたいと思っております。やっと開校のスタートラインができたのかなと思っております。これから先、基本構想の策定あたりの推移を見ながら、基本構想が提示をされた時点で、また質問の機会をつかまえたいと思います。

本当にありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、平井君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

４番議員の勢田　昭一でございます。

さて、３月の定例議会におきまして、開会の冒頭、中嶋市長は重点的に取り組む施策として３点挙げられました。第１の柱は人をつくる、第２の柱は経済をつくる、そして第３の柱に住み続けたいまちをつくるということで力説をされました。

そこで、今回はその３つの柱に沿って、発言通告に従い、一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。

最初に、第２の柱、経済をつくるについてであります。その中で、中嶋市長は新たに④日本遺産関連事業の推進です。菊池川流域日本遺産については、引き続き菊池川流域３市１町の関係機関から成る菊池川日本遺産協議会が主体となって事業を進めてまいりますと述べられました。ご案内のとおり、日本遺産の認定は九州で９つです。そして、このうち熊本県は２つになります。人吉・球磨地方、そして米作り、二千年にわたる大地の記憶　～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～です。確かに平成29年４月の認定からさまざまな取り組みがなされております。そういった意味では、かなり菊池川流域の市民、あるいは町民にも浸透している光景があちこちで見られます。この菊池川流域日本遺産を中心に、地域の活性化の起爆剤になることは間違いありません。先ほど、服部議員の一般質問の中でもありましたように、この地域活性化の起爆剤という考え方は、服部議員と同様でございます。

さて、先日、２月25日に開催をされました日本遺産シンポジウムｉｎ菊池川流域では、日本総合研究所主席研究員の藻谷　浩介氏の特別講演がございました。その内容は、日本遺産を地域活性化に生かす方法とはということでお聞きをしました。その中で、地域内経済の循環拡大をアップする、そして地消地産をアップすると言われました。

では、１回目の質問をいたします。昨年９月、定例議会でも伺いましたけども、その後、いろいろな取り組みがなされております。改めて３市１町の行政連携はうまくいっているのか、また民間団体の活動機運は高まっているのか、以上、伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員のご質問、菊池川流域日本遺産における３市１町の行政連携と民間団体

の活動機運について、お答えいたします。

昨年４月に、菊池川流域の二千年にわたる米づくりの歴史ストーリーに対して、日本遺産の認定をいただきましたが、その申請市町は、菊池川流域の山鹿市、玉名市、菊池市、和水町でございます。今から３年前の平成27年10月から、この３市１町に熊本県が加わり、日本遺産認定を目指して申請活動を行ってまいりました。さらに認定後の５月には、流域の文化財、観光、商工、農業、物産にかかわる総数32に上る団体を加えて、菊池川流域日本遺産協議会を立ち上げております。以後、この協議会の観光、食と農、文化財、この３つの部会に分かれて、担当者が幾度となく、当該分野についての会議を重ねながら事業を進めてまいりました。こうした協議には大変多くの時間と労力を要することになりましたが、一方で各自治体間、そして官と民、それぞれの距離は非常に縮まり、菊池川流域としての一体感が生まれると感じるまでに至りました。そういった点では、連携は非常に深まっていると、担当者は感じているところです。

続きまして、民間団体の活動でございますが、こちらもありがたいことに、流域全体を巻き込んだ形での動きが出ております。ちょうど来週の土曜日、３月17日には菊池川流域市民ネットという流域３市１町の住民の方から成る市民団体の立ち上げ総会が予定されております。こうした流域のまちづくり団体、スポーツ団体、文化団体などが、この日本遺産認定を機に一つとなって活動していくという動きは、日本遺産認定の活用にとどまらず、これからの地域活性化に向けて大きな力になるものと感じているところです。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

改めて、日本遺産の取り組み状況やいろんな活動の再認識をすることができました。行政の連携、そして民間団体との連携、あるいは独自の活動が見られるということは、大変うれしい限りです。

さて、私自身も民間団体、菊池川おむすびたいの活動にも参加をしております。その機運の高さに、参加しながらびっくりしております。その集まりは、個性的な方がたくさん集まっておられます。そして、その多様性を認め合うお互いの関係も築き上げております。

では、２回目の質問をいたします。

やはりこの日本遺産事業につきましては、大人がその事業を先導することは大事なことです。そのことを踏まえるならば、昔の伝統行事を復活して、子供たちと一緒にやることが必要だと考えます。そこで、大人目線での啓発活動、体験事業としての実施状況と課題をどう分析しているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の２回目のご質問、大人目線での啓発活動、体験事業の実施状況と課題について、お答えいたします。

大人への啓発については、昨年９月議会でも申し上げましたとおり、現在、各市町の広報紙で、菊池川流域日本遺産の紹介をする日本遺産リレー連載を続けております。また、昨年11月より、国内向けのホームページが完成し、日本遺産となった文化財の写真や説明文を掲載しており、さらにＳＮＳ、すなわちフェイスブックやインスタグラムといったソーシャルメディアネットワークでの情報発信も行っております。また、要望に応じて市民団体や老人会などへの出前講座も行っており、広く市民への啓発を図っております。本年２月の時点で、その開催回数は３市１町で合計60回を超え、約3000人の方にご参加いただいたところです。さらに、先月末には、日本遺産シンポジウムｉｎ菊池川流域を開催し、菊池川流域日本遺産のロゴマークの発表も行うことで、県内外への情報発信を行ったところです。

一方で、このような啓発活動と並行した体験事業として、平成29年度には流域３市１町の住民向けモニターツアーを開催し、62名の方にご参加いただきました。このツアーの中では、親子で楽しめる体験メニューを取り入れ、例えば郷土料理であるコノシロの丸ずしつくり体験やかまど炊き体験など、日本遺産ならではの米や菊池川にまつわる体験事業を実施しております。

以上のような啓発活動や体験事業を行ってきたところですが、依然として菊池川流域の日本遺産の認知がいまだ広く行き届いていないという課題がございます。その課題を解決するために、平成30年度は地域住民への普及啓発に加え、住民みずからが菊池川流域日本遺産の情報をＳＮＳ等を通じ、地域外へ発信する広報ネットワークの立ち上げを予定しております。

こうした日本遺産認知度向上のため情報発信事業を手始めとし、今後はこの日本遺産の最終目標である地域活性化・自走化に向かって、官民協働の協議会を中心に、さらに知恵を出し合って活動していく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

新しくモニターツアーなども実施され、62名の方が参加されたということで、大変うれしく思います。また、認知あるいは啓発部門でも、いろんなところへ行って出前講座もしているということでございます。こちらの日本遺産の認定があと合計３年間ということでございますので、あと２年間の中でできるだけ大人への認知活動もぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

では、３回目の質問に移らせていただきます。

それは将来を担う子供たちに日本遺産事業を長く続けるためにも、いろんな体験企画をしてもらいたいと考えております。例えば、３市１町の小学校で、６月に同日に一斉に田植えをすることができるのではないかと考えております。先般、本市の教育委員会、教育総務課の調査では、山鹿市の小学校で12校、菊池市で10校、和水町で４校、玉名市で16校実施されていることがわかりました。そういった意味でも一斉田植えというのは可能であるということで考えております。これは一例でございます。

そこで、先ほどは大人目線ということで言いましたけども、３回目の質問は子供目線での啓発活動、体験事業としての実施状況と課題をどう分析されているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の３回目のご質問、子供目線での啓発と体験事業について、お答えいたします。

子供を対象とした啓発活動につきましては、先ほどご答弁した先月開催のシンポジウムにおきまして、流域の高校生にそれぞれの地域活性化活動を発表していただきました。今後もこのような活動発表や体験活動などを、地域の児童生徒と連携していくことで、若い世代や子供たちに日本遺産への関心を高めていただきたいと考えております。

また、学校と連携いたしまして、子供向けの教本を作成した上で、日本遺産担当の職員やガイドが希望する学校に出向く出前授業を展開し、３市１町で協力して菊

池川流域の子供たちへ日本遺産の理解促進を図ってまいりたいと考えております。さらに、遠足などのコースに、日本遺産の構成文化財を取り入れていただくことなどを提案して、子供たちが日本遺産をより身近に感じられるような工夫を行ってまいります。

次に、体験事業としては、これまで流域で行われている赤米栽培や、カヌーでの井手下りを行う井手ベンチャーなどの体験メニューを、日本遺産とかかわりを持たせて継続していくほか、日本遺産構成文化財を訪れる子供たちが、地域の文化財や伝承を楽しめるような新たな体験メニューを編み出していきたいと考えております。

この日本遺産事業を長く続けていくためには、この制度を子供たちの世代にしっかりと浸透させていく必要があると感じております。協議会だけでなく、官民学の各方面にさまざまなアイデア、ご協力をいただきながら、子供たちへの理解促進も進めてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

子供たちに対する対策も考えておられるようで安心をしております。

この菊池川源流から玉名市まで注ぐ間に、約71キロメートルと言われております。そういった意味でも、この菊池川の流れに人・まち・恵みを結び、地域内経済循環の拡大を目指して、そして日本遺産を土台に文化財・観光・商工・農業・物産等の経済をつくる具体的な実践をしていただきたいと存じます。そういった意味でも、中嶋市長の議会冒頭の中でもありましたように、経済をつくるという部分の中で、この日本遺産事業が取り入れていることには、私も賛成でございます。

以上、菊池川流域の日本遺産についての質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、中嶋市長の重点的に取り組む施策の第３の柱に挙げておられます、住み続けたいまちをつくるについて質問をいたします。

地域コミュニティーの維持のため、住民みずから主体的な地域づくり活動の支援と市民が生きがいを感じ、生き生きと暮らし続けることのできるまちづくりに取り組んでいきますと力強く述べておられます。今回は、その中で特に防災・減災について質問をさせていただきます。

１つ目は、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置状況と取り組みについて、それ

からいろんな農地あるいは宅地の開発が行われております、開発行為の２点について質問をいたします。

まず１点目は、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）のことです。以下はＡＥＤと表現をさせていただきます。平成27年９月の定例議会で、北原議員が一般質問をされておられます。その内容は、ＡＥＤの必要性とコンビニエンスストアに設置できないかというものでございました。中嶋市長は、その中で答弁として、本市としても市民が安心して暮らせるまちづくりを目指しております。コンビニエンスストアへの導入については、先進的な自治体などを参考に検討してまいりたいと答弁をされておられます。ご案内のとおり、2004年、平成16年でございます。７月に、被医療従事者、医療に携わっていない他の方が、ＡＥＤの使用が認可をされています。それ以来、日本の中でも駅、空港、学校、官公庁などの公共施設に設置が進んでおります。

では、１回目の質問でございます。ＡＥＤの本市における設置状況はどうなっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

勢田議員の一般質問、ＡＥＤの設置状況について、お答えいたします。

まず、ＡＥＤにつきましては、設置義務及び設置報告義務がないことから、消防本部では、独自調査して判明した施設と自主的に報告を受けた施設について把握しているところです。

現在、消防本部が把握している設置状況につきましては、山鹿市において177施設、205台の設置を把握しております。

地域内訳としましては、山鹿地域が103施設、124台。鹿本地域が33施設、37台。菊鹿地域が16施設、18台。鹿北地域が14施設、15台。鹿央地域が11施設、11台となっており、民間施設や公共施設等に設置されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

ご答弁のとおり、このＡＥＤにつきましては、設置義務あるいは設置報告の義務

がないということもわかりました。そしてまた、山鹿市内に205台、公共施設や民間施設に設置されているということもわかりました。

さて、それら全般のことも考えますが、そのような中で小学校の閉校があっております。ＡＥＤというのはやっぱり学校にあるというのが大変多かったと思います。その地区にあるはずのＡＥＤがない状況が現在としては生まれてきているということを認識をしております。

そこで、２回目の質問に移ります。

ＡＥＤの価格及び普及に対しての取り組みはどうなっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

勢田議員の２回目のご質問、ＡＥＤの価格及び普及に対しての取り組みについて、お答えいたします。

ＡＥＤの価格につきましては、メーカーや機種によって幅がありますが、１台およそ30万円から50万円程度が一般的で、リース契約につきましては、契約内容によりますが、１台月額5000円から１万円程度となっております。

また、ＡＥＤの効果につきましては、十分ご理解いただいていることと存じますが、心臓が停止した傷病者に対しては、１秒でも早く心臓マッサージと電気ショックを与えることが救命する鍵になってまいります。消防本部としましては、救命が必要な人に心臓マッサージが行われていない、近くにＡＥＤがあっても使用されていないことを避けるために、まず救命講習の普及啓発を最優先に考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

ＡＥＤの効果についても十分理解されているところだと存じます。ご答弁にもありましたように、救命講習の普及あるいは啓発を最優先にお願いをしたいと存じます。また、先般の北原議員がご質問されておりますとおり、コンビニエンスストアへの設置もさらに考えていくべき段階ではないかと考えております。ありがとうございました。

次に、２点目は、開発行為についてであります。

第２次山鹿市環境基本計画、2017年、平成29年の３月策定されております。その目指す将来像は、「人と自然が共生する温もりのあるまちやまが」となっております。先ほど言いましたように、開発行為ということでございますと、農地開発あるいは宅地開発行為、そういった部分がございます。今回は特に都市計画について、開発行為の事務的な流れはどうなっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

勢田議員の一般質問、開発行為についてお答えいたします。

都市計画法で定められております開発行為とは、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことを言います。例えば、道路や水路のつけかえ等を行う区画の変更、切土、盛土を行う形の変更、農地等の宅地以外の土地を宅地にする質の変更が区画形質の変更になります。

本市における開発許可が必要となるものは、都市計画区域内にあっては3000平方メートル以上、都市計画区域外にあっては１万平方メートル以上となっており、県知事の許可が必要となります。

議員ご質問の開発行為の事務の流れにつきましては、開発の申請を行う場合には、あらかじめ公共施設管理者との協議が必要となります。公共施設管理者とは、本市では、道路や水路、下水道、水道、埋蔵文化財、公園等の管理者になります。

また、国道、県道、河川等の国及び県が管理する公共施設も同様に、それぞれの管理者へ協議を行い、協議が成立した後に開発許可申請となります。この協議は、開発行為により設置されました公共施設等について、県による工事完了公告の翌日から、その公共施設等を管理する者に帰属する場合もあるからでございます。

開発許可申請を行い、許可を受けた後、工事着手となり、工事完了後は各管理者の完了検査を受け、工事完了公告が終了すれば、開発行為の完了となります。

開発行為の許可基準としましては、開発の設計が安全上、必要な措置を講じられているなど、国及び県が定める技術的基準に適合していることが条件となります。

仮に、開発行為に伴い、公共施設等に災害が発生した場合においては、各管理者において復旧等の対応を行うこととなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

本市における開発行為がたくさん出ていると存じますが、その都度、各部署での手続、検査をよろしくお願いをしておきます。

最終的には、住民が住み続けたいまち、あるいは防災・減災のまちを目指しております。より一層のご尽力をお願い申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

これは中嶋市長が重点課題で取り組むという第１の柱でございます。人をつくるという部分について質問をさせていただきます。次代を担う子供たちが、これからの社会において必要となる生きる力を身につけるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てられる教育、保育環境を保障しますと述べておられます。

さて、昨年６月定例会の一般質問で地元の高校の進学率をお聞きをいたしました。そのときの回答としては、本市中学生は地元の高校に62％前後の進学率ということでご回答をいただいております。これと同様に、今度は本市の高校生が上の専門性を高めるために、大学、専門学校へ進学する卒業生とともに、他県・他市へ就業する卒業生、また地元に残り就業をする卒業生がいると判断をいたします。その卒業生たちが地元に帰って、あるいはすぐに就農、商工業へ就業することは山鹿の大きなメリットであると考えます。山鹿の子は山鹿で育ち、山鹿で職を見つけて、山鹿で働く、それが今求められていると感じております。要するに、地域内における教育循環の拡大、それをアップするということにつながると確信をいたしております。

そこで、質問であります。地元に残るための就農あるいは商工業への就業対策の現状について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、地元に残るための就農及び商工業への就業対策の現状について、お答えいたします。

まず、就農状況としまして、熊本県内の新規就農者数は、毎年300人程度で推移しており、山鹿市の新規就農者は平成29年度は13名で、ここ数年は15名前後で推移し、そのうち約半数がＵターンや新規学卒者となっております。

次に、商工業の就業状況につきましては、熊本県内の景気動向は、熊本地震後23

カ月を経過し、順調に回復し、現在は緩やかな拡大の傾向にあり、県の有効求人倍率も１月末時点で1.65倍であり、全国平均の1.59倍を上回っております。しかしながら、県内高校の就職者の約４割が県外に就職をするなど、若者の県外流失に歯どめがかからない状況にあります。

このように、農業においては高齢化や後継者の減少に伴い、担い手の育成・確保が緊喫の課題となっております。一方、商工業においては、就業の受け皿はあるものの県外への流出が続き、働き手の確保が大きな課題となっております。

これらのことから、就農対策としまして、新たな作物の栽培や規模拡大などの取り組みに挑戦しようとする意欲ある新規就農者を対象に、稼げる農業を目指すがんばる農林業チャレンジ支援事業を実施いたしております。

また、本年７月からはＪＡ鹿本において、管内で新規に就農される方や農業後継者を対象にした研修施設が開設され、新規就農者の育成・確保に取り組まれますので、関係機関と連携しながら、しっかりと支援してまいりたいと思います。

また、地元農業高校で自営就農を目指す高校生に対し、山鹿の農業の魅力や農業経営に対する説明会を開催するなど、地元での就農を促す活動も行っております。

続きまして、商工業への就業対策としましては、若者就業者の流出対策の一環として、設備の増設等に伴い、市内在住者の新規雇用を行った企業に対し、雇用奨励金を交付いたしております。

また、市内の高等学校等との連携では、各校の進路担当職員と市内企業経営者との交流の場の提供や、県などが企画した生徒や保護者と複数企業との意見交換会への参加の呼びかけなどを行っております。

県においては、都市圏で県内企業の就職説明会等も開催されております。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、若者を初め、多くの方に地元への就農・就業の機会を提供できるよう、その確保を目指し取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

就農あるいは商工業への就業状況、課題、その対策を十分に理解することができました。就農においては、これまでの支援に加えて、午前中の平井議員のご質問にもありましたように、ＪＡ鹿本が研修施設を開設することなど、そこでの新たな学習、実践に期待をしているところでございます。さらには、地元農業高校との連携

を重ねて、多方面にわたる支援をお願いしておきたいと考えます。

また、商工業の就業においては、地元に企業進出を要請しても、企業側からは雇用の確保はできますかと問われる企業が多いと聞いております。そのためにも、企業、学校、保護者、それから高校生の交流、理解の場を設けて、地元への就業への今まで以上の推進をお願いしたいと存じます。ご答弁、ありがとうございました。

では、最後の質問に移らせていただきます。

昨年の12月定例会の一般質問で、小学生・中学生の九州、全国大会への支援について伺いました。その結果、年間633名に対して1004万7800円を交付しているとの答弁をいただきました。

さて、今回は着眼を変えて、スポーツ・文化について質問をいたします。ご案内のとおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、文科省内に2015年、平成27年10月にスポーツ庁が新たに設置をされました。そのスポーツ庁は、スポーツという資源を競技の向上や普及だけでなく、新しい社会づくりに向けて５つのミッションを提案しております。その５つとは、スポーツにおける健康増進、２つ目に国際競技力の向上、３点目に国際的な地位向上、４点目にスポーツによる地域経済の活性化、５つ目に子供のスポーツ機会の充実の５つであります。その中で主だった部分は、スポーツによる健康増進あるいは地域経済の活性化、そして子供たちのスポーツ機会の充実が本市の場合、当たるかと存じます。また、本市では第２次山鹿市総合計画2016年度から2025年度の中で、教育部の基幹施策では、子育て環境、児童生徒の教育環境の充実及び生涯学習、生涯スポーツの振興を図りますとあります。先導施策では、誰もが健康で心豊かなまちづくり等を挙げておられます。

そこで、第１回目の質問でございます。

生涯スポーツの振興と小中学校への支援、成果はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問の３点目、「人を創る」次代を担う子供たちへの取り組みのうち、生涯スポーツの振興についてお答えいたします。

現在、山鹿市では、市民が心身ともに健康で心豊かな生活が送れるよう、スポーツ推進委員協議会ややまが総合スポーツクラブ、市体育協会などとの連携を図り、スポーツを通した交流の場の創出と多種多様なニーズに対応したスポーツ環境の提供など、気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努め、市民１人１スポーツを目標

に、各種スポーツの普及を図り、生涯スポーツの振興につなげているところです。

具体的な事業としては、スポーツ推進委員が中心となり、地域で気軽に楽しめるニュースポーツの普及活動などを行っております。今年度は、各地域で大会や研修など51の行事を行い、参加者は延べ4500人に上り、健康づくりはもちろんのこと、地域の活性化にもつながっております。

やまが総合スポーツクラブでは、子供から高齢者までの幅広い世代の会員270人が13種目のプログラムを目的や競技レベルに合わせて展開しており、地域・年齢の垣根を越えたコミュニティーの場としての役割も果たしているところです。

また、体育協会では、26種目の競技団体がそれぞれに大会や講習会などを開催し、競技力のアップや競技種目の普及につなげるとともに、毎年開催される県民体育祭ではチーム山鹿として一致団結して活躍をされております。

次に、小中学生に対する生涯スポーツの振興策としては、アスリート育成事業として、市内12小学校へオムロンハンドボール部員及びＯＧを派遣し、ハンドボール競技の底辺拡大とアスリートの育成を目標に事業を展開しており、今後は他の競技にも本事業を拡大することを目指しているところです。

また、学校部活動以外のクラブで活躍する児童生徒に対しましても、九州・全国大会の出場者に対し奨励金交付事業を実施しており、本年度は41名の方から申請があっている状況でございます。

こうした事業での支援や学校体育・部活動での日ごろの練習の成果もあり、平成29年度におきましては、山鹿小学校ハンドボール部の九州大会男子優勝・女子ベスト８、山鹿中学校女子陸上部が県・九州駅伝大会優勝・全国大会７位入賞を果たしており、山鹿市体育協会として臨んだ熊日郡市対抗女子駅伝大会３位、山鹿中学校ハンドボール部の男子４名・女子２名がＪＯＣ（ジュニアオリンピックカップ）県選抜に選出され、うち女子１名はアカデミー全日本強化選手に選出されるなど、山鹿の子供たちはスポーツ面でも輝かしい成果を上げているところです。

また、昨年、アメリカで開催されました世界ボウリング選手権大会での今井　双葉さんの金メダルの獲得など、うれしいニュースも飛び込み、山鹿の子供たちとアスリートのすばらしい活躍に花を添えていただいたところです。

今後も、市民のライフスタイルに応じた生涯スポーツの展開に努めるとともに、小中学生に対しても学校と連携した支援を行ってまいります。

以上、ご答弁といたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

具体的な事業として、それぞれご尽力をされているということがよくわかりました。そしてまた、山鹿市の子供たちがいろいろな競技で活躍していることもわかりました。このすばらしい子供たちのアスリートを地元で育てることも考える時期に来ていると感じます。

また、教育委員会より事務に関する点検・評価報告書、平成29年12月19日の中で、21ページに生涯スポーツの環境づくりということで載っております。その施策の評価は、４、今後の展開拡大は評価ということで、今後拡大するということで書かれておりました。

では、次の質問に移ります。

文科省は平成29年３月、スポーツ基本法に基づきまして、第２期スポーツ基本計画を策定をいたしました。その中で、スポーツの推進に係る体制の整備というのがございます。スポーツ基本法第４章、地方自治体のスポーツ推進会議等の中で、地方のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県または市町村にスポーツ推進審議会の合議制の機関を置くことができると提案をされております。

そこで、２回目の質問でございます。

いろんな子供たちの活躍がございます。それを将来の山鹿のためにどう伸ばすのか、地元の子は地元で育てたい、そして地元のアスリートとして活躍してもらいたいという願いもございます。

そこで、本市におけるスポーツ推進計画策定はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問、２回目のスポーツ推進計画の策定について、お答えいたします。

スポーツ推進計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるものです。

本県では、熊本県が平成26年度に策定し、現在、45市町村中10市町で策定がなされており、山鹿市では未策定の状況でございます。

山鹿市におけるスポーツ推進計画につきましては、生き抜く力を育む教育、誰も

が楽しめる生涯スポーツの推進、ハンドボールのまちやまがといった教育大綱や、第３次山鹿市教育基本計画等にうたう山鹿市独自の視点を取り入れたものを策定いたしたいと考えております。

そのため、策定に当たる環境整備として、現在進めているスポーツ関係団体との連携と基盤の強化を進めて、市民がスポーツに参画する機会をより拡大するとともに、来年の夏に開催されます全国高等学校総合体育大会、また12月の女子ハンドボール世界選手権大会の開催を通じて、市全体のスポーツに対する関心を醸成し、できるだけ多くの団体、市民からスポーツ推進計画に対するご意見がいただけるような準備を行っているところです。

策定に向かっては少々迂遠にはなりますが、子供から高齢者まで誰もがスポーツに親しむことができるような、地域に根差したより実効性があるスポーツ推進計画の策定に取り組みたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

スポーツ推進計画は、まだ策定していないということでございました。ぜひ創造的なスポーツ推進計画を策定をされ、スポーツという資源を活用しながら、さまざまな地域課題の解決に向けて、今後取り組みをぜひお願いをしたいと考えております。これだけすばらしい小学生・中学生がおります。この子供たちを地元で育て、そして地元からのアスリートを生み出すような策定をぜひお願いをしたいと思います。そして、子供から高齢者まで、誰もがスポーツに親しむことができる山鹿市にしていただきたい、そうしていきたいと考えております。

以上、中嶋市長の重要な施策に沿いまして一般質問をさせていただきました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時22分　散会

～～～

３月９日（金曜日）

平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成30年３月９日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）高齢者支援について

①運転免許証返納に対する取り組み

（２）ピロリ菌検査事業について

（３）障害者支援について

①５歳児健診の導入

②女性の発達障害者支援

③障害者用119番導入

２．立山　大二朗

一般質問

（１）やまがメイトの現状について

①普及率

②今後の拡大推進方法

③利便性の向上

（２）市内及び市庁舎内への防犯カメラ設置推進について

（３）「住宅宿泊事業法」施行への対応について

①民泊の６月15日解禁に際し、対応や規制の方針は

３．有働　辰喜

一般質問

（１）米野岳中学校区統合小学校位置決定について

４．芋生　よしや

一般質問

（１）市民要求実現について

①読書活動推進員・県駅伝試走費・部活での山鹿市総合体育館使用

②町なかトイレの整備

（２）市職員の長時間労働の改善について

①合併以来職員数の変動・今後

この１年間出退勤時間の実態

残業手当は支払われているか

②産業医はいるのか、産業医の役割は

③現状認識と今後の対応

（３）道路整備について

①何件の要望があるのか

②全部解決するにはどれくらいの費用が必要か

（４）市民要求実現のための財政調整基金の活用について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（18名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
18番	永　田　紘　二	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（２名）

17番	堀	茂幸君
19番	横手	啓介君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
消防本部消防次長	中山恒弘君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
水道局長	白田俊輔君
総務課長	池田淳志君
情報システム広報課長	築山一也君
防災監理課長	木村隆男君
税務課長	梅崎康二君
福祉援護課長	脇山義文君
健康増進課長	渡辺研一君
農林整備課長	宮本和明君
商工観光課長	渡邊義明君
建設課長	松尾正都君
学校施設課長	藤本敬輔君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、おはようございます。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて今回３件の質問をいたします。

今回も市民の皆様の要望等につきまして質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず１件目、高齢者支援についてでございますけども、運転免許証返納者に対する取り組みについてお聞きをいたします。

昨年６月議会におきまして、運転免許証返納と安全対策についての質問をいたしております。運転免許証返納に対する相談を受けましたので、再度質問をさせていただきます。

運転免許証の自主返納制度は、1998年、平成10年の道路交通法改正によりスタートいたしました。それに伴い各都道府県におきまして、運転免許証を自主返納される方に対して支援する高齢者運転免許自主返納サポート事業が実施をされております。運転免許証返納者につきましては、2015年度で全国で約28万5000人というふうに聞いております。

昨日、80代の方から相談がございまして、来年、運転免許証の更新だけど、返納しようかどうしようかと迷っているとのことでありました。その理由といたしまして、運転免許証を返納したら病院、買い物に行く交通手段が限られてきます。バスを利用するにもバス停まで遠いなど、不安があると言っておられました。

先般、市民福祉常任委員会行政視察におきまして、菊池市と八女市に公共交通の現状と課題についての研修を受けました。各市とも再生優良団体大臣表彰を受賞されておりました。今回、あいのりタクシーの件につきましては、質問はいたしませんけども、八女市また菊池市の一部では、あいのりタクシーのバス停から500メー

トル以内の利用制限はないとのことでございました。

運転免許証返納に対する優遇制度につきまして、八女市はどのようになっているかお聞きをいたしました。八女市としましては、平成30年度から交通安全防災基金から１人当たり、１回限りでございますけども、６万円を支給予定とのことでございました。

昨年６月議会の答弁では、免許証返納者に対しましては、この先行市の取り組みを参考にして、検討してまいりたいと考えておりますとのご答弁でございました。その後、どのような検討がされたのでしょうか。その検討内容についてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の一般質問、高齢者支援についてに係る運転免許証返納に対する取り組みについて、お答えをいたします。

運転免許返納者への優遇措置につきましては、現時点においては具体的な制度設計には至っておりませんが、総務部におきまして、昨年６月定例会以降、助成の基準や方法など制度の内容について検討を進め、素案を作成いたしました。

平成30年度におきまして、この素案をもとに、関係する市民部・福祉部との合同の会議を開催し、本市の実情に適した優遇制度のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

前回の質問から期間が経過してないためか、素案が作成された段階であり、免許証返納者に対しましてのこの優遇制度のあり方が、平成30年度より議論が深まるということで期待をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

２回目の質問をいたします。

警察庁によりますと、免許を保有する75歳以上の人は430万人に上ります。今後さらに高齢化が進み、運転免許証を返納される方も増加傾向に向かうと思われます。高齢者の方が運転免許証を返納しても、安心して暮らせる総合的施策として、どの

ような計画がありますか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の２回目のご質問について、お答えいたします。

ただいま総務部からの答弁にもございましたとおり、運転免許を返納された方への取り組みにつきましては、現在検討されている状況でございますが、地域公共交通を所管する部署としまして、市民が安心して利用しやすい移動手段の確保についてお答えいたします。

本市のあいのりタクシーの現状や課題につきましては、これまでご説明申し上げましたところでございますが、特にあいのりタクシーを利用できない、バス停から500メートル以内にお住まいの日常生活に不自由されている方々、いわゆる免許返納者、買い物弱者、交通弱者と言われている方々の支援が重要であると考えております。

このため、昨年12月に市民部、福祉部、さらに総務部の交通担当を交えまして、交通弱者対策に係る合同会議を開催いたしました。この中で、まずそれぞれの部署における現状の施策と課題を共有し、今後も連携して実態把握に努め、引き続き協議していくこととしたところでございます。

また、昨年12月に答弁いたしましたが、今後の地域公共交通のあり方を検討します山鹿市地域公共交通活性化協議会の設立総会を、本年２月に開催し、平成30年度において本格的な検討を行うこととしております。

今後におきましても、高齢化が進む中、高齢者の移動手段の確保につきましては喫緊の課題でありますので、引き続き関係部署と連携し、本市の実情に即した持続可能な公共交通体系の構築を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ご答弁、ありがとうございました。

高齢化が進む中、高齢者の移動手段は喫緊の課題でございます。山鹿市地域公共交通活性化協議会での協議が今後行われるということで、持続可能な公共交通体系の構築の実現を早急にお願いをいたします。

２件目、ピロリ菌検査事業について、お伺いをいたします。

昨年９月定例会におきまして、ピロリ菌検査の導入と費用助成について質問をさせていただいております。日本では、毎年、約12万人が胃がんと診断され、約５万人が亡くなっています。胃がんは、がんによる死因では肺がんに次いで２位に位置します。ピロリ菌を除菌すると胃がんの発生を抑えることができるため、今回の保険適用拡大により、胃がんの原因そのものを取り除く胃がん予防は大きく前進すると期待をされています。

公明党は、ピロリ菌研究の第一人者である浅香　正博北海道大学特任教授を講師に招いて行った勉強会の席上、浅香特任教授からピロリ菌の検診と除菌の強化を通じて胃がんは撲滅できる、公明党に頑張ってほしいとの熱い期待を寄せられました。

厚生労働省研究班の調査では、ピロリ菌感染者は胃がんになるリスクが５倍から10倍になるとデータを発表いたしています。昨年の福祉部長答弁では、胃がんとピロリ菌には因果関係があるものの、検査結果が陽性となり、除菌を行ったとしても胃がんの死亡者が減るという根拠は不十分であるという報告がありました。また、年々胃がんによる死亡者は減少傾向にあるとのことでしたけども、ピロリ菌が胃がんになる可能性があることを多くの方が知り、そしてこのピロリ菌の検査を行い、陽性の方は除菌されたから減少傾向につながっているものと、私は思います。

平成28年６月６日、中嶋市長宛てに、ピロリ菌検査の導入と費用助成を要望される１万5112名の署名を届けさせていただきました。市長は、総合的に検討していきますと言われました。１万5112名の方々の思いをどのように受けとめておられますでしょうか。市長、答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

北原議員の一般質問、ピロリ菌検査事業について、お答えいたします。

ご質問にありましたように、平成28年６月にピロリ菌検査の実施及び助成を求める１万5000人以上の署名をいただきました。

署名された皆様方の思いは、重く受けとめておりまして、医師会のご意見をお聞きし、また検査を実施する機関における受け入れ態勢の整備状況など、調査・検討を行ったところでございます。その結果、ピロリ菌検査をがん検診の項目に加えることについては、早急に実施すべきとの判断には至らなかったところでございます。

なお、現在のＸ線検査による胃がん検診は、国の指針では40歳以上が対象ですが、

本市独自に19歳以上に拡大し実施しております。

今後とも、受診率の向上にしっかり取り組み、がんの早期発見・早期治療につなげたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ご答弁、ありがとうございました。

早急に実施すべきとの判断には至らなかったという答弁でございまして、ちょっと残念には思います。

今後、ピロリ菌検査の導入はどのようになるかと思いますけども、勝手な思いですけども、署名をいただいた皆様の厚意を無駄にしてはいけないとは思います。

しつこいようですが、市長に再度質問をいたします。

胃潰瘍、十二指腸潰瘍や胃炎などの患者さんを対象とした我が国の調査では、10年間で胃がんになった人の割合はピロリ菌に感染していない人ではゼロ％、ピロリ菌に感染している人では約３％であったと報告をされております。ピロリ菌検査を導入する自治体は、年々増加傾向にあります。検診車を使った集団検診については、国の基準に基づき実施されており、運用面からシステムが構築されていないため、集団検診では難しいという話も聞きます。

宇城市では平成30年度予算を計上し、15歳からを対象に市内の病院で検診ができます。個人負担は1000円です。胃がん発症の原因はピロリ菌だけではないのは理解しております。日本人のピロリ菌感染者は、およそ3500万人と言われております。こんなに多いんです。ピロリ菌検査をして陽性反応が出たら、除菌すれば胃がんにかかる可能性は下がり、ここが大事です、医療費の抑制につながります。再度、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

北原議員の２回目のご質問にお答えいたします。

ピロリ菌は５歳までに感染することが多く、10歳を超えてからピロリ菌に感染することはほとんど無いと言われており、もし検査を実施するなら、若年層を対象とすることが、より効果的であると医師会の先生のご意見をいただいております。

ピロリ菌検査をがん検診の項目に加えることについては、先ほど申し上げたとおりでありますが、学校における健康診断の項目に加えることにつきましては、昨年９月の教育部長の答弁のとおり、いまだ判断する段階に至っていないという答弁でございましたけども、幾つかの課題がございますので、引き続き課題解決に向け、調査・検討を指示しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

もし検査を実施するなら、若年層を対象とすることがより効果的との答弁でございましたけども、ピロリ菌は特に50歳以上の人で感染している割合が高いと言われております。検査をする対象年齢を含め、幾つかの課題があるようでございますけども、中学生を対象にしたピロリ菌検査の実施につきましても、引き続き課題の解決を図っていただき、ピロリ菌検査を実施する方向にかじをとっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、３件目、障害者支援についての１点目、５歳児健診の導入についてお聞きをいたします。

乳幼児健康診査は母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っております。現在の対象年齢は１歳未満、１歳６カ月から２歳、３歳児となっております。その後は就学時健診となっています。現行の３歳児から就学時健診までの期間のあき過ぎは、近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。

発達障害者支援法は、平成17年に施行され、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害は、ようやく社会で認識され始め、法律が施行されたことで厚生労働省には発達障害対策戦略推進本部が設置され、さまざまな角度から総合的な支援策や取り組みがスタートしております。

議員立法によりまして、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成28年６月成立をいたしました。第１条中、発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うを加えられています。障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資するに改められました。

発達障害者の人数は、平成26年度で全国で19万5000人となっております。山鹿市では母子保健法に基づき、４カ月児、７から８カ月児、１歳６カ月児、３歳児の健診が実施されておりますが、その後、就学時健診までは子供の発達を見る公的な健診はどのようになっておりますでしょうか。

５歳という年齢は言葉や運動の発達に加え、対人関係や一緒に行動する社会性や協調性の発達が著しい時期ですが、３歳児健診では気がつきにくく、見過ごしされがちな発達のおくれや発達の偏りが５歳児健診では発見がされやすいと言われております。軽度発達障害のほとんどが５歳の段階で発見できる可能性があると言われており、５歳児健診は有効であると報告をされております。育てにくい、扱いにくいなど、育児上の問題を早期発見により支援し、対応することによって、小学校へスムーズにつながっていくと思いますが、５歳児健診の導入につきましての考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、５歳児健診の導入について、お答えいたします。

山鹿市における乳幼児健診は、母子保健法に基づき、３・４カ月児、７・８カ月児、１歳６カ月児、３歳児の健診を実施し、特に３歳児健診においては、臨床心理士を配置して、発達障害の早期発見に努めているところでございます。

３歳児健診までの結果により経過観察が必要な乳幼児に加えまして、３歳から就学までについては、保護者、保育所、幼稚園などから相談のあった幼児のリストアップを行い、個別に指導や支援を行っているところでございます。

内容は、小児科医・臨床心理士による精神発達健診、臨床心理士による心理相談、事後指導など、平成28年度においては年42回開催し、延べ111人への対応を行っております。

日ごろにおいても、鹿本地域療育センター、保育所及び幼稚園とのケース会議などを通じ、十分連携を図り、地区担当保健師による訪問指導や電話相談、専門医への受診勧奨に努めております。

このような取り組みにより、３歳児健診以降就学期まで継続的にかかわりを持ち支援することで、５歳児健診の実施と同様の成果が上がっているものと考えております。

今後とも、発達障害の早期発見や保護者の不安の軽減に向けての取り組みを充実させてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

現状で、５歳児健診の実施と同様の成果が上がっているとのことでございますけども、これ以上は申し上げませんけども、発達障害の早期発見につながっているかは疑問でございます。いずれにしましても、保護者の不安の軽減に向けての取り組みを充実していただきますようお願いをいたします。

熊本県障害保健福祉のホームページを見ますと、地域療育センター事業として、実施事業所、施設名が掲載をされておりました。県下で10カ所あり、鹿本圏域では鹿本地域療育センターとありました。どのような活動をされており、どのくらいの方が利用でき、また利用されている方は何名くらいいらっしゃいますでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

２回目のご質問、鹿本地域療育センターの活動内容について、お答えいたします。

鹿本地域療育センターは、現在、医療法人社団木星会に委託して事業を実施しております。

センターには、お子さんの発達に関する悩みや療育について相談を受け、支援を行う療育相談員を配置しております。

主な事業として、在宅の障害児への指導・助言を行う訪問療育指導事業、療育センターの外来で保護者への指導を行う外来療育指導事業、幼稚園、保育園、小中学校などへの訪問を行いまして、職員に対し支援や指導を行う施設支援一般指導事業がございます。平成28年度における利用は約400件でございます。

これらの事業を利用している対象者は、知的、身体、精神の各障害者手帳の有無にかかわらず、その疑いがある児童生徒及びその家族の方でございます。

本市の療育支援推進のため、当センターが中心となり関係機関との調整を行い、保育・教育・医療・福祉の連携強化を図りながら活動しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

いろんな子供に向き合う活動をされておりまして、子供の発達に助かっておられる保護者の方も多くいらっしゃると思いました。

それでは、２点目の女性の発達障害者支援についてお聞きをいたします。

先ほども申し上げましたけども、平成28年６月、発達障害者支援法の一部を改正する法律が成立をいたしました。発達障害者への支援は着実に進展し、周囲の理解も広がっていますが、さらなる共生社会の実現に向けて、ライフステージに合った切れ目のない支援など、きめ細やかな支援が必要と考えます。

このたびの改正では、多くの改正点が盛り込まれました。地域での生活支援では、「その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて」との一文が加えられ、より一層きめ細やかな支援の必要性を明確にしています。

先日、発達障害の女性から相談をいただきました。その方は鬱病と診断されて治療していましたけども、改善がされない時期が10年間続きました。多くの医療機関を訪ねましたけども、適切な支援にたどり着くことができず、生きていくことがつらい状態が長く続き苦しまれたそうです。昨年、児童精神科でようやく発達障害と診断され、発達支援センターとつながったとのことでございました。

専門医の話によりますと、発達障害は男性優位な有病率であるため、研究が男性中心になっていること。したがって女性のデータの蓄積が少なく、女性の生物学的解明がおくれているとのことでした。成人期の女性では、非常に高い能力があることで、自分の発達障害をカモフラージュしてしまい、本当の自分ではないとの葛藤から、鬱病を発症する事例もあるそうです。結婚や支援のない育児、地域での孤立やママ友とのトラブルなど、女性がかかわる多くの人間関係への適応能力の欠如から、鬱病と発達障害が併存し、精神障害者を発症すると言われております。発達障害の見逃しや未診断のケースもあり、結果として適切な支援の開始がおくれることで、生きることがつらいという状況に陥る事例が見られるとのことでありました。

具体的事例といたしまして、神奈川県発達障害者支援センターでは、発達障害のある女性が持つ課題解決のため、その親御さんたちのグループ、レディを育てる親の会を結成し、県が支援し、思春期の体や生理現象のこと、対人関係や異性問題などについて１年間にわたり情報交換や勉強会を開催されています。そして、親だから持った困り事、親だからこそ見つけた具体的解決策をまとめた小冊子を作成しました。思春期の対応など支援を求める方々に活用されているそうです。

山鹿市におきましても、発達障害の相談件数がふえ続ける中、市民の皆様へ理解を広げ深めるため、どのような活動をされていますか。今後、山鹿市が女性特有の隠れた困難さに着目していくことは、性暴力被害の防止や女性の健康づくりにもつながっていくものと考えます。女性の発達障害者支援について、さらなる寄り添う支援体制を充実していくことが重要と思いますけども、活動内容、支援体制について、どのようにお考えかお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、女性の発達障害者支援について、お答えいたします。

厚生労働省の調査によりますと、発達障害は、男性は女性より数倍多いとされております。ただし、女性の場合は、男性の場合に比べて発達障害の特徴があらわれにくいとも言われております。

本市におきましては、障害のある方が地域で生活していくために必要なことを一緒に考え、サービス利用などの支援の相談窓口として、障害者相談支援事業がございます。平成28年度の全相談件数は約4200件で、発達に関する相談も年々増加しております。子供さんの発達に関する悩みや疑問などの相談は、先ほどご説明申し上げました鹿本地域療育センターで対応し、必要な支援を行っております。

また、熊本県では、こども総合療育センター、北部発達障がい者支援センターなどを設置し、専門的な支援を行っているところでございます。

これらの機関が連携をとり、相談のあった方への支援を行っておりますが、本人や家族が発達障害ではないかと心配されても、どこに相談していいのかわからない場合も多くあると思われます。

このような方々がいつでも安心して相談できるよう、発達障害の特徴等の紹介、悩みに対する相談先等を広報やまが、市ホームページなどに掲載し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

今後も、本人が適切な医療や支援を受けることができるよう、関係機関との連携を継続するとともに、市民に発達障害への理解を深めていただくよう、広報活動の強化や相談支援事業を推進し、より細やかな障害者支援体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ご答弁にありましたように、どこに相談したらいいのか、またその相談窓口がわからず悩んでいる方が多くいるというふうに聞いておりますので、その相談先を市民の皆様にお知らせし、よりよい障害者支援の充実に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３点目、障害者用119番導入（Ｎｅｔ119緊急通報システム）について、お聞きをいたします。政府は、聴覚や言語機能に障害がある人が、スマートフォンの画面から音声を使わず119番通報ができるシステムの普及を加速する方針が固められました。2018年度から地方自治体を財政面で後押しをし、そして2020年度までに全国の消防本部で導入を目指します。

導入するのはＮｅｔ119緊急通報システム、利用するには住所や氏名などの事前登録が必要です。最初にスマホやタブレット端末の画面で、救急・火事といった通報に関する項目を選択し、通報後チャットのやりとりを通じて、火事の状況やけがの状況を補足して伝える仕組みです。衛星利用測位システム（ＧＰＳ）の位置状況に基づき、管轄する消防本部に転送され、消防隊や救急隊が現場に出動します。

総務省消防庁によりますと、2017年６月時点で全国732の消防本部のうち、導入済みは約18％にとどまっているとのことです。システムは、多数の民間事業者が提供しているため、仕様の統一も事業者へ働きかける。全国どこから通報しても即時に対応できる体制づくりを急ぐとありました。

質問いたします。Ｎｅｔ119番通報システムの導入についての見解並びに山鹿市消防本部の取り組み状況についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

北原議員の一般質問、障害者用119番（Ｎｅｔ119緊急通報システム）導入について、お答えいたします。

当消防本部では、障害者用119番（Ｎｅｔ119緊急通報システム）は導入しておりません。現在、聴覚や言語機能障害者を対象にＦＡＸ119を平成23年から、メール119システムを平成20年から導入しております。

総務省消防庁から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、全国の消防本部にＮｅｔ119通報システムの導入の推進が図られているところでございます。

このシステムは、スマートフォン等を用いて、聴覚や言語機能に障害がある方に、音声によらない119番通報システムで、全国で導入されているところですが、北原議員のご指摘とおり、導入率は約２割弱にとどまっております。

現在の九州各県の導入状況は、福岡県１カ所、長崎県２カ所、熊本県１カ所で導入、運用されているところです。

Ｎｅｔ119緊急通報システムを取り扱う民間業者は複数ありますが、現在まで各事業者間において、Ｎｅｔ119緊急通報システムの仕様統一がなされていないのが現状です。管轄地域外にいる利用者から通報が行われた場合に、通報現場を管轄する消防本部のシステムに、その通報を接続する機能がないなどの課題があるものと考えております。

今後、各事業所のシステムが統一され、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ通報するシステムの構築が検討されており、当消防本部としましても、近隣の消防本部の整備状況、国等の動きを注視しながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

昨日、総務省消防庁に確認しましたら、財政面での後押しにつきましては、国が毎年配分する普通交付税での加算というふうにお聞きをいたしました。いずれにしましても、全国的にどこから通報しても即時に対応できる体制づくりが必要かと思います。

先ほど申されましたけど、近々そのシステムの統一も検討されるようでございます。全国全ての自治体でＮｅｔ119通報システムを導入すれば、全国どこから通報しても即座に対応可能になります。当然、財源も要りますけども人命優先です。消防本部の使命は、まちづくりの基本である市民生活の安全と安心の確保です。山鹿消防本部でも、このＮｅｔ119通報システムの導入につきましては、他の導入自治体を参考にしながら、その導入をよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時42分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時55分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

発言通告により一般質問をします。

おかげさまで初登壇して１年が経ちました。なれぬことばかりで、多々ご迷惑をおかけした点もあったかと存じますが、本定例会においても、またこれからも常に初登壇時の新鮮な気持ちを抱き続け、山鹿市の発展に向けて市民の皆様の負託に応えるべく、鋭意努力してまいる所存です。どうぞよろしくお願いします。

また、昨年に質問を行いました事項に関しましても、具体的な進捗、検討から実現に向けて動き出そうとしているものも多々あるなど、とてもうれしく存じます。いずれも山鹿の課題解決や未来への投資として必要不可欠なものであると考えますので、力強く推進していただければと存じます。

以上、前置きが長くなりましたけれども、質問に移ります。一問一答にてお願いします。

ではまず、やまがメイトの現状についてです。

これまで小中学校の校務改革や公共施設の予約についてなど、本市におけるＩＣＴに係る質問を重ねてまいりましたが、山鹿市においては地域情報をスマートフォンや従来型の携帯電話、パソコン、タブレット端末などに届ける、市民向けのコミュニケーションサービスであるやまがメイトがつくられています。これはイベント情報や生活情報、防災情報、地域行事の日程や広報紙などの地域に密着した情報が受け取れるサービスであり、市内の避難所情報、避難所マップもこのアプリで確認することができます。また、市内の各種団体などの情報、そして市議会定例会の日程やこの一般質問の録画映像、ユーチューブの動画にリンクされているものですね、こういったものもチェックすることが可能です。この私の一般質問の動画も後日アップされることになるわけです。

特徴的なのは、音声による情報配信である点だと考えられます。もちろんテキストや画像を使ったお知らせなどもありますが、この音声による通知というのは、従

来、鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区などで使われてきたオフトーク通信サービスの代替としての利活用ということで、特にアンドロイドＯＳ搭載の端末では、音声の自動再生機能が利用できます。操作を特に必要とせず、ただ聞くだけでいい。オフトーク通信の利便性を維持したまま、よりクリアな音質で住んでいる地域の情報、市からの情報を受け取ることができますので、デジタル機器を普段余りお使いにならない方々、とりわけご高齢の方々にとっても大変便利であろうと思われます。

また、防災無線による放送、お知らせは、場所により聞き取りづらいケースもありますが、やまがメイトの場合は、電波さえ受信できる環境が整っていればどこでも情報を受け取ることができますので、自宅だけでなく仕事先や外出先でも利用できますし、例えば災害などの発生時にも有効なメディアとして期待できるものです。まさしく市民と行政をつなぐ、現代ならではのメディアであります。

以上、やまがメイトについて、ご紹介を兼ねて申し上げましたが、こちらは大変に便利なサービスです。多くの市民の皆様に利用していただければと思いますが、では現状でのやまがメイトの普及率、普及の状況について、市全体、また地区ごとの数字を教えていただきたく存じます。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の一般質問、やまがメイトの現状について、お答えをいたします。

やまがメイトは、平成27年12月に本格運用を開始し、２年２カ月を経過したところでございます。その普及率についてのお尋ねでございますが、性質上、登録人数ではなく、登録件数としてしか把握できておりませんので、登録件数についてご説明を申し上げます。本年２月末時点におきまして、１人で複数のやまがメイト利用の方を含む市内在住者の登録件数が5614件となっております。地区別の内訳といたしましては、山鹿地区が839件、鹿北地区が1933件、菊鹿地区が1648件、鹿本地区が191件、鹿央地区が1003件であります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

地方都市において、２年２カ月程度という期間に人口の１割強の方がこのように

個人がお持ちのデバイス、端末ですね、これを使われまして、またインターネットを活用するような行政サービスを利用されているというのは大変すばらしいことだと思うんですね。もちろん、このようなサービス形態では、登録、アカウント１件がそのまま１名とは限らないでしょう。１人の方が複数のアカウント、これを持っているケース、また複数名が同居していらっしゃるような１世帯で、１人だけ登録して情報を受け取っていらっしゃる、こういったケースなどが想定されますので、必ずしも人口比100％とはならないものですね。そういうことで、人数ではなく、件数しかおっしゃることができないとのご答弁だと理解しております。

第２次山鹿市総合計画では、主な施策の中に、やまがメイト利活用の促進の項目がございます。そこで、行政情報の配信ツール及び地域コミュニケーションツールとしてのやまがメイトの普及を目指し、インターネットを通じた情報の受発信力強化と地域活性化を図りますとあります。また、目標値として、やまがメイトのダウンロード数を平成31年に3600件、平成37年に5000件としていますが、先ほどのご答弁いただいた数字ですと、本年２月末時点で総登録件数が5614件、これは７年後の目標値を既に達成しているということになります。うがち過ぎるなら、目標の立て方が甘いのではないかとか、７年後にそもそもアプリをめぐる環境がどうなっているかなどの意見が出る余地はあるかもしれません。もちろんスマートフォンなどの端末が急速に普及したなどの背景もあるでしょう。しかし、私は純粋に行政の方々による努力の成果であると称賛したいものです。

一方で、今の数字はそもそもオフトークが利用されていた鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区ではうまく移行ができているということでしょうが、やはり登録者数が山鹿地区、鹿本地区と比べて、突出している印象が強いですね。

それでは、地域別の差異が激しい点について、オフトークからの切りかえをどのように推進していったか、また今後はどのように地域性を越えて新規利用者の拡大・推進をしていくかの方法について、以上２点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の２回目のご質問、やまがメイトの今後の拡大推進の方法について、お答えをいたします。

まず、現状での普及状況の地域別の差異につきましては、昨年３月末をもって廃止しましたオフトーク通信サービス事業を、従来から地域の連絡網として活用されてきました鹿北・菊鹿・鹿央地区において、行政区単位での説明会や出前講座等を

開催し、やまがメイトの利活用の推進に積極的に取り組んだ結果によるものでございます。

このオフトーク通信サービス事業の代がえとしての利活用の推進につきましては、事業の廃止から約１年が経過するとともに、利用地区におけるやまがメイトの普及も一定程度進んだことから、今後はやまがメイト本来の機能である地域コミュニケーションツールとしての利活用の拡大に向け、山鹿市全域で推進してまいりたいと考えております。

具体的な周知の推進方法といたしましては、やまがメイトの認知度を高めるための取り組みといたしまして、従来の山鹿市の情報配信ツールであります広報紙、ホームページへの掲載に加え、情報メールやテレビデータ放送デタポンでの周知とともに、若い世代へのアプローチとしてのフェイスブックへの掲載や各行政区での利活用促進を目的とした嘱託員便利帳への掲載を計画いたしております。

次に、新規利用者の獲得に向けた取り組みといたしましては、出前講座を活用した行政区や各種団体に対するやまがメイトの機能説明や先進事例紹介、携帯電話事業者の店舗におけるやまがメイトアプリのダウンロードや利用登録に係る協力依頼のほか、誰にでもわかりやすい操作マニュアルとなりますよう、適宜その改訂にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

平成29年度中にオフトーク通信機器撤去を行われましたが、そのような状況で説明会や出前講座を丁寧にされたということ、そもそもオフトークがあったので、必要性を地区の皆さんがよく理解されていることなどが奏功しているようですね。そもそも旧オフトークの利用件数が4184件でしたが、先ほどのご答弁での旧オフトーク利用３地区の登録数が現状で合計4584件、もう既に上回っているわけです。さらに、そこに山鹿・鹿本地区の数字が乗っていますので、山鹿市民の利活用も今後ますます増加していくでしょう。

ただいまのご答弁の中で、デタポンという言葉が出ましたが、ご存じない方もあるかと思います。こちらはテレビのデータ放送、リモコンのｄボタンですね。こちらで山鹿市から発表された行政住民情報等を表示する熊本放送、つまりＲＫＫテレビのサービスです。テレビを設置する際に登録されている郵便番号をもとに表示す

る仕組みになっています。県内では本市のほか、八代市、人吉市、菊池市、宇土市、山都町、あさぎり町で利活用されていると。テレビだけではなく、スマートフォンアプリも用意されています。テレビを見ながら、山鹿市の情報が見られるという点でメリットがあります。そのデタポンや広報紙、市のホームページ、フェイスブックなどでの広報活動も大事ですし、嘱託員便利帳への記載も利用者拡大のきっかけになると思われます。

ですが、鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区での成功は、やっぱり丁寧な説明や実際に端末をさわっての設定などがベースになっているものと考えられますので、山鹿・鹿本地区においても、インフルエンサーと呼ばれるような影響力をお持ちであろう方々へ接触した上での説明会や出前講座などが望まれます。例えばＪＡさんや市内の事業者が多数加入している商工会議所さんや商工会さんなどの各種団体、また企業などでそのような催しを行うことで、従業員の方々やご家族にも広がっていくのではないでしょうか。

また、携帯電話事業者の店舗でダウンロードや利用登録にご協力いただくというのは、とても面白いアイデアですので、そちらも効果がありそうだと考えられます。期待しております。

マニュアルに関しては、現状でも山鹿市ホームページにもそのマニュアルのＰＤＦファイルが掲載してありますね。詳細に書いてありますし、かつ１ページごとに機能がすごくまとめられていまして便利だとは思うんです。ですが、初心者の方には少々煩雑に感じられるかもしれません。改訂に取り組んでいただけるということですので、わかりやすい簡易版マニュアルなども検討していただいてもよいのではないかと思います。いずれにせよ、私自身も普及拡大に貢献していきたいと考えております。

では、拡大の方針などを伺った上で、やまがメイトそのものについて、どのように利便性を向上させるかがさらなる利用率の向上にもつながると考えられます。これまでにどのような機能改善をされてきたのか、また今後はどのような取り組みを検討されているのかについて伺います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の３回目のご質問、やまがメイトの利便性の向上について、お答えをいたします。

機能強化による利便性向上への取り組みにつきましては、平成28年度に情報提供

ツールとしての自動連携機能の強化を行い、テレビデータ放送デタポンに掲載した情報がやまがメイトへ自動配信される改修を行っております。

また、本年度は、消防メールで配信した火災情報がやまがメイトへ自動配信されるサービスとともに、家庭ごみの収集日を行政区単位でお知らせするサービスを新たに提供しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、防災情報の配信力をさらに強化してまいりますとともに、市民の皆様が定期的に必要とされる情報を各業務担当課と連携して配信してまいります。

また、市内で活動される農商工団体や任意団体、行政区等での活用を広げ、各団体での新たな情報の配信を創出させることにより、利用者の利便性の向上に努めたいと考えております。

また、出前講座等における市民の皆様のご意見やご要望を反映した操作性の向上や提供する情報の内容の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

私ごとではありますが、ごみ出し日を前日に通知メール送信してくれる機能、これは大いに助かっております。これでごみをうっかり出し忘れることが本当になくなりました。このように便利だと実感する人がふえれば、口コミにもつながっていきます。

また、やまがメイトに承認グループという機能がありますが、こちらももっと利用する団体やグループがふえていけば自然に登録者もふえていくでしょう。簡易グループウェアとしても利用できますし、またイベント情報の告知などにも活用できます。

とりわけ防災情報の強化、これは期待したいところです。東日本大震災や熊本地震の際に、テレビやラジオが受信できない避難所の方や車中泊の方々、そういった方々がツイッターなどのＳＮＳで情報を得ようとされていたことは、まだ記憶に新しいところです。ですが、中にはデマ情報などで混乱を招いたケースもあります。市が地域に即した正しい情報を配信してくれるということは、大変心強いことです。

また、本市市庁舎、観光協会などで公衆無線ＬＡＮ、フリーＷｉ-Ｆｉ、こちらの拡充に関する取り組みも行われておりますので、ネット環境の拡充が本市にある

と、これまた発災時に情報収集するのに有効なインフラとして機能してくるものと考えられます。

やまがメイトは、余りリンクを踏んでほかのサイトに遷移していくようなつくりにはなっていませんし、機能が随分制限されているなと感じられることもあります。しかしながら、かえってそれらのことがセキュア、安全で確実な、かつ公共性の高いコミュニケーションを可能にするのではないかと考えられますので、今後は機能よりも、もっとコンテンツ、中身の拡充に努めていただければと存じます。

以上で、やまがメイトに関する質問を終わります。ありがとうございます。

さて、次の質問にまいります。

昨年の６月、９月定例会におきまして、永田　紘二議員や服部議員より同様の質問があり市長のご答弁もありましたが、今回、具体的な取り組みの有無等につきまして、改めて伺います。

市内及び市庁舎内への防犯カメラ設置推進についてです。

防犯カメラは、犯罪の抑止効果と犯罪等の事件の早期解決に役立つものとして一般的に普及してきております。また、近年では、市庁舎内に防犯カメラを設置する自治体が増加してきております。来庁者及び職員の安全・安心の確保を図るため、庁舎内の秩序を保ち、犯罪予防をするためなど、さまざまな理由があるようですが、不当要求行為への対策という点を掲げている自治体もございます。しかしながら、各部署での取り扱いがばらばらであったり、録画データの管理がずさんになっていたりという問題を抱えているところもあるようです。

とはいえ、不審者対策、また各種犯罪防止のためにも、公共施設、例えば市庁舎、また山鹿においては市民交流センター、または商業施設や公道などにも防犯カメラの設置が市民感情としては求められているものと考えます。

次の質問でも触れますが、来年2019年には女子ハンドボール世界選手権大会を本市は控えております。第２次山鹿市総合計画では、年間観光客入り込み数を通して、中間目標の平成31年に500万人、最終目標の平成37年に600万人の数字を掲げています。また、インバウンド需要の増加など、本市に世界各国から来訪者がふえることが予測されます。そういった方々に、安心して来訪していただくためにも、山鹿は犯罪を許さないまちとして、未然に防ぐ努力を、そして犯罪者を逃さない努力をしていく必要性が高まっていると考えられます。

その一方で、防犯カメラ、監視カメラの設置に関しては、プライバシーや肖像権の侵害であるという考え方もあります。判例として、最高裁、昭和44年12月24日、大法廷判決、これは肖像権を初めて認めた京都府学連事件と通称されているものですが、そこでは人はみだりに自己の容貌等を撮影されないということについて、法

律上保護されるべき人格的利益を有するとしています。とはいえ、その判決文の中で、個人の有する自由も国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは、同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから、これは警察法第２条第１項によりますが、警察官が犯罪捜査の必要上、写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず、第三者である個人の容貌等が含まれても、これが許容される場合があり得るものと言わなければならないとも言及しています。

その後の判例、最高裁、平成20年４月15日、第二小法廷決定では、公道や民間施設内でのビデオ撮影による捜査活動を適法としており、また東京地裁、平成27年11月５日判決では、ある者の容貌等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、撮影の場所、撮影の範囲、撮影の態様、撮影の目的、撮影の必要性、撮影された映像の管理方法等、諸般の事情を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上、受忍の限度を超えるものと言えるかどうかを判断して決すべきであると判示しており、これらの見解が支配的となってきております。

つまり、判例や法的解釈としては、防犯カメラの設置、撮影が容認される傾向にありますが、そうはいってもどこでどのような目的で撮影されているのか明瞭ではないということで、これは監視社会であると批判される方、不快に感じる方、抵抗感を持つ方がいることも否めません。それでも公共の利益で考えれば、犯罪の抑止力となり、犯罪の検挙にも利するところが大です。そのほかにも地震や水害などの災害を撮影している。これで防災・減災の研究や検証に役立つケースもふえてきているようです。

そこで改めまして、山鹿市内及び市庁舎内の防犯カメラ設置推進について、どのようなお考えや方針を持たれているのかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の一般質問、市内及び市庁舎内への防犯カメラの設置推進について、お答えをいたします。

防犯カメラの設置目的や効果につきましては、昨年６月定例会の市長答弁にありますように、防犯の予防・抑止に効果があり、犯罪解決のための証拠として有効なことはご案内のとおりでございます。また、その一方で、肖像権等のプライバシーの問題や録画データの管理の問題、設置費用や維持管理経費等の問題がございます。

現在、本年４月１日の施行に向けて、山鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定準備を進めており、内容につきましては、山鹿警察署から助言もいただいた上で、不特定多数の方が利用する市の施設に設置するよう定める予定でございます。

また、平成30年度当初予算におきまして、ただいま申しました要綱制定後の最初の取り組みとして、市庁舎、各市民センター、市民交流センター、総合体育館への防犯カメラ設置経費を計上しているところでございます。

今後も、山鹿警察署を初め関係団体とも協議しながら、より効果的な場所への設置を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございます。

かなり具体的で実現に向けた取り組みをこれからされるということで、大変うれしく思います。やはり肖像権、プライバシーの問題、そして管理やコストなどの課題意識を持たれているようですね。もっともなことだと思います。それでも、公共の福祉のために、山鹿警察署や関係団体との協力を得ながら、市として本腰を入れて現実的な対応を具体的にされる旨を明言していただきました。設置と運用に関する要綱の制定準備が進められていること、市庁舎や公共施設への設置経費を予算計上しているとのことでした。また、効果的な場所への設置を検討とのことですので、不特定多数の人が多く集まる場所、交差点や学校、大型施設なども考えられますが、市としてはまず防犯カメラを推進していく、そういう方針であると理解いたします。

参考ではありますが、平成16年３月には東京都杉並区で日本初の防犯カメラの設置利用条例が制定されております。こちらは単純に防犯カメラの設置を推奨するといった類いのものではありません。杉並区が事前に実施した防犯カメラに関する区民意識調査では、９割以上の区民が防犯カメラに犯罪抑止の効果があると答えたそうです。しかし、防犯カメラの設置や運用について、特に悪用を抑制するようなルール整備が必要であるという住民意識があることが、先述の区民意識調査でも明らかになったため、区や商店街組合、自治会などが道路や公園などの公共の場所に設置する場合や店舗面積3000平方メートル以上の大型店、収容人数500人以上のホールなどの防犯カメラに対して、届け出義務を課すといった基準を設けたようです。さらに、プライバシー保護のため、捜査機関など第三者への映像提供は法令の規定

や撮影された本人の同意がある場合などに限定し、罰則はありませんが、違反者に対しては区長が是正を勧告したり、違反を公表できるとしております。こういった事例がございますし、また東京都日野市、こちらでも平成27年、市民等の権利利益を保護し、市民等が安全に安心して暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とし、日野市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定しています。

以上、防犯への具体的な対策をとりながら、プライバシーや肖像権などの課題、これにも向き合うような取り組みがほかの自治体でも行われていることをご紹介しましたが、それはさておき山鹿市としての安心・安全のまちづくりに向けての意気込みを伺い、一人の市民としてうれしく思います。その理念をもっと敷衍するならば、民間施設での設置に対する支援などにもつながっていくものと考えられますが、まずは今のご答弁による実践をしっかりしていただければと存じます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問となります。「住宅宿泊事業法」施行への対応についてですね。

さて、ここ数年、民泊という言葉をメディアで耳にするようになりました。この民泊とは、住宅や別荘、マンションの空き室などを活用して、有償で旅行者などに貸し出すことをいいます。これが個人で自宅の空き部屋を提供するものから、不動産業者などが、特にインバウンド需要の増加に対応する形で、大型に施設を開発して行うものまで、さまざまな形態があります。とりわけ2008年、平成20年、アメリカのサンフランシスコで、旅行者と宿泊できる民家などを仲介するエアビーアンドビーというサービスがスタートして以降、宿泊費の抑制、文化交流などを目的とした積極的な民泊の利用が拡大しております。平成26年には、日本法人であるエアビーアンドビージャパンが設立されており、民泊ビズという民泊に関する情報を提供するウェブサイトによりますと、昨年５月時点の日本におけるリスティング件数、つまり登録されている宿泊施設の件数は４万8000件を超えています、日本全体でですね。また、エアビーアンドビーを日本で利用したゲストの93％が海外ユーザー、うちアジアのユーザーは54％と訪日外国人の宿泊手段として実績を持ちつつあり、また全日空などの航空会社とも提携をしています。エアビーアンドビー以外にもホームアウェイなどのサービスがあり、今後はますます登録数も利用者数も伸びていくものと予測されます。

なお、エアビーアンドビーで検索しましたところ、山鹿市においては少なくとも２件の宿泊施設が登録されています。どちらも鹿央地区です。それぞれ1635円からと3052円からというように、安価に泊まれるようになっております。結構、海外からの利用者が多いようなんですが、その利用者の評判も大変よいということなんだ

そうです。既に山鹿でもそういった事例が出てきているわけですね。

エアビーアンドビーなどのサービスに限らず、今後さまざまな手法により民泊は拡大する傾向にあり、その中でも例えば農泊という農家民宿や、空き家と古民家、廃校となった校舎などを活用した宿泊施設により、農山漁村ならではの宿泊体験を提供するもの、さらには地元の農家が生産した農産物や地元食材の料理を提供するレストラン、田植えや稲刈り、野菜収穫、牧場の乳搾り、山菜狩り、ジャムづくり、工芸品づくりなどの体験型のプランを提供するような農山漁村滞在型旅行があらわれております。これは政府が農山漁村余暇法を平成６年に制定して、さらに平成28年には農林漁業体験民宿業の営業者の対象範囲が拡大され、非農林漁業者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合でも、簡易宿所の客室面積基準が適用除外となるように省令が改正されました。これまでもこういう流れがずっと来ているわけですね。その上で、現状、民泊事業を実際に行う場合は、これまでは原則としては旅館業法における簡易宿所として許可を取得するか、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として、大阪府や東京都大田区、九州でいえば福岡県北九州市などの、いわゆる特区民泊を活用するしか方法がありませんでした。しかし、本年６月15日より、住宅宿泊事業の届け出制度や、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業の登録制度など、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的とする住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されます。こちらは平成29年６月16日に公布されております。これによれば、電子申請の民泊制度運営システムで届け出を行うことで、民泊の営業を行うことができるようになるわけです。既存の宿泊施設と競合するのではなく、新たな魅力を創出するような民泊のプラットホームづくりを政府としても推進しているものだと考えられますが、以上を踏まえた上で、本年６月15日の民泊解禁、また３月15日からの事前登録開始、もうすぐですね。こちらに際して、申請があった場合などにどのような対応や規制方針があるか、これらについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

立山議員の一般質問、民泊の６月15日解禁に際して、対応や規制の方針について、お答えいたします。

平成30年６月15日、住宅宿泊事業法の施行に伴い、施行要領において住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的から、消防法令適合通知書を県知事へ提出することとされております。

この要領に伴って当消防本部では、平成30年２月16日付、山鹿市消防本部告示第１号で、山鹿市旅館、ホテル等に係る消防法令適合通知書交付要綱の一部を改正する要綱を施行しております。これは住宅宿泊事業を営む関係者から交付申請があった場合において、立入検査等を行った結果、消防法に適合していると判断された場合、法令適合通知書を交付するものです。

住宅民泊事業については、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料金を受けて住宅に人を宿泊させる事業であり、宿泊提供が年間180日を超えないものと規定されているため、消防法上の取り扱いとしましても、宿泊室の面積や管理状況等により、用途が住宅もしくは旅館ホテル等に該当するかを判定し、それに基づく消防用設備等の設置指導を行っていきたいと考えております。

以上で、ご答弁を終わります。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

基本的には、宿泊施設に関しては、ご答弁にもありました旅館業法で規定されているわけですが、これまで述べてきましたように、既存の法に当てはまらない事業形態が出てきたという状況があって、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が制定されているわけですね。

住宅で宿泊事業を行うという民泊の性質上、どうしても消防であったり、保健所であったり、主に取りまとめている国土交通省だけでも、全般、住宅宿泊事業、住宅宿泊仲介業関係は観光庁観光産業課、住宅宿泊管理業関係は土地建設産業局不動産業課、住宅宿泊業法第６条関係、こちらは安全確保の措置、こちらは住宅局建築指導課、マンション管理規約関係は住宅局市街地建築課マンション政策室と、このように管轄する、また担当する部署が多岐にわたっております。いずれは体制も再構築されて、窓口も整理されていくものと考えられますが、現状ではこのような形です。

それはさておき、本法成立の背景として、先述のずっと申し上げております民泊、あとインバウンドの拡大の状況もありますが、日本全体で考えますと、やはり2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、そこで海外からの観戦客などに対する、特に都市部、こちらの宿泊需要と供給量のギャップ、これを埋めていきたいということがあるようです。やはり提供できる部屋数に対して、需要量として余りにもあるので、対応しきれないだろうということです。だから、このような民泊

を活用して外国人宿泊客が泊まれるような環境をつくっていこうという形で考えているようです。

本市におきましても、2019年の女子ハンドボール世界選手権大会の開催まで、もう２年切っているような状況ですが、余談になりますが３月７日の熊本日日新聞にて、国際ハンドボール連盟より、山鹿市総合体育館について、開催基準である観客席3000人に対して2200人と、その基準を満たしていないことや宿泊施設までの距離の遠さなど、複数の改善項目が浮上したとの報道がされておりますが、ここは山鹿市、何としてでも一丸となって開催に向けた努力をしていくことと考えられます。

それはまた置いといても、ラグビー世界大会の本県開催、東京オリンピック・パラリンピックなど、各種スポーツの国際大会を日本は控えております。本市においても、もちろん観光客数の増大が予想されますし、そもそも第２次総合計画、こちらで年間宿泊者を平成31年の目標値として50万人です。平成37年の最終目標値が60万人。また年間外国人宿泊客数、こちらも平成31年は2044人、平成37年は3077人としておりますので、それらの目標を達成するには、本当に収容力、あと外国語対応、あるいはイスラム教徒が来訪した際のハラル対応、こういったものの課題も検討しなくてはならないでしょう。

いずれにせよ、先ほどからお尋ねしております民泊新法に関しまして、山鹿で事業者が届け出があった場合のケースなどを伺ってきましたが、それでは用途の判定基準、設置の必要な消防設備、こういったものについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防次長。

［消防本部消防次長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防次長（中山　恒弘君）

立山議員の２回目の一般質問、用途の判定基準及び設置に関する消防用設備について、お答えいたします。

先ほど述べましたとおり、住宅宿泊事業法に基づき、県知事への届け出が必要となります。住宅宿泊事業を営む住宅については、原則、旅館ホテル等と判定することとなります。例外として、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業を営む関係者が不在とならない旨の届け出がなされた住宅につきましては、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下となる場合は住宅として取り扱うこととなります。

次に、旅館ホテルと判定された場合、消防用設備といたしまして、自動火災報知設備及び誘導灯の設置と、カーテンやじゅうたん等は防炎物品の使用が必要となります。住宅と判定された場合は、一般住宅として取り扱いますので、寝室への住宅

用火災警報器の設置が必要となります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございます。

旅館業と同様に、しっかりと設備チェックを行うということですね。ただ、やはり住宅と判定された場合は、一般住宅と同様に扱うということですので、やはり火災警報器以外にも、できればもちろん消火器の配置とか、火元の安全管理ほか、防火・防災用の設備、そういう機器、そういったものの安全管理などの指導も推奨していただくような形であれば、もっと安全性が増すものと思われます。

なお、本質問の冒頭で述べましたエアビーアンドビーを初め、民泊においては旅行者と宿泊施設とのさまざまなトラブルも発生しております。設備の破損、代金支払い時のトラブル、民泊施設と近所の住宅、近隣住民の方々とのトラブル、外国人宿泊客との文化の違いから起こるようないさかい、そして犯罪行為です。本年２月には、大阪市内の無認可の民泊施設で、アメリカ国籍の男が日本人女性を監禁殺害し、遺体を複数に切断した上で遺棄するという何とも痛ましい事件が起きております。容疑者は複数の民泊施設を転々として証拠隠滅を図ったようです。これは先ほどの質問と重なりますが、防犯カメラに被害者と容疑者が映っていることから逮捕され、その後に大阪市内の民泊施設から女性の一部が発見されたということだそうです。これはもちろん民泊という形態を犯罪者が悪用していたのであって、民泊そのものが悪いわけではないのですが、このような犯罪に利用されないような体制づくりも今後は必要になってくるものと思われます。

別荘地として名高い長野県軽井沢町におきましては、昨年に取扱基準を定めております。不特定多数による利用や風紀を乱すおそれがあることから、民泊施設の設置については、町内全域で認めないこととしています。かなり強い表現でそれを言っているわけですね。

また、草津温泉を擁する群馬県では、本年２月の県議会にて、営業区域や期間を制限する条例案を提案しています。内容を見ますと、騒音などによる生活環境の悪化の防止が狙いということで、知事が特に必要があると認める場合、学校と児童福祉施設から110メートルの区域で、平日に民泊営業を制限できるとしています。

基本的には、この民泊に関しては、県への届け出、県の所管になってきますけれども、先ほども申しました長野県の軽井沢町、町としての取り扱い基準を独自につ

くられるなど、いろいろな規制に向けた動きもあるようです。

以上、とにかく推進するにせよ、規制するにせよ、何らかのルールづくりというものが必要になってくるかもしれません。体制づくりも必要になってくるかもしれません。

本山鹿市は、温泉街として、古くは平安時代に源　順が著した辞書であります「和名類聚抄」、こちらにもその名が記されている。宇野　親治公の伝説がございますが、それよりも歴史をさかのぼることができるくらいに古い温泉街なわけです。江戸時代には宿場町として繁栄しましたし、山鹿温泉の元湯であるさくら湯は約380年の歴史を誇っております。嘉永４年、1851年につくられた温泉番付という江戸時代の番付がありますが、そちらでは山鹿温泉、西の前頭一段目ということになっております。とにかく伝統があって、昔から知られた山鹿の温泉観光を中心としたような宿泊、こういったものに関して、今後評価を落とすようなことがあっては絶対にいけませんし、その上でもうとにかく既存の宿泊施設のすみ分けができて、新たな山鹿の魅力創出につながるような民泊事業が創出されることを祈念します。

先ほども農泊の話などもありましたけれども、例えば体験型農業、観光型の農業ですとか、今度の菊鹿ワイナリー、６次産業化、そういったものにもこれはかかわってくることだと思うんです。また、廃校舎の利用などもいろいろかかわってきます。これはもちろん民泊だけの話ではないんですが、本市としてこれからどういった形で外部のお客さんを迎えていくか、おもてなししていくか、そういった対策、また体制づくりというものを本当に真剣に考えていかねばならないような状況になってきているんだということを改めてお伝えしたかったわけです。

以上、山鹿市の住民満足度の向上や来訪者対応などの質問をさせていただきましたけれども、とにかく今回の質問に全て共通しますのは、本市がいかに安心・安全のまちづくりに取り組んでいくかということでございます。山鹿警察署の規模縮小など残念なニュースもございますが、これからも、いや、これまで以上にやっぱり住みやすい、訪れやすいという環境づくりに、山鹿市として邁進していただきますよう、私自身ももちろん頑張ります、市民一人一人も頑張る。そして、市としてもとにかくそれを推進していただくようにお願いしまして、今回の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時49分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜です。

本日の質問内容は、発言通告書に従い、米野岳中学校区統合小学校位置決定について、質問をいたします。

統合したのに今さら何になるのかという意見もありますが、市民の皆様の疑問、要望、提案を受けて、行政に検討や実現を促すために、時には過ちを正すために質問をするのは使命かと思いますので、大多数の鹿央住民の代弁者としてお伺いをいたします。

さきの12月議会、永田　紘二議員への一般質問答弁にもあるように、米野岳中学校区統合小学校位置決定に関する住民訴訟は、現在も係争中であります。原告団を含め、訴訟を支援していただく住民がこの訴訟で訴えていますのは、この統合事業の位置選定は恣意的で不透明・不公正ということであります。その根拠といたしまして、統合先となる米田小学校は、山鹿市の防災マップにおける洪水氾濫想定区域に位置しており、場所的安全性が考慮されていない。２番目といたしまして、統合先決定の主な根拠とされた46の評価項目は、項目の定め方も評価も極めて恣意的であり、その評価は根拠足り得ない。３番目といたしまして、統合校予定位置であった米野岳中学校隣接地から米田小への変更は、住民に説明なく決定され、また米田校区区長会と鹿央地区区長会での説明用配付資料が異なることや統合準備委員会の人員構成にも問題があるということでございます。さらに、４番目といたしまして、鹿央町から小学校をなくしてしまうことは、対等合併の趣旨が考慮されていないという４点であります。

私は、山鹿市が統合校位置決定の経緯を説明する際、統合準備委員会で承認され決定、市議会の承認も得たという発言をもとに、まず市議会に対していつ説明が行われたのか、各種の会議録を検証しました結果、最初は平成26年２月27日開催の市議会全員協議会において、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画（第２次計画案）の説明資料で、統合校の位置として米田小もしくは千田小と記載され、平成29年４月開校と明記されております。

次は、平成26年８月20日開催の全員協議会で、８月12日、統合準備委員会による

協議で、敷地の広さや学校施設の状況、通学予定路の道路状況、学校周辺の利便環境などの物理的条件に加え、立地環境を安全性の面からも検討した結果、統合校の位置は米田小学校としたと報告されております。

平成26年９月２日開会の山鹿市議会９月定例会に、基本実施設計業務予算案が上程され、９月17日、平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）として可決されております。

その後、住民からの陳情書提出を受けて、平成26年12月４日開催中の12月市議会において、服部議員が当初計画の米野岳中学校付近から変更することになった経緯や住民へ十分な説明を行ったのかの確認、さらにハザードマップに関する質問をされております。

では、これより項目ごとに検証をしていきます。会議録や配付資料等を引用して、時系列でいきますので、少し長くなりますが、よろしくお願いをいたします。

まず、当初計画の建設予定地変更についてですが、第１次計画で山鹿市はなぜ米野岳中学校付近を選定したのか。鹿央地域審議会に配付された平成21年７月24日付の統合校の位置とスケジュールの基本的な考え方と題する教育委員会の資料には、米野岳中学校校区４小学校の統合について、その位置として、４小学校と項目ごとに比較し、位置では中央、遠距離は小規模、校舎・体育館では中学校の施設と共用の可能性がある、敷地では南側農地への拡大が可能、その他として中学校と連携が取りやすいとして、諸条件、条件を総合的に判断すれば、統合校の位置としては米野岳中学校付近が最適であると考えられると結論づけています。

また、平成22年８月に実施された統合説明会で配付された米野岳中学校区ＰＴＡ会議資料、平成22年７月22日現在と記された教育委員会の資料では、４小学校の統合時期と統合場所及び今後のスケジュールの提案項目に、統合予定は平成23から24年度に設計、平成25年度建築、平成26年４月開校、統合場所、米野岳中学校付近、米野岳中学校と併設する場所に中学校施設との共用を考えながら、校舎等を新築することを基本としたいと記載され、保護者に説明をしています。

その後、教育委員会より統合に関して進捗状況等の説明がなされないので、ＰＴＡ役員より、教育委員会に申し込みをし、平成23年10月４日、４小学校のＰＴＡ役員と説明会を開催、ここで初めて鹿北小学校、山鹿小と川辺小の統合で行き詰まっていること、鹿北小学校での中学校との施設共有で失敗をしたこと、また米野岳中学校隣接地での小学校建設は施設整備の点で厳しく、今の計画面積では不十分であると担当課は考えていること、ただし委員会に上程していないので、隣接地計画はまだ生きていることを説明しております。各小学校の統合に対する動向をそこで確認しています。そこで鹿央３小学校は、合併で賛成であることを説明、米田小は学

校の位置、学校の名前、通学距離の問題などで賛成・反対が半々であると説明、担当課からも米田小で説明をしたときに、私たちは山鹿だという意識を強く感じたし、山鹿小や大道小が近いとの意見も出たということを説明。平成23年11月18日の意見交換会では、市側より、中学校横だと農振や土地買収で開校が平成29年度になること。米田小の関係で合併の中心部である、米野岳小や鹿央市民センター付近ではなく、中学校横が計画地であると思われること。統廃合に鹿央地区は賛成、米田地区は半々ということ。既存の学校を使っての統合も可能性があることなど、当初計画地ではなく、既存の施設利用と４校にこだわらない、早い統合を視野に入れているように見えます。その理由として、市側が鹿央だけでも既存の学校を使っていくのか、また米田小さんは４校で一緒におつき合いをしていただくのか、鹿央の３小でもいいのか、このまま４小でいったほうがいいのか、米田小学校が賛成・反対がフィフティー・フィフティーであるので、米田小学校さんが方向性をどのように見出すのかお聞きしたいという宿題を出しております。そして、平成23年12月８日開催の意見交換会で、鹿央３校での合併、米田単独で保護者会代表の総意として決定をいたしました。米田小の統廃合反対の声が依然として多くあり、担当課は山内小学校の複式学級解消という最大の目的を早期解決するには、合併賛成の鹿央３校で既存施設を利用した合併がベストだと判断したのだろうと思いますが、残念ながら実現をしませんでした。

平成25年12月５日開催の鹿央地区嘱託員会議で、連絡事項として小学校統合に関し中学校区の４校で統合する方針であることと、中学校横の計画については農振除外の手続等で10年はかかるので既存校を利用するとの説明、初めて住民代表組織の区長会に中学校隣接地の計画断念が伝えられました。

そこで、お伺いをいたします。

まず、ここまでの発言内容で、私個人の考えや意見以外で事実と違うところがありますでしょうか、あればご指摘をください。

また、２点目としまして、鹿北小学校で中学校と施設を共有できないと判断したのはいつでしょうか。また、当然共有できない理由を精査されたと思いますが、それを米野岳中学校隣接地計画案にどのようにフィードバックされたのでしょうか。前述の平成22年８月の会議資料では、平成23年度設計着手で、平成26年４月開校でございます。プール、グラウンド、体育館の３施設がふえたとしても、工期３年のものが10年かかるとはとても信じられません。共有できないとの判明以降、敷地面積が不足との説明でございますが、当初と変更後の敷地面積はお幾らでしょうか。また、変更後の敷地面積の農振解除に要する期間はどの程度必要と考えられますか。あわせて、予定地の用地交渉、または売買意識の確認といいますか、取りまとめ等

を担当部局や地元区長さんなどに依頼するなど、具体的に中学校横の計画を進めた事実がありますか、お答えをお願いします。

３点目は、統合校の基本方針に基づき、既存校を活用することとしたということでありますが、区長会で説明を受けた第２次計画の基本的な方針として、旧市町村を単位とする地域コミュニティーを尊重し、という大前提からして、施設共有がだめでも最適地だったと思いますが、いかがでしょうか。山鹿市が当初、校区民や保護者に対し、中学校隣接地に小中連携校として校舎等を新設すると説明したことが基本方針であり、その方針と複式学級の解消が鹿央の保護者、住民に統廃合を合意させた大きな要因だと思いますが、山鹿市はいかがお考えでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、米野岳中学校区統合小学校の位置決定について、お答えいたします。

本件につきましては、現在、裁判において係争中であるため、議会で答弁が難しい時期にあるということをご理解いただき、可能な項目・範囲に限って、ご答弁させていただくことをご了承いただきたいと思います。

まず、米野岳中学校隣接地計画案について、有働議員のご説明に対する事実認否及び統廃合を合意させた大きな要因の考え方に関しましては、現在係争中の事案であり、答弁は控えさせていただきます。

次に、鹿北小学校で小中学校が施設を共有できないと判断した時期につきましては、平成22年中に協議・検討を重ね、同10月開催の教育委員会で判断をしております。また、共有できない理由の精査、米野岳中学校隣接地計画案へのフィードバック及び統合校の最適地の考え方は、議員ご指摘の平成26年12月議会の服部議員の一般質問答弁のとおりでございます。

次に、共有できないことが判明して以降、どれくらいの敷地面積が必要だったかにつきましては、当初の共有段階での面積算定はいたしておりませんが、文部科学省の小学校設置基準によりますと、建物面積と運動場を合わせて１万5983平方メートルとなっております。

しかし、この面積は、都市部も加味した全国の標準的なものであるため、特に運動場面積が手狭な状況にあります。山鹿市内や県下の現状を考慮いたしますと、最低でも２万平方メートルが必要になると考えられます。

また、その面積の農振除外などに要する期間につきましては、国県との事前協議や農振除外及び農地転用許可の手続を行い、用地買収・所有権移転までには、庁内外での協議、計画策定から予算計上までを含めますと３、４年、さらに、測量・調査・設計、造成工事、建築・設備工事等に要すると想定される５、６年を加えますと、精査の結果、施設整備の完了に至るまでには相当の期間が見込まれると判断したものでございます。

なお、この時点では協議中で位置決定まで至っていないため、用地交渉や売買意思の確認依頼は行っていないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

私は、質問に入ります前に、会議録や配付資料をもとにと申し上げましたので、私個人の考えや意見以外が事実か否かというのは、この場でお答えいただけると思っておりましたが、いたし方がございません。

平成24年１月20日開催の山鹿市教育委員会会議には、保護者会代表が決めた鹿央３校での合併案は継続審議とされ、その後、消滅をしております。位置変更理由の中に、早期に統合を実現してほしいとの保護者の要望も踏まえて、平成25年度に地域内の４小学校を対象として、予定位置を見直したと説明をされております。それほど保護者の早期実現の要望が大事と思われるなら、なぜ既存施設を活用し早期に３校で合併し、複式学級の解消ができ、地元が賛成・反対でまとまらない米田地区がそのことで合併がおくれたらいけないので、米田単独でいくと英断した保護者会代表案を採択しておれば、少なくとも平成24年３月または６月議会で予算承認され、平成26年４月か平成27年４月には統合ができ、山鹿市が統廃合の大前提として掲げた旧市町村を単位とする地域コミュニティーを尊重する基本方針に合致し、鹿央に小学校が残りました。必要な学校敷地面積は、最低２万平方メートル以上とご答弁ですが、現在の米田小学校は１万5157平方メートルでございます。また、農地転用の手続中でも、調査や設計、測量は並行作業ができますので、言われる年数10年の半分もあれば可能だと考えます。

それでは、次に46項目の評価について、お伺いをいたします。

配点については、恣意的だと思っております。特に駐車場に関しては、この配点が変わると、千田小が１位になると思いますが、配点を変えることはできません。

なぜなら、この46項目の評価表を決定前に手にしたのは、統合準備委員会のメンバーと米田校区の区長さんたちだけであり、鹿央の区長会は目にすることもなく、決定発表後、評価表の存在を知りました。だから、どんなにおかしいと声を上げても決定したとして、取り上げてくれることはありませんでした。この評価表で一番優位性があり、統合準備委員会が米田小と決めた根拠とする資料なのであります。

そこでお伺いをします。山鹿市では、既に先行して山鹿小と川辺小、鹿北地区、菊鹿地区で統廃合が完了、今後、鹿本地区３校と平小城小、三岳小が八幡小と統廃合しますが、評価表が存在をいたしますか。その場合、米野岳中学校区で使用した評価表でしょうか。あわせて、米野岳中学校区の評価表は、いつごろ評価が確定したのでしょうか。

また、安全・安心を考慮して、米田小に決めたとのご説明ですが、洪水浸水想定区域内にある米田小がマイナスポイントとなるこの評価項目は、なぜないのでしょうか。

また、この評価表を使って、例えば４小学校の保護者代表の方たちが純粋な目で２校を評価したら、評価点は違ったのではと思いますが、いかがでしょうか。なぜなら、多くの保護者が来場するサッカー大会等は、駐車場が確保できる千田小で実施され、不定期に不特定客が使用する葬祭場や消防署、ＪＡ支所の駐車場をカウントするような仰天発想はないと思いましたので、以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の２点目のご質問、統合校の位置決定に係る評価項目の考え方について、お答えいたします。

まず、位置決定に係る46項目の評価につきましては、規模適正化基本計画（第１次計画）では、比較的項目数の少ない主要項目のみの評価表を使っておりました。米野岳中学校区統合小学校の再編計画を含みます第２次計画策定においては、より緻密な評価内容を考慮した評価表とし、米野岳中学校区４小学校、鹿本地区３小学校及び平小城、三岳、八幡小学校につきましても、同一項目で、平成25年12月に同時に作成しているところでございます。

なお、裁判において、現在主張を行っておりますので、評価項目の選定方法と評価者が異なった場合の想定につきましては、答弁を控えさせていただきます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

評価にハザードマップ項目の有無は大きく影響すると思いますが、なぜ検討されなかったかが係争中を理由に回答いただけないのは非常に残念であります。

それから、第２次計画対象校では、同一評価項目との回答でございましたけれども、たしか鹿本地区は以前、議会答弁で33項目での評価と答弁されたかと思いますが、米野岳中学校区は46項目、この13項目の違いは何でしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の２点目、２回目の質問、評価項目が同一項目であるのに評価数が異なる理由について、お答えいたします。

本件46項目の評価表は、43のマル・バツ方式による判定項目だけでなく、施設配置や学校平面図、学校の立地状況をあらわす地図での比較項目を設けており、合計で46項目の比較によって、それぞれの施設を客観的・合理的に評価をしているところでございます。

議員ご指摘の他の枠組みと評価数に違いがある理由は、例えば鹿本地区３小学校であれば、給食センター方式であるため、給食室の検討項目が必要でなかったり、地域によっては設置している特別教室の種類に差があるなど、評価項目が同一項目であっても、評価項目数が異なる結果となるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

要は、給食室とか特別教室のあるなしで評価項目数がふえ、施設の配置や学校平面図、あるいは学校の立地状況の地図も評価項目とされたということで、13項目の差があるが、評価内容は基本的には同じ33項目という説明だと解釈をいたします。

それでは、次に平成26年12月４日のハザードマップに関する服部議員へのご答弁

では、菊池川の堤防が決壊した場合の最大想定区域であり、河川改修や排水施設が整備されており、平成２年７月の集中豪雨でも米田小付近は浸水をしなかったし、現在、熊本県が最新情報の災害マップを作成中であり、指定作業完了後、最新情報防災マップへと更新するというご答弁をされております。

お伺いをいたします。新しいハザードマップでは、米田小学校はどうなりましたか、お答えをお願いいたします。

２点目といたしまして、地元説明会等で今はどこでも集中豪雨が発生するおそれがあるため、低地で浸水しやすい場所なので心配だとの意見に対しても、早めに下校させ、休校にするから大丈夫と答弁をされております。また、統合校の位置の考え方として、本来、学校は児童にとって学習の場であり、１日の大半を過ごす場所であることから、児童の安心・安全な学習、生活環境を継続的に確保することが何よりも優先すべきものであると考えたところであります。

そこで、近くに消防署や警察機関、救急医療機関等があり、緊急時に速やかに対応ができ、子供の安全をより確実に守ることができる米田小学校に決めたと発言をされております。

そこで、お伺いをします。鹿央の３小学校で登校後から下校前の時間中に、子供を原因とする消防署や警察機関の緊急出動、分刻みを争うような救急事案が発生しているのか、期限は定めません。お答えをください。

３点目として、児童連れ去りなど、子供を取り巻く環境はますます悪くなる。米田小は平たんで見晴らしもいいが、千田小は小高い丘にあり、周りに樹木が多いので、侵入者がいてもわかりにくいなどの立地面も安全面で考慮したとのご説明でございました。

そこで、お伺いをいたします。位置決定後の平成26年８月以降、不審者の学校侵入事件や児童連れ去り事件等の発生状況をお教えください。県内だけでも結構でございます。

あわせて、水害に対し早退や休校で対応とのご説明ですが、不幸にして学校が浸水し、子供たちに被害がなくても、教育施設に被害が出、長期または短期の休校が想定される場所にある学校が児童の安心・安全な学習、生活環境の継続的な確保ができる場所だとお考えですか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の３点目のご質問、ハザードマップの状況について、お答えいたします。

ハザードマップにおける現在のめのだけ小の状況につきましては、平成18年６月に作成されました防災マップにおいて、洪水氾濫浸水想定区域の2.0メートルから5.0メートル未満の区域として位置づけられておりました。

一方、平成29年３月に発行された山鹿市総合防災マップでは、河川・ため池浸水域0.5メートルから3.0メートル未満の区域となっております。なお、旧米田小学校と現在のめのだけ小学校のどちらも指定緊急避難場所としての指定を受けているところでございます。

次に、緊急出動の件でございますが、長いスパンでの過去の事案につきましては把握できておりませんが、ここ数年における旧鹿央３小及び旧米田小では幸いに発生をいたしておりません。ただし、本年度は米野岳中学校、昨年度はほかの地域の小学校において、救急車両の出動を要請する事案が発生いたしております。

次に、不審者の学校侵入事件等につきましては、県内全体の状況は把握できませんが、山鹿市管内におきましては、関係機関や地域のご協力もあり、そのような事件等は発生いたしておりません。なお、児童生徒の安全確保のみならず、夜間の部外者の侵入等に対する管理体制としても配慮いたしているところでございます。

最後に、安全な学習・生活環境の継続的な確保ができる場所かということにつきましては、平成26年12月議会の服部議員の一般質問のとおりでございます。どの学校でも100％危険性がないとは考えておりませんが、日ごろより万が一に備えて十分な配慮、準備等の対応をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

新しいハザードマップでは、0.5から３メートル未満とのご答弁でございますけれども、浸水することについては全く変わりはありません。また、指定緊急避難場所の指定は、市町村長が洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定をするように、災害対策基本法第49条の４にうたわれており、居住者等が災害から身を守るために緊急的に避難をする施設または場所と定義をされております。ほかの災害では当然活用できると思いますが、大雨が降って菊池川が増水したときに、米田小学校へ避難をしますか。考えるまでもありません。

緊急車両出動要請が調査対象校ではゼロ件、市内全域で昨年度１件、今年度１件

発生、どのような症状かわかりませんが、施設が近くになくても事なきを得ているわけでございます。安全面での見晴らしがよい悪いの立地面発言も回答といたしましては、関係機関や地域の皆様の協力により未発生。児童生徒の安全確保のみならず、夜間の侵入者に対する管理体制も考慮してとの説明でございます。千田小学校やほかの学校であっても、地域の皆さんは協力をされますし、夜間は現在は警備会社で管理されていると思います。夜間、どんなに見晴らしがいいところであっても、地域住民の方は小学校を見張ってはおりません。このような部分だけを見ても、米田小学校の位置にしたいという恣意的な発言だと思います。

また、どこの学校も100％危険性がないとは考えていないし、日ごろから万が一に備えているというのは、大事な子供さんを預かる者としての当然の対応であり責務だと思います。

さて、次に統合準備委員会について、お伺いをいたします。

平成26年４月11日の鹿央区長会で、山鹿市から統合校の位置を検討した結果、千田小と米田小に優位性があり、統合準備委員会を立ち上げ、この２校で検討するとご説明がありました。

平成26年５月27日、第１回の鹿央・米田地区４小学校統合準備委員会が開かれ、地域代表が６名、ＰＴＡ代表が５名、学校代表が５名で、総勢16名、それに事務局として教育長以下13名の29名が参加されて開催をされております。第２回は平成26年６月11日、内容といたしましては視察でございます。第３回は平成26年７月19日、委員14名、事務局12名で開催されておりますが、この日は事務局より、もう決めないと自分たちが決めた平成29年４月開校が厳しいと思われたのか、詳細なスケジュールの説明や議会対策として８月の全員協議会で位置決定を報告し、９月議会で補正予算を上程すると説明をしておられます。次回開催日を８月５日とし、その日までに山鹿市で１校を決めて、準備委員会に報告をして決定したいとの説明をしましたところ、委員から、決めてから開催をするのですねと確認の発言に対し、別の委員が、鹿央の区長会が８月７日にあるので、それはまずい。鹿央の区長会の意見も聞いた上で決めてくれないと、いきなり決定しましたはまずいと思うと発言。別の委員も順序が逆ではないかと、住民からいろいろ出るということですよ。だから、次回開催は７日以降にしてほしいとの発言で、８月12日に開催日を決定いたしました。その際、閉会前に事務局が配付したスケジュール説明資料の中に、予算関係や入札時期等マル秘部分があるので、回収してその会を閉会しております。

位置決定をいたしました８月12日は、委員16名、事務局12名の28名で開催。８月７日の鹿央区長会では、これまでの統合の進捗状況について説明し、１名の方の質問で、通学路とランチルームの件でしたと報告をされております。区長会では、統

合準備委員会で千田小学校、米田小学校で検討中との経過説明ですから、意見が出るはずもございません。７月19日の統合準備委員会同様、細かなスケジュールを示し、山鹿市はここと考えているが、皆さんはどう思われますか。根拠は46項目の評価表であり、安全・安心等を考慮して優位性が高いなどのデータ配付や説明があってこそ、区長会に説明をしたと言えるし、地域代表の意見を聞いたと言えるのではありませんか。意見を述べるためには、話し合う議題や材料が必要です。もし当日、５月８日に米田区長会で配付された46項目の評価表を鹿央区長会に配付していれば、意見がたくさん出て活発な議論となり、本当に区長会の意向を踏まえた検討ができたはずです。意見は出なかったではなく、意図的に資料を配付せず、議論の材料を与えなかったのであります。

少し横道にそれましたが、統合準備委員会の委員構成にも問題があると思っております。出席者28名のうち17名が教育委員会の関係者、実に６割強を占めております。ＰＴＡ会長が４名、市との取引業者が３名、身内が市に勤務される方が１名、大変申し訳ないですけれども、社会的地位もあるこの４名は山鹿市さんと利害関係や雇用関係にあります。このような審議会では、利害関係にある人は後でいろいろ出ると困るので、任命しないのが常識だと思います。また、ＰＴＡ代表は子供が通う小学校の校長先生たちが議事進行、参加者の６割が教育委員会の人間でございます。自由に発言ができますでしょうか。この会議の名称は統合準備委員会ですが、ほかの地区で開催された、それまでの開校準備のための委員会とは違い、統合校の位置を決める委員会であります。普通はできないと思いませんか。山鹿市が統合準備委員会で意見や協議を踏まえ決めたと言われますが、実際は山鹿市が描いたシナリオどおりに淡々と進み、実質２回目で議会に報告する内容や報告場所、議会予算上程時期、予算額や入札予定までを委員に報告、説明するなど、およそ統合に向けた協議委員会とはほど遠く、会議録を見る限り市側の計画を追認しているだけであります。さらに、閉会後、山鹿市は出席者に対し米田に決定したことを口外しないように口頭で指示をしております。普通に考えると、こんな重要な事案ですから、臨時の区長会等を開いて報告すべきだと思いますが、ではなぜ口外してはならないのでしょうか。考えられるのは、議会対策前に地元が騒いだら認めてもらえないから、議会対策を終えてから統合準備委員会便り第２号で住民に発表をしたのであります。

そこで、お伺いをいたします。以上、時系列で検証しましたけれども、私の考えや意見以外については、事実誤認があれば当初同様ご指摘をお願いをいたします。

２点目といたしまして、山鹿市教育委員会が定める山鹿市立学校統合委員会規定について、お伺いをいたします。

平成22年４月１日施行の規定では、所掌事務として準備委員会は統合校の５項目について検討をし、結果を教育委員会に報告すると定めておりますが、平成26年１月20日、教育委員会告示第１号で一部改正され、同日付で施行され、統合校の位置に関することが追加され、６項目となりました。米野岳中学校校区以前に合併した３校には、位置を検討する項目はなくて問題はございませんでしたし、当初は米野岳中学校区も問題はございませんでした。しかし、大きな問題が出てきたので、この項目を追加し、山鹿市が決定したのではなく、地域や保護者の代表と山鹿市で検討して決定しましたという体裁を繕うための緩衝材として統合準備委員会を設置したのではありませんか。８月12日以降、この委員会はどうなったのかをお答えください。

また、統合準備委員会便り第２号で、統合校の位置について、教育委員会より提案があり、慎重審議の結果、米田小学校の位置に決定しましたと書かれております。位置の決定は、山鹿市か、それとも統合準備委員会のどちらか、お答えをいただきます。

次に、平成26年９月17日に、市議会で統合校の設計予算を承認しておりますが、予算の承認であって、位置を米田小にする議案ではございません。市議会で統合校の位置を正式に米田小の位置と可決をいたしましたのは、平成27年第３回の山鹿市議会６月定例会中の平成27年６月19日です。平成27年５月26日に、議案第76号として提案をされております。内容は、国の補助認定申請の際に統合校の位置が必要だから条例の一部を改正するために米田、千田、米野岳、山内の小学校を削除し、統合校を山鹿市南島1125番地に設置するというものでございます。この議案第76号が可決された日が、市議会で正式に統合校の位置が米田小と認証された日ではないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の４点目のご質問、統合校の位置について、お答えをいたします。

まず、統合校の位置選定経緯に関する有働議員のご説明の認否につきましては、現在係争中につき答弁は控えさせていただきます。

次に、８月12日の統合校の位置決定以降の統合準備委員会はどうなったのかにつきまして、お答えいたます。

統合準備委員会では、統合校の位置決定までの協議を行い、その後、新たな開校に向けた具体的な協議や開校への機運を地域で高めるために、より多くの代表者で

構成する開校に向けた準備委員会として衣がえをし、協議を行ってまいりました。

平成26年８月12日開催の統合準備委員会において、統合校は米田小学校の位置にするということをご承認いただいたことにより、その後は開校準備委員会を設置し、統合校の名称、校歌、校章、遠距離通学対策など具体的な協議を進めてきたところでございます。

特に、統合校の名称及び校章の選定につきましては、地域全体へ呼びかけて、多くのご意見・ご提案をいただいたところでございます。また、遠距離通学対策につきましても、地域の現状に配慮し常に子供の目線での議論を交わし、ＰＴＡや地域代表を主体として意見集約に努めていただいたところでございます。

最後に、統合校の位置決定と承認の日について、お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条１号に、教育委員会の職務権限として、学校その他の教育機関の設置に関することという条項がございます。これは物的要素及び人的要素等を整えて教育機関を設けるという意思表示を教育委員会が行うことであり、そのための具体的な予算や条例等の手続についての権能を有するという意味とされております。

一方で、地方自治法第149条の６項及び７項に、市長の事務として、財産を取得すること及び公の施設を設置することと規定されております。一見すると、教育委員会と市長の権能が重複しているように思えますが、この両者の関係を敷衍して申し上げますと、教育行政の主体として、教育委員会がここに教育施設を開設するという方針を決定し、具体的な設置や建設などについての必要な予算や条例整備は、市長、議会の決定を待つというふうに言えるかと思います。

こうしたことから、有働議員がご質問の統合校の位置の決定につきましては、各校区の地域代表、保護者代表、学校代表で構成される統合準備委員会の承認に基づき、教育委員会が旧米田小学校を統合校の位置として判断を行い、その施設整備や例規整備について、市長、議会の決定を受けたものと考えております。

また、位置決定日につきましても、教育委員会においての旧米田小学校での統合小学校開校方針の決定に基づき、調査・設計予算、続く建設予算についての物理的な面で、また学校条例の改正という法令上の両面について、市長の議案提案と議会での議決という開校についての判断をいただいたこととなります。よって、平成27年６月19日の議決は、めのだけ小学校設置に係る法令上の決定日であると考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁をありがとうございました。

私が知りたかったのは、この統合準備委員会といいますか、８月12日までに統合校の位置を決定いたしました統合準備委員会が８月12日以降、どうなったのかということでございまして、ご答弁の10カ月後に開催をされ始めました、平成27年６月18日から活動開始の開校準備委員会ではございません。今ご答弁のことは、全てこの開校準備委員会が行われたことでありまして、私がお聞きをしたかったのは位置決定後の統合準備委員会がどんな委員会活動を８月12日以後、行ったかということでございます。私がご指摘を申し上げました、地域代表や保護者代表と協議をして決めたという体裁を繕うための委員会ではなかったのかということを検証するためには、決定後の８月12日以降のこの委員会の活動の有無や内容というものは絶対に必要だと考えるわけであります。

また、山鹿市学校条例の一部を改正する条例を可決した日が議会承認日ではとの私の質問へのご答弁は、要約をいたしますと、ここに学校をつくりたいと決めるのは教育委員会で、そこの土地の取得や学校を建築するのが市長様、その予算や条例を承認するのが議会ということだというふうに大まかに解釈をいたしましたが、法律の解釈など、勉強の余地がまだまだありますので精査をしたいと思います。

最後に、昨日の平井議員の一般質問とけさの新聞報道によりますと、仮称鹿本支援学校が誘致をされるというふうになっておりますが、たしか前教育長が在任時に、統廃合事業で廃校になる米田小学校に誘致をして活用する構想であると発言されていたというふうに覚えております。今年度22名の小中学校生が市外３校へ通学とのことでございますが、通学できなくて支援学校に行っていないお子さんも多数いらっしゃるというふうに聞いております。鹿央地区には小学校がございません。もともとが米野岳中学校区の廃校になる予定の米田小学校への誘致でございましたので、誘致をされる際は、ぜひその辺をご配慮くださいますようお願いをいたしまして、本日の質問を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時06分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時19分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○３番（芋生　よしや君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。一問一答でお願いします。

１問目は、市民要求実現についてです。

私は、2017年度の１年間の議会で、市民の皆さんから寄せられたさまざまな要求を取り上げてきました。今回は、その中から、次の４点について確認していきます。

まず、教育部関連で読書活動推進員、県駅伝試走費、部活でのカルチャースポーツセンター総合体育館使用について、改めてその取り組みについて簡潔にお答えください。

２つ目は、都市計画課、町なかトイレの整備について、私の９月議会での町なかトイレの整備についての質問では、老朽化で建てかえを迎えるところから配置スペースも考慮して、バリアフリー化や安心・安全に利用できるように多目的トイレなど整備に努めるとの答弁でした。灯籠まつりの後も豊前街道では催し物が幾つも行われ、百華百彩も大勢の人でにぎわっていました。今後も、山鹿市の観光の中心部であるのは確かです。観光の中心部の町なかのトイレの整備計画はどうなっていますか。お答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、市民要求実現についての１点目、読書活動推進員、県駅伝試走費、部活動でのカルチャースポーツセンター使用について、お答えいたします。

読書活動推進員は、現在18校を４名で担当していただいているところですが、人員の見直しを行うに当たっては前回ご答弁申し上げたとおり、１人当たりの担当校

数などを勘案し、読書活動の推進に支障が及ばないよう配慮したところでございます。また、服部議員の昨日の一般質問の中でもご答弁いたしましたように、推進員の活動報告会による情報交換、市立図書館の移動図書館車を活用した図書の充実のほか、ＰＴＡや地域ボランティアの方々と連携した取り組みや社会教育課と連携したブックボックスの実施などといった新しい取り組みも交え、推進員の活動をサポートしながら、総合的な読書推進を行っているところです。

このように、小中学校における読書活動推進の取り組みにつきましては、読書活動推進員だけでなく、より幅広く重層的な取り組みで進めてまいりたいと考えております。

次に、山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動補助金交付要綱に基づき交付されます、県中学校駅伝の試走費及び部活動でのカルチャースポーツセンター使用料補助についてお答えいたします。

駅伝の試走が、練習で培った力を発揮するために大切であることは、先般の教育長の答弁にもありますように、十分認識をしているところでございます。

一方で、試走費に対する補助に対しましても、前回ご答弁申し上げたとおり、補助金の性質及び公平性の観点から、これを対象外としたものでございます。

また、カルチャースポーツセンターの部活動使用に関しましては、カルチャースポーツセンターの施設としての性格、あわせて他の体育館について減免措置を行っている現状に鑑み、あえて部活動での練習場所として使用するための支援・補助は想定外としているものでございます。

いずれにいたしましても、補助事業の執行に当たりましては、補助の要望に対してすべからく応えるのでなく、その公益上の必要性の精査はもとより、公平性の確保が求められます。子供たちの部活動に有益であったものであっても、他の競技や部活動との公平性を確保した上で補助金の交付についての判断をしてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の一般質問の２点目、町なかトイレの整備について、お答えいたします。

平成29年９月定例会において、芋生議員の一般質問でご答弁申し上げておりますが、町なかのトイレの設置につきましては、日常の憩いの場として利用されております湯の端公園を初めとし11カ所にございます。

特に、観光拠点であります豊前街道沿いには、歴史的景観に配慮した公衆トイレを３カ所設置しております。これらのトイレは、新しいトイレでも設置後10年以上が経過し、一部では老朽化が進んでいるところもございますが、まだ、建てかえ時期を迎えておりませんので、常に快適に利用いただけるように、週２回から４回の定期清掃や山鹿灯籠まつり等においては、臨時に朝夕の清掃を実施するとともに、破損箇所の修繕修理等を随時行っているところです。

また、一部のトイレで照度が足りず暗く不安を覚えたり、時にはマナーの悪い使用により汚れていたりしている現状がございますので、照明設備や給排水設備などのさらなる点検・改修、美装化や利用マナーの掲示等を行ってまいります。

なお、この３カ所以外の町なかトイレにつきましても、建てかえ時期を迎えますものから順次、多目的トイレを主体とした整備を行い、観光客や市民の皆様が快適に利用できる公衆トイレになるよう努めてまいりたいと考えております。

また、山鹿灯籠まつりなどにおいて、トイレ待ちのお客様が多くいらっしゃるという話も聞いておりますが、大規模な祭りですので、実行委員会により仮設トイレをふやすなどの対応がなされておりますので、日常におきましては十分なトイレの規模と考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

お答えいただきました読書活動推進員についてですが、山鹿市は中学校６校、小学校が12校です。平成23年度まで26校に６名、現在は18校に４名の読書活動推進員が配置されています。全校配置すれば、年間2720万円必要との答弁が前回あっていました。

それでは、近隣自治体ではどうでしょうか。資料を作成しまして、先ほど配付していただきましたので、見ていただきたいと思います。

学校図書館司書と申しましても、各自治体でその名称だったり、変わっておりますので、表の一番端っこの合計のところに、山鹿市でしたら読書活動推進員、菊池市でしたら小中学校図書嘱託職員というふうに名称は違っておりますが、各近隣自治体の小中学校での、同じように図書館の仕事、業務に携わっている方の人数をあらわしています。山鹿市では４名。菊池市は中学校５校、小学校10校で全て15名。合志市は中学校３校、小学校７校、やはり全てに。荒尾市では、中学校３校、小学校10校、中学校には全校配置されてありますが、小学校には２校に１人とのことで、

合わせて８名。玉名市では、中学校６校にやはり全部、小学校21校には12名ということで、合計18名が配置されています。

市長は、この間も第１の柱、人をつくるとして、次代を担う子供たちがこれからの社会において必要となる生きる力を身につけるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てられるよう教育・保育環境整備を挙げられています。それを受けて、今回、地域ボランティアとの連携やブックボックスなどの新しい取り組みを交え、推進員の活動サポートを図るとの答弁でしたが、山鹿市の学校図書推進員の配置は、近隣自治体を見ても余りにもお粗末ではないでしょうか。子供たちの学力の基礎は、まず国語力を身につけることだとご承知のはずです。多くの情報の中で育つ子供たちに必要な情報を選択し、活用する能力を身につける力が今強く求められています。

学校図書館は、確かな学力、豊かな心の育成に大きな役割を果たす。学校図書館が育てる力は、児童・生徒の生きる力の育成に資するものであり、生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるものであるとして、人員配置や資質能力向上を図ることが極めて重要であると文科省も述べています。

学校図書推進員は、減員した２名を元に戻すべきです。平成23年12月議会において、当時の日本共産党の議員が、学校図書館司書補助員が６名配置され、教育効果も上がり、学校側から大歓迎されている。さらに、他市のように全校配置を実現すべきではないかとの質問に対して、当時の教育長は、現在６名の推進員が小中学校の担当を決めて巡回し、幅広い活動で成果を上げている。平成24年度までこの体制を維持し、さらに充実した活動内容と必要配置数を検討したいと答弁されています。

堀田教育長も推進員の働きを評価されています。本来ならば、全校配置を求めたいところなのですが、今年度はこれまで減らされました数、２名を元に戻し、その後、全校配置をするべきであると思います。見解を求めます。

次に、県駅伝試走費について。駅伝試走費は公費で予算化すべき。補助金の性質及び公平性の観点から対象外とするとの答弁でしたが、私は次の２点から、予算に組み込むべきであると強く主張し、見解を求めます。

１点目、駅伝の特殊性を認めるべき。12月議会で、長い間、体育科の授業や部活動に携わってこられた専門家の堀田教育長が、コースの特徴を把握し、練習で培った力を最大限に発揮するために重要であると、試走について答弁されました。ほかの競技種目は、競技会場で行われるのに対し、自動車が通行する道路を利用して行われる。選手にとっては初めての走るコースとなるという駅伝の特殊性があります。したがって、選手のコンディションや安全対策、競技の戦術面などを考えるならば、試走が必ず必要であり、重要だと誰もが理解することができます。駅伝の試走費を

予算化したら、特別扱いで不公平になるのではなく、駅伝の特殊性を交付要綱に記して、要綱のほうを改正すべきではないでしょうか。誰も異議を唱える者はいないと思いますが、いかがでしょうか。

試走費用をＰＴＡや地域住民の寄附に頼ることは間違いです。近隣自治体へ中体連の駅伝試走費補助は、やはり先ほどの資料に下の段に載せておりますが、こちらも山鹿市は補助していません。菊池市は、これまではスクールバスを活用していたが、今回スクールバスの運行規定が変更になったため利用できなくなった。合志市では、学校全体の選抜選手が出場するために公費支出となっている。荒尾市では、試走費のバス代、人数を制限しているために８割ですが補助をしている。玉名市では、学校配当予算を学校の裁量で利用しているとのことです。試走は必要で重要だから必ず行うが、その経費はＰＴＡや地域からの応援を受け、学校や生徒たちにとっても大いに励みになるとのことでした。この答弁は、日本国憲法、義務教育は無償とうたわれていることからも大きな誤りではないでしょうか。

県駅伝大会は、義務教育の一環として行われている。当然、公費で支出するのが当然です。地域の応援とは切り離して考えるべきです。市民の皆さんは厳しい生活の中から税金を納めています。地元でも、区費以外にさまざまな寄附が募られます。わずかばかりの金額とはいえ、数がふえると高額になってしまいます。ＰＴＡや地域に寄附を集めるのではなく、教育の一環として公費負担すべきだと思いますが、いかがですか。

以上２点、特殊性を認め要綱改正をする、公費負担をするについてお答えください。

部活でのカルチャースポーツセンター、体育育館使用について。試合前、各学校で割り当てて使用させる。部活動の練習場所として使用するための支援・補助は想定外としているとの答弁でした。そのための援助は行われています。

それでは、考えを変えて、部活動は各地区の体育館を利用するが、試合前だけはほかの利用のない平日に各学校を割り当てて、大会会場と同等の設備も整う総合体育館利用をさせるということを考えてはどうでしょう。昨日の答弁の中で、今回も市長は子供たちのためには何でもやることを目標にやっていると強調されておりました。公平性の面からも生徒たちのやる気が発揮される教育効果から見てもよいことだと思いますが、いかがですか。答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、市民要求実現についての再度のご質問に一括して答弁させていただきます。

１点目の読書活動推進員、２名に元に戻すべきとのご提言ですが、これは先ほどご答弁いたしましたとおり、読書活動推進員の配置だけでなく、より幅広く重層的な取り組みで読書推進を図っているところであり、幸い市内小中学校の国語力は県下トップクラスにございます。いたずらに読書活動推進員のみを増員する必要はないものと考えております。

次に２点目、駅伝の特殊性を認め、山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動補助金交付要綱を改正し、公費負担をすべきとのご提言につきましては、教育課程外での生徒の自主的・自発的な参加により行われる中学校の部活動は、学習指導要領の中で学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとすると明記されており、地域との連携などは指導要領に求められる適切な運営であると考えます。

また、全ての競技には、それぞれの独自性はございますが、駅伝のみを特殊視するのではなく、全ての部活動を公平に扱うことで、山鹿市の部活全体の支援を図ってまいりたいと考えております。

最後に、カルチャースポーツセンターの使用について、試合前に学校ごとの割り当てができないかとのご質問ですが、これも先ほどご答弁申し上げたとおり、カルチャースポーツセンターの施設としての性格、あわせて他の体育館の減免措置を行っている現状を鑑みた上で、支援や補助を想定外としているものであり、ご提案の利用時間の調整とは別の次元での問題であると考えております。

以上、重ねてご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

公平性の観点から見ても考えが違っていると思います。

地域の皆さんに寄附を募るという問題ですが、前回も取り上げましたが、地域の皆さんにはさまざまな地域に対するお金がかかってきています。そして、学校長さんたちは、この試走費などにも大変苦労してお金を集められた経緯を述べました。

また、繰り返しご紹介しますが、ある地域では、地域に資源回収を何度もお願いをし、お便りも配って、やっと了解していただいた。地域は、子供会も老人会も資

源回収で費用を集めているということでした。また、別の中学校では、やはり試走費が突然出ないということがわかり、地域や保護者に対して、それをお願いするのは心苦しく、職員にカンパを求めたとのことでした。こういった点をしっかり考え、また近隣自治体では、やっぱりこうやって取り組んでいらっしゃるわけですので、また再度検討してもらうことを強くお願いしておきます。

市民要求実現についての町なかトイレについて、また少し述べさせてください。

町なかトイレの答弁には、豊前街道沿いに景観に配慮したトイレが３カ所、設置10年以上が経過し、老朽化が進んでいるところもあり、清掃とともに修繕など順次行っていくとのことでした。このトイレは、観光で訪れた方が主に利用するところではないでしょうか。初めて山鹿市を訪れるという方もいるでしょう。そんな方たちをおもてなしする観光の中心地にふさわしいトイレになっているでしょうか。

景観はすてきだと思います。その３カ所に改めて行ってみました。暗さが気になりました。次には、床がぬれていて水たまりまでありました。そんな状態では、それこそ安心して入っていけません。女性がトイレに並んでいるような場面では、私は膝が悪いので洋式でないとだめなの。和式の方はお先にどうぞという譲り合いの場面によく出会います。そんな場面や、また暗く水たまりのあるトイレ、ちょっと皆さん想像してください。快適に利用ができるでしょうか。

そこで、すぐに対応してほしいのは、次の７点です。

１点目、照明の照度を上げ、明るくする。２つ目、ドアに洋式・和式の表示をし、外から一目でわかるようにする。３つ目、水はけをよくする。４つ目、腰高に荷物置場を設ける。高齢者、それから腕の状況が悪かったりすると、私も一番上のフックに荷物を上げることができません。フック一つつければ対応ができます。５つ目、手洗いの蛇口を回すコックではなくレバーにする。６つ目、どこに多目的トイレがあるかなどの案内表示を街角につける。７つ目、大人でもおむつ交換ができる介助シートの設置。これはこの庁舎内、交流センターには既に設置されています。高齢者、また介護が必要な方が外出するときに大変便利です。この７つの点、できることからすぐに改善を進めてください。

それでは、２項目め、職員の長時間労働について、引き続き質問いたします。

12月議会で、職員の命と健康を守るという立場から、職員の超過勤務、長時間労働について質問しましたが、時間が足りませんでしたので、改めて質問します。

国会では、働き方改革の裁量労働制では、政府が示したデータは捏造されていたとして、安倍首相は謝罪し、法案から外すという異例の事態となっています。

２月には、横浜市、24歳の男性が過重勤務後の帰宅中に、バイクで事故死したことをめぐる裁判の和解成立が報じられていました。その裁判では、過重な勤務をさ

せている職場は、帰宅方法を含めて労働者に対する安全配慮義務が求められる。その義務を尽くさないと、法的に訴えられる可能性があることが示されました。長時間で過労死するのは、十分な睡眠が確保されないからだとして、過労死対策はインターバル規制（連続休息時間）の実施が和解文書の中に示されました。

３月には、野村不動産、50代男性が違法裁量労働で月180時間残業があり、過労自殺と報じられています。最も大切な命を労働にかえてしまうなど、すぐになくさなければならないことです。

山鹿市は、国からの交付税が大幅に減額される中で、職員減を余儀なくされてきました。職員一人一人の健康を守るということは、市民への奉仕、サービスを第一と考えたとき、最も重視しなければならない問題だと考えます。

初めに、３点について簡潔にお答えください。

１、山鹿市で職員のことし２月までの出退勤時間はどうなっていますか。

２つ目、各部署で残業、時間外として扱うのはどういうときでしょうか。残業した場合、残業代、時間外手当は全額支払われているのですか。

３つ目、12月議会で市長は、高度化・多様化する業務に能力を発揮するためには、健康の保持・増進は不可欠。仕事と生活の調和が心身のリフレッシュを促進し、士気を高め、公務能率を向上させるとの観点から、一斉退庁日や業務効率化を図っているとのお答えでしたが、一斉退庁日は何日ですか。業務効率化はどのように実施されていますか。お答えをお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の一般質問、市職員の長時間労働の改善について、お答えをいたします。

ご質問の１点目、出退勤時間の調査の実態についてでございますが、平成29年１月に厚生労働省で定められました、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに基づき、現在、出退勤管理簿による職員の労働時間の把握を行っております。

これはあくまでも退勤時間による把握でございまして、後ほど述べます時間外勤務命令による勤務時間とは分けて考える必要がありますが、平成29年４月から平成30年２月までの状況を見ますと、最も多い職員は１カ月間で148時間でございました。また、月80時間を超える職員は、４月が最も多く20人、延べ人数は59人で、平均しますと、１月当たり５人程度となっております。これらは、大半が業務の性質上、短期間に集中して業務を行う必要があったものであり、引き続き労働時間の実

態把握を行い、過重な労働時間が発生しないよう、各所属長を通じ対応してまいります。

次に、ご質問の２点目、時間外勤務手当についてでございますが、まず、時間外勤務について、ご説明をいたします。

時間外勤務は、所属長である課長がその責任と権限により、職務遂行上必要と判断した場合に、部下職員に対し時間外勤務命令を発することによって行われる勤務でございまして、事前の勤務命令と事後確認を徹底させているところでございます。週休日の勤務に当たっては、規則で定める期間内での振替休日の取得で対応を行っている場合もございますが、毎月、各所属長からの実績による報告に基づき、適正に時間外勤務手当の支給を行っているところでございます。

３点目のご質問、一斉退庁日、業務効率化についてでございますが、本市の一斉退庁日は、毎月の給与支給日と年に２回の賞与の支給日を指定し、実施いたしております。

また、業務効率化の取り組みとしましては、業務委託を推進するとともに、繁忙時には係あるいは課を超えた体制で業務対応をしているところでございます。なお、夜間の会議出席の場合などには、業務の態様や状況に応じた勤務時間の割り振りを行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

業務内容が高度化・多様化する状況の中、職員の仕事量はふえる一方ではないでしょうか。その上、合併に伴い、職員数は削減されてきました。１市４町合併以来、どのように減らされてきましたか。今後、どれくらい減らす計画なのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の２回目のご質問に、お答えをいたします。

合併後の職員数につきましては、平成17年１月の合併後、山鹿行政改革大綱のもと、第１次及び第２次定員適正化計画に基づき、効率的・効果的な行政運営体制の確立を図るため、平成17年４月１日時点の普通会計職員数670人に対しまして、206

人の職員削減を行い、職員の適正な定員管理と人件費の抑制を図ってまいりました。

しかしながら、地方公共団体を取り巻く行財政等の環境は依然として厳しいものがあり、本市におきましても、持続的かつ効率的な行財政の運営のため、さらに改革を進めていく必要が生じております。

そのため、平成27年に第３次定員適正化計画を策定し、平成32年４月１日時点の普通会計の目標職員数を404人と定め、職員の適正な定員管理に努めているところでございます。

結果、平成29年４月１日現在の消防職員を除く普通会計職員数は432人となっておりますが、人口１万人当たりの職員数は、全国及び県内の類似団体の平均値を上回っており、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

総務部長の答弁をまとめますと、職員数は１市４町合併時670人いたが、12年間で238人減らして、現在432人。さらに３年後には28人減らし404人にするとのことでした。実に15年間で266人もの職員、何と40％を減らすことになります。驚異的とも言える合理化です。その影響もあってか、過労死ラインと言われる80時間を超える職員が59人、９月にお伺いした後からも16人ふえています。最多の職員は１カ月148時間とのことで、過労死と認定されたＮＨＫ記者の佐戸　未和さんの159時間に迫るもので、極めて危険な状態と言わなければなりません。

さらに、今回、時間外手当の増額が予算化されています。事業内容が増加し、時間外もふえるとのことでした。答弁の中では、職員数は県内類似団体平均値を上回っているとのことでしたが、熊本地震被災の折、職員数を減らしたことがその対応に大きく影響していたことが問題となっていました。

そこで、さらにお尋ねします。時間外が多い業務はどこですか。厚生労働省は、50名を超える事業所には、労働者の健康管理について専門的な立場から指導・助言を行う要件を備えた産業医の選任が義務づけられていますが、山鹿市に産業医はいますか。その役割は果たせているのでしょうか、お答えお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の３回目のご質問に、お答えをいたします。

１回目の答弁で申し上げましたとおり、膨大な業務をどうしても短期間で集中して行う必要がある場合には、時間外勤務はふえざるを得ない状況でございます。

１点目のご質問につきましては、主な業務で申し上げますと、災害や選挙準備への対応、課税事務等でございます。

２点目のご質問、産業医の有無とその具体的役割についてでございますが、本市では、労働安全衛生法第13条及び山鹿市職員安全衛生管理規定第８条の規定によりまして、山鹿市民医療センターの内科医を選任いたしております。

その役割を具体的に申し上げますと、山鹿市衛生委員会や職場巡視における助言・指導、精神疾患による病気休職者の対応等の相談、復職時の審査、昨年度から義務化されましたストレスチェックの実施、高ストレス者の希望者面談の実施等でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長に見解・答弁を求めます。

時間外勤務の多い業務は、災害対応、選挙準備などの短期間で集中して行う業務、また課税業務とのことでした。どれをとっても大変な仕事量であり、心身ともに疲労する業務だと思います。また、山鹿市には産業医が選任されていて、その役割も果たされているようですが、厚生労働省は2001年12月に病理学、衛生学などの医学者10名による専門検討会で、過労死認定基準、いわゆる過労死ラインを提示しています。１、残業が月45時間を超えると過労死の危険が徐々に強まる。２、月100時間または２カ月連続80時間を超えると死に至る危険な過労死ラインになると定めている。また、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策が事業所のおける重要な課題との観点から、産業医制度の充実を図ることなどを目的として、労働安全衛生法の改正も行われています。

そこで、市長に３点質問します。

１点目、市長は職員の勤務実態を把握されていますか。

２点目、産業医の役割、総括安全衛生管理者に対して勧告、衛生管理者に指導・助言がきちんと果たされていると考えますか。

３点目、労働基準に触れるような働き方には改善が必要です。職員の働き方を監督する最高責任者として、現状のような実態についての見解をお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員の時間外勤務の実態を把握しているかというお尋ねですが、閉庁後の勤務状況を見ましても、職員の減少や高度化・多様化する業務への対応等によりまして、時間外勤務は増加傾向にあると認識をいたしております。

次に、産業医の役割がきちんと果たされているかという点につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、衛生委員会の委員として、産業医の立場から指導・助言をいただくとともに、健康診断や面接指導等の実施を通じ、職員の健康管理や職場の健康意識の向上のため、その役割を十分に果たしていただいているところであります。

最後に、現状の勤務実態についての見解をということですが、昨年の12月定例会でもお答えしましたように、職員がその能力を十分に発揮するためには、健康の保持・増進に努めることが不可欠であります。

一方で、多様化・高度化する市民ニーズに真摯に対応していくためには、一定の時間外勤務は避けられないところであり、そのためにも職員一人一人にコスト意識を持たせ、時間外勤務に対する意識改革を進め、長時間勤務の縮減に可能な限り努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長は、職員減少や高度化・多様化する業務への対応などにより、時間外勤務は増加傾向にあると認識しているとお答えになりました。

ここで私は、市職員の特殊性について明確にしておきたいと思います。

市職員は、労働の代償として、市から賃金をもらうわけですから労働者・自治体労働者です。しかし、同時に職員は市民奉仕、市民サービスを第一に考えなければならないという特殊性があり、この点が普通の労働者とは違う点です。労働者ですから労働者・労働基準法が適用されるが、同時に市民奉仕という立場から、緊急かつ必要な場合には、勤務時間などを度外視してでも市民サービスに努めなければならないのは当然であります。ただし、その回復措置はしっかりと後日、保障されな

ければなりません。したがって、労働者だからといって機械的に労働基準法が適用されない場合もあると考えます。

しかし、ここで私が問題にするのは、長時間労働や残業代なしのただ働きが慢性化・常態化して当たり前のようになっているということです。法を遵守しなければならない自治体において、違法な状態を放置することがあってはならないと考えます。何らかの対策を立てて改善すべきではないでしょうか。

そこで、山鹿市において、４点、改善策として提起をいたします。

１点目、毎月、職員の超過勤務の実態を正確に調査し、公表できるようにすること。過労死を防ぐためには、この公表から始めていくことが最も重要だと言われています。

２つ目、調査の結果、人手不足の部署には職員を増員する。

３つ目、職員減の施策を一時ストップするか、減員を緩やかにする。それに必要な財源は財政調整基金を充てる。

４つ目、部署によっては繁忙期が異なるので、その時期になると熟練した職員を多忙な部署に派遣できるような柔軟な体制をつくる。こちらのほうは既に取り組まれているようですが。

さて、市長、私の提案いかがでしょうか。これには検討の余地はあるでしょうか。お答えお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員のご指摘、しっかりと受けとめながら、しっかりとまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

しっかりと受けとめ、検討していくとのお答え、ありがとうございました。

職員一人一人の命と健康を守るということは、市民奉仕・サービスに直結します。病気で一人の職員が休職すれば、ほかの職員が代行しなければならず、仕事量がふえ、ますます多忙になります。多忙になれば、市民への奉仕・サービスが悪くなるということです。したがって、このような観点から、最高責任者としての市長は、

職員の命と健康を守ることにもっと力を入れて取り組むべきだということを主張し、この質問を終わります。

それでは、３項目め、道路整備について質問します。

各地区から道路改修の要望を出しても、予算がないため、緊急を要するのから進めると言われ、５、６年待っても改修は進まない。待っている間に別のところからの改修箇所が出てくる。区長が交代になり、要望したことさえわからなくなるなど、幾つもの地区から異口同音に市民から声が上がりました。

先日、鹿本町津袋に住んでいる私の知人からも、雨がやんだから今すぐ道路を見に来てほしいと連絡がありました。行ってみると、道路前には神社の鳥居があり、その先には公民館、ごみ収集所、消防車の車庫、奥には神社がありました。大した雨ではなかったのに、道路は既に水たまりができています。その方の話だと、雨が多いときには道路が冠水し、市道にも水がたまるそうです。道路の側溝は機能せず、民家の土地よりも道路が低くなっているため、雨水が流れるところがないからだそうです。ここは平成24年から建設課にお願いしているが、当年度予算はいっぱいだから待ってと待たされてきた。平成28年にまた要望し直して、やっと平成29年度に工事をするとの回答があり、期待していたが工事は実現しなかった。道路の近くには公民館やごみ収集所などがあり、道路の利用度も高く、区民にとっても道路改善は切実な願いとなっています。いつ実現するのか、また整備はどういった方法で進められているのかを明らかにしてください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員のご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの道路につきましては、市道稲田中央線でございます。平成28年度に地元区長さんから要望を受けておりまして、その内容は、道路にたまる雨水を除去するための排水路の布設と舗装の修繕でございました。当該箇所につきましては、地元へも説明した上で、平成30年度より年次計画で整備することにしております。

なお、道路整備の進め方でございますが、修繕や補修等の維持工事につきましては、要望があれば直ちに職員が現地に出向き、道路の現状を確認の上、適宜対応いたしております。また、用地取得も含めまして、整備費用が多額となり、複数年を要するような道路の拡幅・舗装等につきましては、緊急性や必要性、整備効果の観点などを精査した上で、年次計画により整備を進めているところでございます。

先ほど申し上げました稲田中央線の道路整備につきましても、年次計画により施

工することにいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今の答弁の中では、平成28年度要望だったとのことですが、地元の要望なさった方に確認しましたところ、平成24年に要望を出し、さらに待って平成28年に再要望をしたとのことでした。平成30年度に工事着工とのことですので、早速、津袋の区長さんに伝えていただきたいと思います。

合併から14年が経過しましたが、旧山鹿市以外の住民の方からは、よく合併せんほうがよかったという声を耳にします。道路整備にいたしましても、山鹿市中心街はきれいに整備されているように見えるのではないでしょうか。

一方、中心街を外れると、離合できない狭い道路、行きどまりの道路、曲がりくねった道路が、整備されずに残っているのが目立ちます。先ほどの津袋区もそうです。要望を出した箇所は、職員さんが必ず現地確認し、緊急性・必要性などを精査し、計画をしているとのことですが、山鹿市各地から道路整備の要望は多いのではないでしょうか。

そこで、３点質問します。今、市に対して出されている要望は何件ありますか。2017年度に実施した件数とその総額は幾らですか。今、寄せられている要望を実現させるためにはどれだけ予算が必要ですか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の２回目のご質問の１点目、今、市に対して出されている要望は何件あるかについて、お答えします。

市に提出された道路整備の要望につきましては、本年度を含めました過去５年間の累計で1111件でございます。内訳は、道路改良など道路整備の要望が108件、修繕や補修などの維持工事の要望が1003件でございます。

次に、ご質問の２点目、平成29年度に実施した件数は何件か。その総額は幾らかについてお答えします。

本年度３月６日現在、実施しました件数は223件で、改良などの道路整備が26件、維持工事が197件でございます。また、その総額は４億1867万551円でございます。

次に、ご質問の３点目、今寄せられている要望を実現させるためには、どれだけの予算が必要なのかについてお答えします。

現在まで寄せられている要望の中で、修繕や補修などの維持工事は適宜対応しておりますが、整備費用が多額となり、複数年を要するような道路の拡幅・舗装等の工事で、まだ工事に着手していない路線が53件ございます。

整備に必要な予算につきましては、要望されている53件が全て整備すべき道路であるのか、整備することが可能な道路であるか、また道路を整備するに当たっては、図面を作成した上で工事費の積算を行う必要があること、用地補償の範囲の問題など、精査すべきものも多々ございますし、国の交付金や地方債などの財源確保の問題も大きくかかわってまいります。加えて、資材費や労務費の高騰、交付金の配分動向など、不透明な部分もございます。

年次計画の作成に当たりましては、先ほどもお答えしましたように、緊急性や必要性、整備効果などを踏まえた上での整備計画に、これを担保する財源計画を加えなければならないため、現時点で総額を把握することは困難でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今のお答えでは、今寄せられている道路改善要望の中で、単年度予算分は進めているが、多額の費用を要する53路線については、精査すべき問題もあり積算をすることはできないとの答弁でした。

山鹿の住民は我慢強く、よほど切実なものでないと市に要望を出すことがありません。何度要望してもできんそうだ、予算がないなら待っておかんと仕方がないと高齢者の方が悲しそうに話されました。住民の多くは、大きな道路は市や県が計画を持って改善していることは知っています。市民の皆さんが生活していくのに欠かせない自分の身の回り、足元の道路改善をやってほしいと願う気持ちには少しでも早く応えていくべきです。

そこで、市長に質問します。

市民の暮らしを守り、よくしていくために、自治体本来の使命である住民の福祉増進に、市民の税金を使うのが本来ではないでしょうか。財政調整基金を活用することです。確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組む事業への活用を図ると国も言っています。基金積立金も必要ですが、その積立額が適正・妥当なのかという点です。山鹿市標準財政規模の10％を財政調整基金の適正規模と一般には言

われています。山鹿市の標準財政規模の10％とすれば、山鹿市17.5億円が財政調整基金の適正規模と言われるものです。12月議会で市長は、市民が求めるニーズに柔軟に対応していかなければなりませんと答弁されています。ため込みすぎの財政調整基金の一部を取り崩し、可能な限り早く市民の切実な要望・願いを実現させるべきだと思います。いかがですか、市長。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、市民要望実現のための財政調整基金の活用について、お答えいたします。

その前に、ただいまいろんな要望についてお話がございました。特に道路関係の修繕等には、非常に待っているというお話があっておりましたけども、そういった住民の地域の要望をしっかりと受けとめて、ここ数年、大幅な道路関係の予算を増額して対応しておるということを、まずもって申し上げておきたいと思います。

個別にお尋ねいただいた市民要望への対応につきましては、それぞれ担当部長がお答えしたとおりであります。

また、財政調整基金につきましては、その設置目的が年度間の財源調整でございますが、今般の平成30年度予算におきましても、生活基盤の維持・保全、市民の文化・体育活動へのきめ細やかな支援に配慮しつつ、第２次山鹿市総合計画や山鹿市総合戦略に掲げる主要プロジェクトを着実に進めることなどから生じた財源不足に対し、６億円の取り崩しを行っているところであります。

今後も、人口減少や過疎化の進行といった構造的課題と、財政力指数が示す脆弱な財政基盤にあって、将来世代へ負担を先送りすることがないよう、財政規律の確保に努めながら、市民が求めるニーズへの柔軟な対応や不測の事態に備えるなど、総合的な視点に立ち、適正かつ有効な基金の活用に努めていく所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ありがとうございました。

今、お答えいただきました市長答弁には、私、大変矛盾を感じます。私の捉え方と大きく違っておりますので、この点については、次の機会にまたしっかりと討論

したいと思います。

これをもちまして、今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

議案第47号の教育委員会委員の任命について及び議案第48号から議案第54号までの城北財産区管理委員の選任についての８案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第54号までの８案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第１号から議案第46号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時22分　散会

～～～

３月１９日(月曜日)

平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成30年３月19日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案第７号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第８号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第９号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第10号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
議案第11号　山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例及び山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市蒲生コミュニティーセンター条例を廃止する条例
議案第22号　山鹿市山村・都市交流施設条例を廃止する条例
議案第23号　山鹿市鹿北竹加工学習施設条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市娯楽・レクリエーション地区内建築制限の緩和に関する条例

の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例
議案第29号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算
議案第31号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第34号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第35号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第36号　平成30年度六郷財産区特別会計予算
議案第37号　平成30年度城北財産区特別会計予算
議案第38号　平成30年度稲田財産区特別会計予算
議案第39号　平成30年度山鹿市水道事業会計予算
議案第40号　平成30年度山鹿市病院事業会計予算
議案第41号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の貸付けについて
議案第44号　財産の貸付けについて
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市６次産業化・観光連携推進施設）
議案第46号　市道路線の認定について
議案第47号　教育委員会委員の任命について
議案第48号　城北財産区管理委員の選任について
議案第49号　城北財産区管理委員の選任について
議案第50号　城北財産区管理委員の選任について
議案第51号　城北財産区管理委員の選任について
議案第52号　城北財産区管理委員の選任について
議案第53号　城北財産区管理委員の選任について
議案第54号　城北財産区管理委員の選任について
請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

議案第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）

議案第９号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第10号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号　山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例及び山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市蒲生コミュニティーセンター条例を廃止する条例

議案第22号　山鹿市山村・都市交流施設条例を廃止する条例

議案第23号　山鹿市鹿北竹加工学習施設条例を廃止する条例

議案第24号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市娯楽・レクリエーション地区内建築制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例
議案第29号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算
議案第31号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第34号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第35号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第36号　平成30年度六郷財産区特別会計予算
議案第37号　平成30年度城北財産区特別会計予算
議案第38号　平成30年度稲田財産区特別会計予算
議案第39号　平成30年度山鹿市水道事業会計予算
議案第40号　平成30年度山鹿市病院事業会計予算
議案第41号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の貸付けについて
議案第44号　財産の貸付けについて
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市６次産業化・観光連携推進施設）
議案第46号　市道路線の認定について
議案第47号　教育委員会委員の任命について
議案第48号　城北財産区管理委員の選任について
議案第49号　城北財産区管理委員の選任について
議案第50号　城北財産区管理委員の選任について
議案第51号　城北財産区管理委員の選任について
議案第52号　城北財産区管理委員の選任について
議案第53号　城北財産区管理委員の選任について
議案第54号　城北財産区管理委員の選任について
請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願

請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第３　議案第55号　工事請負契約の締結について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山　大二朗　君
２番	小川　榮二　君
３番	芋生　よしや　君
４番	勢田　昭一　君
５番	有働　辰喜　君
６番	服部　香代　君
７番	冨田　弘海　君
８番	永田　健　君
９番	冨丸　洋一郎　君
10番	藤本　峰秀　君
11番	北原　昭三　君
12番	芹川　正美　君
13番	藤原　豊　君
14番	平井　邦廣　君
15番	吉本　政幸　君
16番	池田　誠一　君
17番	堀　茂幸　君
18番	永田　紘二　君
19番	横手　啓介　君
20番	寺崎　勇児　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋　憲正　君
副市長	池田　永実　君
教育長	堀田　浩一郎　君

総務部長	幸村英星君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長	大林秀樹君
消防本部消防次長	中山恒弘君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
総務課長	池田淳志君
環境課長	古江光拡君
福祉課長	江藤一洋君
学校施設課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第１号～議案第54号
請願第３号～請願第４号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第１号から議案第46号、請願第３号及び請願第４号、並びに議案第47号から議案第54号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案24件、請願２件について報告を申し上げます。

去る３月12日、午前10時から本庁501会議室におきまして、委員２名欠席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、市道路線の認定のため、内曲赤根線及び赤根高辻線の２路線を現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について報告いたします。

議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市蒲生コミュニティーセンター条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市山村・都市交流施設条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　山鹿市鹿北竹加工学習施設条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　山鹿市娯楽・レクリエーション地区内建築制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　平成30年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　平成30年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　平成30年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　平成30年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市６次産業化・観光連携推進施設）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

閉会中の調査事件、地域公共交通事業について審査するため、去る２月20日、午前９時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

山鹿市の状況を確認した後、菊池市及び八女市の公共交通の現状と課題について、行政視察を行いました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案15件であります。

去る３月13日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算（中所管）、委員からマイナンバー制度自体に対して、個人情報の取り扱いについて不安があるため、マイナンバーカード交付関連事務に関する予算については賛成できないとの反対討論があり、挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　平成30年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告を行います。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

去る３月14日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、次の２カ所について現地調査を行いました。

最初に、国登録有形文化財に答申が出ました山鹿地区の大森家住宅、次に本年７月に完成予定の川辺地域コミュニティセンターを視察調査をし、それぞれの担当者から施設の概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について、報告をいたします。

議案第１号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市情報公開条例及び山鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例及び山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。

芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

私は、議案第30号　平成30年度山鹿市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

皆さん、今、山鹿市の皆さんの生活はどうでしょうか。アベノミクスによる格差と貧困は広がるばかりです。消費税は増税され、年金も減らされました。食料品や燃料代など、物価の値上がりは毎日の暮らしを大変苦しめています。

地方自治法第１条の２には、地方公共団体の一番の役割は、住民の福祉の増進を図ることだと書かれています。では、ここ山鹿市は、その本来の役割を果たせているでしょうか。

平成29年度末基金残高は140億円、財政調整基金は67億円に上ります。今、山鹿市がやるべきことは、市民の暮らしを応援することではないでしょうか。山鹿市は明確な計画を示すことなく、基金をためこんできた一方で、わずかな金額で実現できる市民の切実な読書活動推進、中体連駅伝試走費など、改善を行われておりません。私は、引き続き、山鹿市がその本来の仕事である住民の福祉の向上を図ることを求めていきます。

今回の予算の反対の主な理由は４点です。

１つ目、教育費の歯と口の健康づくり推進事業です。小学校でフッ化洗口を行うためのものとなっていますが、フッ化洗口を行う、これに使うフッ素はフッ化物の一種フッ化ナトリウムで、急性中毒の危険がある劇物扱いとなっています。洗口液のつくり方や、洗口の方法、使用方法について、十分な注意が必要となります。世界の流れは今、脱フッ素化です。フッ素の利用を始めたのはアメリカですが、そこでも見直しが活性化し、歯磨き剤への使用禁止なども全地球規模で広がっています。このフッ化洗口に対しては、保護者にも危険性をきちんと示して同意を得られているのかも大変疑問です。虫歯は伝染病ではないのに、学校で一斉に洗口を実施することには反対です。

２つ目は、社会保障税番号制度関連事務です。マイナンバー制度に伴うシステム改修等経費が281万4000円計上されています。マイナンバーはスタートから２年になりますが、国民は利便性は実感できず、手続の煩わしさや情報管理などへの不安を強めています。運用拡大の予定も、日本年金機構の125万件の情報流失で延期になりました。運用拡大やシステムの改修に、さらに多額の公金を投じようとしてい

ます。行政機関での対応不備の指摘もあり、連携を先延ばしする組織も生まれています。マイナンバーカードは盗難や紛失も心配され、申請しない方が多いのも事実です。国民や市民が望んでいない制度を拡充するのではなく、制度廃止が必要だと考えますので、マイナンバー関連の予算の支出に反対をいたします。

３つ目は、認定こども園整備事業１億2145万円です。認定こども園だからというので反対するのでありませんが、長い間、保育士として働いてきた者として、保育時間が違う子供たちが一緒に過ごすことが、保育内容や生活のありよう、子供たちの心身に影響が及ぶことが心配され、保育に対する公の責任はどうなのか疑問があります。保護者や保育士の皆さんと、心配されることなどをもっと丁寧な情報交換や話し合いを行い、慎重に検討することを求め、認定こども園整備事業予算に反対します。

４つ目は、学校規模適正化事業についてです。私のところに、つい最近、統廃合地域の住民の方から、合併の話はどうなっているのでしょうかとの声が寄せられました。八幡小地域の住民の方です。地域の住民の方に、これまでもしっかり話し合いは持たれているとのことでしたが、全世帯また対象者に、本当に丁寧な話し合いが持たれているのでしょうか。子供、保護者、教職員、住民の意見を反映させ、一方的な押しつけを許さない取り組みが求められます。改めて、1973年に打ち出され、引き継がれている、１、無理な学校統廃合禁止と住民合意、２、小規模校の存続・充実、３、学校の地域的意義の三原則に基づき、丁寧な意見交換で住民の理解と協力を得て、統廃合は慎重に進めることを求めて、学校規模適正化事業予算に反対をいたします。

以上、議案第30号山鹿市一般会計予算に反対の討論といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第１号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２号から議案第９号までの８案件を一括採決いたします。議案第２号から議案第９号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、８案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号から議案第29号までの20案件を一括採決いたします。議案第10号から議案第29号までの20案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、20案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号から議案第41号までの11案件を一括採決いたします。議案第31号から議案第41号までの11案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号から議案第44号までの３案件を一括採決いたします。議案第42号から議案第44号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第44号までの３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第48号から議案第54号までの７案件を一括採決いたします。議案第48号から議案第54号までの城北財産区管理委員の選任についての７案件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第54号までの７案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第３号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第３号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第４号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第４号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　所管事務調査の委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を、平成30年度中にいたしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま議案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。この際、議案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第３　議案第55号

○議長（永田　健君）

日程第３、直ちに議題といたします。

議案第55号について、提案理由の説明を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第55号　工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、鹿本小学校校舎建築工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

契約の目的は、鹿本小学校校舎建築工事です。

契約の方法は、一般競争入札です。

本工事の入札参加資格につきましては、総工費が約14億円の大規模工事であり、児童の安全を第一に考えながら施工する必要があることから、高い施工能力と専門性が求められること、また同種工事の施工実績を有すること、さらに熊本地震後の復旧・復興工事の影響による人手や資材不足などを考慮した結果、沖縄県を除く、九州管内に本店または営業所等を有する者を対象として入札の公告を行いました。

その後、資格審査会の審査を経まして、去る３月６日に、電子入札による開札を行い、同月12日に落札者と仮契約を締結しております。

契約の金額は、14億1480万円です。

契約の相手方は、福岡市博多区博多駅南１丁目14番８号、株式会社淺沼組九州支店、執行役員支店長、前田　隆志です。

次のページをご覧ください。

工事の場所は、山鹿市鹿本町御宇田258番地地内です。

工事の概要として、構造は鉄筋コンクリート造３階建。建築面積は、1448.41平方メートル。床面積は、3972.50平方メートルです。工事の内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式等です。

工期は、本契約の成立日の翌日から平成32年３月27日までです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時38分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時26分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成30年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時27分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　平　井　邦　廣

山鹿市議会議員　　芹　川　正　美